

欧州企業の持続可能な調達方針 に関する調査報告書

2023年3月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
ブリュッセル事務所
海外調査部

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

目次

はじめに	1
I. 欧州企業の持続可能な調達方針に関する動向（総論）	3
[1] 欧州企業のサステナビリティ対策	3
[2] 責任ある持続可能なサプライチェーンの構築を取り巻くルール	4
1. 国際基準	4
2. 国際合意（国際会議における合意等）	10
3. 欧州経済領域（EEA）内規制	12
4. 欧州経済領域（EEA）外規制	23
5. 情報開示	25
6. その他	28
[3] 欧州企業の持続可能なサプライチェーンの実装状況（II. まとめ）	29
1. サステナビリティ（脱炭素、ビジネスと人権など含む）に関する方針・行動規範	30
2. CSR 調達方針（主に国内外の一次サプライヤー向け、グループ企業を含む）とトレーサビリティ（二次、三次サプライヤーを含む）	33
3. サプライヤー行動規範	33
4. 労使対話	33
5. 監査と評価	33
6. 独自の取り組み	34
7. 情報開示（投資家・株主との関係も含む）	34
8. その他	34
II. 欧州大手企業のサステナビリティ対策・調達方針（企業別）	36
[1] Ericsson（スウェーデン）	36
1. 企業概要	36
2. 持続可能なサプライチェーンの実装状況	37
[2] ドイツテレコム（ドイツ）	43
1. 企業概要	43
2. 持続可能なサプライチェーンの実装状況	43
[3] アホールド・デレーズ（オランダ）	48
1. 企業概要	48
2. 持続可能なサプライチェーンの実装状況	48
[4] レーヴェ・グループ（ドイツ）	53
1. 企業概要	53
2. 持続可能なサプライチェーンの実装状況	53
[5] ケリング（フランス）	59
1. 企業概要	59
2. 持続可能なサプライチェーンの実装状況	59
[6] インディテックス（スペイン）	66
1. 企業概要	66
2. 持続可能なサプライチェーンの実装状況	66
[7] ユニリーバ（英国）	72
1. 企業概要	72
2. 持続可能なサプライチェーンの実装状況	72
[8] ネスレ（スイス）	77
1. 企業概要	77
2. 持続可能なサプライチェーンの実装状況	77
[9] グレンコア（英国）	82
1. 企業概要	82
2. 持続可能なサプライチェーンの実装状況	82
[10] ノルスク・ハイドロ（ノルウェー）	89
1. 企業概要	89
2. 持続可能なサプライチェーンの実装状況（個社の状況）	89

はじめに

欧州では、「誰一人取り残されることのない持続可能な社会の実現」を目指した取組みが急速に進んでいる。持続可能な社会の実現への強いコミットメントの現れ¹として、EU レベルでは、2019 年から 2024 年までの 5 年間の 6 つの優先的課題に、「欧州グリーン・ディール」、「欧州デジタル化対応」、「人々のための経済」、「国際社会におけるより強い欧州」、「欧州の生き方の推進」、「欧州の民主主義のさらなる推進」を掲げて多くの政策を打ち出している²。欧州委員会のフォン・デア・ライエン委員長は、グローバルなビジネス活動は良いことであり、また必要なことであるが、人々の尊厳や自由の犠牲のもとに成り立つのであってはならず、人権はいかなる対価によっても売物にされるものではないと強調しており³、この考え方は現在の EU 政策の基礎となっている。企業によるサステナビリティ推進のためのルール構築として、例えば、直近では 2022 年 2 月に「企業持続可能性デューデリジェンス指令案 (CSDDD)」が、2022 年 9 月には「強制労働製品の域内流通禁止規則案」がそれぞれ公表され、現在審議中であり、2023 年 1 月 5 日には、企業による ESG (環境・社会・ガバナンス) を含む持続可能性 (サステナビリティ) 関連の情報開示強化を目指した「企業持続可能性報告指令 (CSRD)」が発効したところである。

欧州各国レベルでも、英国、フランス、ドイツ、オランダ、ノルウェー、スイスをはじめ、今まで法的拘束力のない国際的枠組等に委ねてきた企業のサプライチェーンにおける人権デューデリジェンスやサステナビリティへの取組みを促すルールを法制化する国が出てきており、EU レベルでも関連ルールの構築に向けた審議が進められている。

国連加盟 193 カ国を対象とした持続可能な開発目標 (SDGs) への取組み状況を国別にみても、2022 年に発行された持続可能な開発報告書 (Sustainable Development Report)⁴ において公表された SDGs の取組みに関するランキングによれば、上位 25 カ国中 24 カ国が欧州地域の国であった⁵。

調達をはじめとする責任ある企業行動は、企業の業績だけではなく、人権、環境をはじめとしたサステナビリティ等の観点から将来にわたって持続可能な社会構築に影響を与える。投資家、株主、消費者、労働者、市民社会をはじめとするステークホルダーが企業によるサステナビリティへの姿勢を考慮するようになった今、そのための企業による取組みと事業の維持発展、業績向上は表裏一体ともいえる。また、サプライチェーンがグローバルに広がる現状においては、欧州企業の取組みの影響が世界に波及することになる。

本報告書では、I. において、欧州企業のサステナビリティ対策に現在影響を与えている「責任ある持続可能なサプライチェーンの構築を取り巻くルール」を紹介し、II. において、欧州大手企業のサステナビリティ対策・調達方針の実例を紹介する。持続可能な社会に対する要請が高まる中、サステナビリティを取り巻くルールや、欧州企業がサステナビリティを戦略上どのように位置づけているかを把握するため、本報告書がその一助となれば幸甚である。

なお、本報告書は西村あさひ法律事務所に委託して作成した。

¹ Ursula von der Leyen, candidate for President of the European Commission 'A Union that strives for more, My agenda for Europe' Political Guidelines for the next European Commission 2019-2024' (July 2019) <https://commission.europa.eu/system/files/2020-04/political-guidelines-next-commission_en_0.pdf>.

² European Commission, 'State of the Union 2022, Letter of Intent' (September 2022) <https://state-of-the-union.ec.europa.eu/system/files/2022-09/SOTEU_2022_Letter_of_Intent_EN_0.pdf>.

³ European Commission, President Ursula von der Leyen, '2021 State of the Union Address' (Strasbourg, 15 Sep 2021) <https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/ov/SPEECH_21_4701>.

⁴ Jeffrey Sachs, Christian Kroll, Guillame Lafortune, et al. 'Sustainable Development Report 2022, From Crisis to Sustainable Development: the SDGs as Roadmap to 2030 and Beyond' (2022) <<https://doi.org/10.1017/9781009210058>>.

⁵ 欧州域外の地域では日本の 19 位が最上位である。

本報告書の構成

- I 欧州企業の持続可能な調達方針に関する動向（総論）
- II 欧州大手企業のサステナビリティ対策・調達方針（企業別）

【留意事項】

- ・本報告書における企業の取組事例は2023年2月時点の情報をもとに作成している。
- ・本報告書において引用しているウェブサイトへのリンクは2023年3月31日時点で有効であることを確認済である。
- ・欧州企業は2月から3月にかけて前年度の年次報告書等を公表する企業が多く、サステナビリティに特化した報告書やウェブサイトもその前後で更新される可能性がある点について、ご留意頂きたい。
- ・欧州におけるサステナビリティ関連規制をめぐる動きは非常に速く、本報告書に掲載されている情報が短期間で更新される可能性がある点についても、併せてご留意頂きたい。

2023年3月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
ブリュッセル事務所
海外調査部欧州ロシア CIS 課

I. 欧州企業の持続可能な調達方針に関する動向（総論）

[1] 欧州企業のサステナビリティ対策

欧州におけるサステナビリティ関連の法制化が、ここ数年相次いでいることを受けて、企業による人権や環境を含むサステナビリティ対策への注目が高まっているが、欧州では、国連グローバル・コンパクトが発足した 2000 年前後、あるいはそれ以前から持続可能な社会の実現に向けた取組みを自発的に進めてきた企業も多い。また、サステナビリティと事業活動を切り離して考えるのではなく、企業の成長戦略の根幹としてサステナビリティを位置づけて、サプライチェーンやバリューチェーン⁶全体で対策を試みる傾向もみられる。

その一方で、サプライチェーンやバリューチェーン上におけるサステナビリティ関連の取組みを実施することの難しさを指摘する声も聞かれる。例えば、膨大な数のサプライヤー管理、人的・時間的リソースの限界、追跡可能性、影響力等の面から対応が困難な場合もあり、人権や環境面でのリスク軽減策として、本来であれば協力して解決策を見いだすべきところ、リスクの高そうな地域からの事業撤退を決断し、結局社会的に脆弱な立場に置かれている人々の人権・労働環境改善につながっていないという課題も生じている⁷。

このような課題と対峙しつつも、欧州企業はサステナビリティや責任ある企業行動に関する国際的枠組、EU および国内法規制、産業団体や民間イニシアチブによる自主的なガイドライン等に依拠しながら、より持続可能な社会の実現に向けて努力を続けている。具体的には、自社グループにおける企業の方針、行動規範、事業計画等にサステナビリティへの取組みを反映したり、サプライヤー行動規範や契約条件等を通じて自社グループのみならず、サプライチェーンやバリューチェーン上の活動においてサステナビリティへの配慮を求めたり、その活動状況についてデューディリジェンスを実施する等、多くの欧州企業は持続可能な社会に向けて積極的に対策を講じている。

総論では、このような欧州企業の対応に影響を与えている、責任ある持続可能なサプライチェーン構築を取り巻くルールを紹介する。

⁶ サプライチェーンは、製品・サービスの供給網に着目して使われる用語で、製品・サービスの原材料や資源、設備や調達・確保に関係する者と、自社の製品・サービスの販売・消費・廃棄等に関係する者の両方が含まれる。一方、バリューチェーンは供給網だけでなく製品・サービスに付加価値を与える活動（例：人事、労務管理、技術開発、インフラ管理等）も含めて使われる用語である。サステナビリティへの取組みを紹介するにあたり、各企業は両方の用語を使っている。

⁷ Kiel Institute for the World Economy, Gabriel Felbermayer, Oliver Godart, Alexander Sandkamp, Rolf J. Langhammer, Expert report, opportunities and risk of a due diligence law p.23 <<https://www.ifw-kiel.de/experts/ifw/alexander-sandkamp/opportunities-and-risks-of-a-due-diligence-law-16604/>>.

[2] 責任ある持続可能なサプライチェーンの構築を取り巻くルール

人権、環境、気候変動、社会情勢と多岐にわたるサステナビリティ関連の課題に効果的に対処していくためには、国際機関や各国政府機関等の力だけでは不十分であり、企業の事業活動が社会にもたらす影響力を考慮すれば、企業による協力が不可欠である。一方、このような複雑な課題に対処するには個別の企業の自主性に任せておくだけでは限界があるため、企業によるサステナビリティ対策や持続可能なサプライチェーンの構築の支援・促進を目的に、様々な国際的なルールやガイドラインが整備されてきた。

[2] では、責任ある持続可能なサプライチェーンの構築を取り巻くルールについて、国際基準、国際合意、欧州経済領域（EEA）内規制、欧州経済領域（EEA）外規制、情報開示等について紹介する。

1. 国際基準

国際基準としては、主に国連、および国連の専門機関である国際労働機関（ILO）、経済開発協力機構（OECD）が、人権や環境を含む企業の社会的責任、サステナビリティへの取組みを促す国際的枠組を策定している。例えば、2000年に発足した国連グローバル・コンパクトは、企業によるサステナビリティへの取組みを促す先駆的存在であり、2011年に支持された国連「ビジネスと人権に関する指導原則」は、企業による人権尊重の取組みを本格化させる大きな転機となった。また、OECDが策定した各種デューディリジェンス・ガイダンスは、責任ある企業行動の実践にあたり広く参照されている。これらの国際的枠組は企業等に対して直接法的拘束力を持つものではないが、多くの企業がサステナビリティへの取組みを遂行する上で依拠しており、重要な役割を担う。以下ではこれらの主要な国際基準等につき紹介する。

【図表 1】 責任ある持続可能なサプライチェーンに関連する主な国際的枠組一覧⁸

機関	国際的枠組等		公表年
国連	(1)	グローバル・コンパクト ⁹ /UN Global Compact	2000年 ¹⁰
	(2)	ビジネスと人権に関する指導原則 ¹¹ UN Guiding Principles on Business and Human Rights	2011年
	(3)	持続可能な開発目標 ¹² /Sustainable Development Goals: SDGs	2015年

⁸ これらの国際的枠組の中でも、国連指導原則、ILOの多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言、OECD多国籍企業行動指針は国際的に認められた枠組としてG7、G20における首脳宣言や声明等でも言及されている。例として、G7 Leaders' Communiqué, Elmau, 28 June 2022 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100364051.pdf>> p.1, G20 Leaders' Declaration, Shaping an interconnected world, Hamburg, 7/8 July 2017 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000271291.pdf>> p.3。

⁹ The UN Global Compact, The Ten Principles of the UN Global Compact <<https://www.unglobalcompact.org/what-is-gc/mission/principles>>. 日本語版はグローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンのウェブサイトから入手可能<<https://www.ungcnj.org/gcnj/principles.html>>。

¹⁰ 1999年、当時の国連事務総長であったコフィー・アナン氏がダボス会議において提唱し、2000年にニューヨーク国連本部で正式に発足した。

¹¹ United Nations Human Rights Council, Guiding Principles on Business and Human Rights: Implementing the United Nations "Protect, Respect and Remedy" Framework (A/HRC/17/31) (2011) <<https://digitallibrary.un.org/record/705860?ln=en#record-files-collapse-header>>. 日本語版（国際連合広報センター）「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために（A/HRC/17/31）」 <https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/>。

¹² United Nations, 2015b, Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development (A/RES/70/1) (2015) <https://www.un.org/en/development/desa/population/migration/generalassembly/docs/globalcompact/A_RES_70_1_E.pdf>. 外務省により仮和訳「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が作成されている<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf>>。

機関	国際的枠組等		公表年
ILO ¹³	(4)	多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言 （「多国籍企業宣言」） ¹⁴ Tripartite Declaration of Principles concerning Multinational Enterprises and Social Policy	1977年 ¹⁵
ILO	(5)	労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言とその フォローアップ ¹⁶ Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work and its Follow-up	1998年
OECD	(6)	OECD 多国籍企業行動指針 ¹⁷ OECD Guidelines for Multinational Enterprises	1976年 ¹⁸
	(7)	責任ある企業行動のための OECD デューディリジェンス・ ガイダンス ¹⁹ および産業分野別ガイダンス OECD Due Diligence Guidance for Responsible Business Conduct and sector specific guidances	2018年他

(出所) 各国際的枠組を基に作成

(1) 国連グローバル・コンパクト

国連グローバル・コンパクト²⁰は、国連と民間（企業・団体）が協力して健全なグローバル社会を築くための世界最大のサステナビリティ・イニシアチブとして 2000 年に発足した²¹。企業に対し、人権の尊重、不当な労働の排除、環境保護、腐敗防止に関する 10 原則の遵守を促し、持続可能な成長を実現するための自発的な取組みを提唱する。現在 160 カ国から 2 万 1,000 社²²を超える企業が賛同している。国連グローバル・コンパクトは持続可能な調達に向けた企業による取組みを支援するため、以下をはじめとした実践的なガイドを公表している²³。

- ・ CSR 調達・持続可能な調達²⁴

¹³ ILO も国連の機関であるが、個別に扱うこととする。

¹⁴ ILO, Tripartite Declaration of Principles concerning Multinational Enterprises and Social Policy (MNE Declaration) (2017 Fifth Edition) <https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_emp/---emp_ent/---multi/documents/publication/wcms_094386.pdf>. 本文和訳版「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」は ILO のウェブサイトから入手可能<https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/---ilo-tokyo/documents/publication/wcms_577671.pdf>。

¹⁵ 直近では 2017 年に改訂され、国連指導原則や持続可能な開発目標（SDGs）の内容が盛り込まれた（多国籍企業宣言「目標と適用範囲」10）。

¹⁶ ILO, Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work and its Follow-up (as amended 2022) <https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_norm/---declaration/documents/normativeinstrument/wcms_716594.pdf>. 日本語での情報は ILO のウェブサイトから入手可能<https://www.ilo.org/tokyo/about-ilo/WCMS_246572/lang-ja/index.htm>。

¹⁷ OECD, OECD Guidelines for Multinational Enterprises, OECD Publishing (2011 Edition) <<http://dx.doi.org/10.1787/9789264115415-en>>. 外務省および OECD 東京センターによる仮和訳は外務省ウェブサイトから入手可能<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/pdfs/takoku_ho.pdf>。

直近では 2011 年に改訂され、企業の人権尊重責任に関する記載が新設された（IV.人権）。

¹⁹ OECD, OECD Due Diligence Guidance for Responsible Business Conduct (2018) <<http://mneguidelines.oecd.org/OECD-Due-Diligence-Guidance-for-Responsible-Business-Conduct.pdf>>. 日本語版「責任ある企業行動のための OECD デューディリジェンス・ガイダンス」も作成されている <<http://mneguidelines.oecd.org/OECD-Due-Diligence-Guidance-for-RBC-Japanese.pdf>>。

²⁰ The UN Global Compact, The Ten Principles of the UN Global Compact <<https://www.unglobalcompact.org/what-is-gc/mission/principles>>. 日本語版はグローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンのウェブサイトから入手可能<<https://www.ungcnj.org/gcnj/principles.html>>。

²¹ The UN Global Compact, Who we are <<https://www.unglobalcompact.org/what-is-gc>>.

²² 最新の賛同企業の情報は国連グローバル・コンパクトのウェブサイトから確認可能 <<https://www.unglobalcompact.org/what-is-gc/participants>>。

²³ 日本語での資料はグローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンのライブラリーページから入手可能 <<https://www.ungcnj.org/library/index.html>>。

²⁴ 英語版・日本語版ともに、グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンのウェブサイトから入手可能 <<https://www.ungcnj.org/objective/procurement/index.html>>。

- ・実装のための手引き書「サプライチェーンの持続可能性：継続的改善のための実践的ガイド」²⁵
- ・国連グローバル・コンパクト、ユニセフ、セーブ・ザ・チルドレン「子どもの権利とビジネス原則」²⁶

(2) 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」（国連指導原則）

企業がグローバルに展開していく一方、その事業活動が社会やステークホルダーの人権に与える負の影響が多岐にわたるにも関わらず、国家がその負の影響を適切に制御しきれていないというガバナンス・ギャップが問題視されてきた。国連指導原則²⁷は、そのガバナンス・ギャップの解消を目指して 2011 年に国連人権理事会において全会一致で支持されたもので、「人権を保護する国家の義務」、「人権を尊重する企業の責任」（以下、「企業の人権尊重責任」という）および「救済へのアクセス」の 3 つの柱で構成されている。法的拘束力はないものの、最も重要な国際スタンダードとして、現在の欧州におけるサプライチェーンやバリューチェーンにおけるデューディリジェンス法制化の流れをつくるひとつの契機ともなっている。

国連指導原則では、企業の人権尊重責任を果たすために、企業はバリューチェーン上などにおける自身の活動がステークホルダーの人権に及ぼす負の影響を評価し、対処するために人権デューディリジェンス²⁸の実施を求めており²⁹、これは企業の規模、業種、拠点などに関わらず全ての企業に対して適用されるものである³⁰。その具体的内容の理解促進のために、国連人権高等弁務官事務所（Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights（OHCHR））は、「人権尊重についての企業の責任・解釈の手引き」³¹を公表している。

ここで、企業が尊重すべき「人権」とは、「国際的に認められた人権」とされており、具体的には少なくとも以下の人権が含まれると理解されており³²、ビジネスと人権に関するその他の国際的枠組や各国の規制等もこれらの人権を参照していることが多い。

²⁵ The UN Global Compact, Business for Social Responsibility, Supply Chain Sustainability: A Practical Guide for Continuous Improvement, Second Edition (2015) <<https://www.unglobalcompact.org/library/205>>. 日本語版は、環境経営学会サプライチェーン・マネジメント研究委員会が作成している（ただし、初版（2010）のみ）。<[http://www2.mmc.atomi.ac.jp/~miyazaki/SCM%20Guide%20\(Japanese\)%20Final20111102.pdf](http://www2.mmc.atomi.ac.jp/~miyazaki/SCM%20Guide%20(Japanese)%20Final20111102.pdf)>。

²⁶ The UN Global Compact, UNICEF, Save the Children, Children's Rights and Business Principles (2010) <<https://www.unicef.org/documents/childrens-rights-and-business-principles>>. 日本語版 <<https://www.ungecn.org/activities/topics/detail.php?id=123>>。

²⁷ United Nations Human Rights Council, Guiding Principles on Business and Human Rights: Implementing the United Nations "Protect, Respect and Remedy" Framework (A/HRC/17/31) (2011) <<https://digitallibrary.un.org/record/705860?ln=en#record-files-collapse-header>>. 日本語版「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために（A/HRC/17/31）」は、国際連合広報センターのウェブサイトから入手可能 <https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/>。

²⁸ 人権デューディリジェンスとは、合理的かつ思慮分別ある企業が、その状況（分野、事業活動の状況、規模およびこれらに類似する要素を含む）に照らして、人権に関する自身の責任を果たすために実行しなければならない持続的な管理プロセスであるとしている（国連指導原則 17-21、国連「人権尊重についての企業の責任・解釈の手引き」I 定義）。

²⁹ 国連指導原則 II. 人権を尊重する企業の責任

³⁰ 国連指導原則 一般原則

³¹ OHCHR, The Corporate Responsibility to Respect Human Rights - An Interpretive Guide (2012) <https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Publications/HR.PUB.12.2_En.pdf>. 日本語版は、公益財団法人国際民商事法センターが公表している <https://www.icclc.or.jp/human_rights/>。

³² 国連指導原則 12、解釈の手引き問 1

【図表 2】 「国際的に認められた人権」に関する条約・国際基準

国際人権章典	世界人権宣言 ³³	「全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準」として、基本的人権尊重の原則を定めた国連文書
	国際人権規約	社会権規約 ³⁴ ： 全ての人に労働、社会保障、生活、教育などの経済的、社会的及び文化的権利を保障することを定める規約 自由権規約 ³⁵ ： 身体的自由と安全、移動の自由、思想・良心の自由、差別の禁止等の市民的及び政治的権利を保障することを定める規約
ILO 中核的労働基準 ³⁶	結社の自由及び団体交渉権の効果的な承認	結社の自由及び団結権の保護に関する条約（第 87 号） 団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約（第 98 号）
	強制労働の禁止	強制労働に関する条約（第 29 号） 強制労働の廃止に関する条約（第 105 号）
	児童労働の撤廃	就業が認められるための最低年齢に関する条約（第 138 号） 最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約（第 182 号）
	雇用及び職業における差別の排除	同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約（第 100 号） 雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（第 111 号）
	安全で健康的な労働環境	職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約（第 155 号） 職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約（第 187 号）

(出所) 各条約・国際基準を基に作成

(3) 国連「持続可能な開発目標」(SDGs)

2015年9月にニューヨーク国連本部において開催された「国連持続可能な開発サミット」において「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が全会一致で採択され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために 2030 年までに達成すべき目標として掲げられたのが、17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標 (SDGs)」³⁷である。

この目標実現のためには民間セクターにも役割があるとされ³⁸、持続可能な社会の実現に向けた取組みの導入および定期的な報告を企業に推奨している³⁹。このような企業による取組促進のため、国連グローバル・コンパクト等が次のような文書を公表している。

- ・「SDG Compass : SDGs の企業行動指針—SDGs を企業はどう活用するか—」⁴⁰

³³ 世界人権宣言 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/1b_001.html>。

³⁴ 社会権規約 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2b_001.html>。

³⁵ 自由権規約 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2c_001.html>。

³⁶ 各条約の詳細は ILO のウェブサイトから確認できる<<https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/lang-ja/index.htm>>。

³⁷ United Nations, 2015b, Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development (A/RES/70/1) (2015) (The UN 2030 Agenda)

<https://www.un.org/en/development/desa/population/migration/generalassembly/docs/globalcompact/A_RES_70_1_E.pdf>. 外務省により仮和訳「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が作成されている<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf>>。

³⁸ The UN 2030 Agenda, Section 41

³⁹ The UN 2030 Agenda, Sustainable Development Goal 12, Target 12.6

⁴⁰ The UN Global Compact, Global Reporting Initiative, WBCSD, SDG Compass: The guide for business action on the SDGs <<https://sdgcompass.org/>>. 日本語版も同リンクより入手可能。

- ・ 「SDGs に関するビジネス・レポーティング：ゴールとターゲットの分析」⁴¹
- ・ 「イン・フォーカス：SDGs に関するビジネス・レポーティングにおける投資家ニーズへの対応」⁴²
- ・ 「SDGs を企業報告に統合するための実践ガイド」⁴³

(4) ILO「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」(ILO 多国籍企業宣言)

ILO 多国籍企業宣言⁴⁴は、社会政策と包摂的で責任ある持続可能なビジネス慣行に関して、企業に直接の指針を示したもので、世界中の政府、使用者および労働者との間で議論を重ねた上で ILO 理事会によって採択された国際文書である。1977 年の採択以降、直近では 2017 年 3 月に最新の改訂⁴⁵が行われている。内容は、多国籍企業および国内企業、本国と受入国の政府、労使団体に、一般方針、雇用、訓練、労働・生活条件、労使関係の 5 分野において、国際労働基準に定められた原則に根ざした指針を示したもので、企業が経済的・社会的進歩および全ての人へのディーセント・ワークの実現に対して積極的に寄与することを奨励し、企業の活動がもたらす困難を最小にし、解決することを目指している⁴⁶。企業の責任あるビジネスの主要文書のひとつとして、国連指導原則、OECD 多国籍企業行動指針とあわせて参照されることが多く、これらの文書は相互補完的な内容となっている⁴⁷。

ILO 多国籍企業宣言の理解促進のため、次のとおり ILO 理事会は実務運用のためのツール等を採択している。

- ・ 「多国籍企業宣言の理解と原則の実務運用」(e ラーニングプログラム他)⁴⁸
- ・ 「運用のためのツール」(地域別フォローアップ他)⁴⁹

⁴¹ The UN Global Compact, Global Reporting Initiative, Business Reporting on the SDGs: An Analysis of the Goals and Targets - updated edition 2022 <<https://www.unglobalcompact.org/library/5361>>. 日本語版 (2021) <https://www.ungcn.org/library/files/elements_file_target.pdf>。

⁴² The UN Global Compact, In Focus: Addressing Investor Needs in Business Reporting on the SDGs (2018) <<https://www.unglobalcompact.org/library/5625>>. 日本語版 (2019) <https://www.ungcn.org/sdgs/files/elements_file_focus.pdf>。

⁴³ The UN Global Compact, Global Reporting Initiative, Integrating the SDGs into Corporate Reporting: A Practical Guide (2018) <<https://www.unglobalcompact.org/library/5628>>. 日本語版 (2019) <https://www.ungcn.org/library/files/elements_file_guid.pdf>。

⁴⁴ ILO, Tripartite Declaration of Principles concerning Multinational Enterprises and Social Policy (MNE Declaration) (2017 Fifth Edition) <https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_emp/---emp_ent/---multi/documents/publication/wcms_094386.pdf>. 日本語版「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」は ILO のウェブサイトから入手可能<https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/---ilo-tokyo/documents/publication/wcms_577671.pdf>。

⁴⁵ ILO, ILO revises its landmark Declaration on multinational enterprises, 17 March 2017 <https://www.ilo.org/global/about-the-ilo/newsroom/news/WCMS_547615/lang-en/index.htm>。

⁴⁶ ILO, What is the ILO MNE Declaration? <https://www.ilo.org/tokyo/helpdesk/WCMS_570332/lang-en/index.htm>. 日本語版<https://www.ilo.org/tokyo/helpdesk/WCMS_676220/lang-en/index.htm>。

⁴⁷ ILO 多国籍企業宣言、国連指導原則、OECD 多国籍企業行動指針といった国際文書の整合性については、国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR)、国際労働機関 (ILO)、経済協力開発機構 (OECD) らが共同で発行した解説文書参照<<https://mneguidelines.oecd.org/Brochure-responsible-business-key-messages-from-international-instruments-JAP.pdf>>。

⁴⁸ ILO, Tripartite Declaration of Principles concerning Multinational Enterprises and Social Policy (MNE Declaration) <<https://www.ilo.org/empent/areas/mne-declaration/lang-en/index.htm>>. 日本語での情報は ILO 日本語のウェブサイトから入手可能。「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言 (多国籍企業宣言) 第 5 版 (2017 年) - 解説<https://www.ilo.org/tokyo/helpdesk/WCMS_676219/lang-en/index.htm>。

⁴⁹ ILO, Tripartite Declaration of Principles concerning Multinational Enterprises and Social Policy (MNE Declaration) <<https://www.ilo.org/empent/areas/mne-declaration/lang-en/index.htm>>. 日本語での情報は ILO 日本語版のウェブサイトから入手可能。「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言 (多国籍企業宣言) 第 5 版 (2017 年) - 解説<https://www.ilo.org/tokyo/helpdesk/WCMS_676219/lang-en/index.htm>。

(5) ILO「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言とそのフォローアップ」

「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言とそのフォローアップ」⁵⁰は、1998年のILO総会で採択されたもので、ILO加盟国は労働における基本的原則及び権利（①結社の自由および団体交渉権の効果的な承認、②強制労働の廃止、③児童労働の撤廃、④雇用及び職業における差別の排除、⑤安全で健康的な労働環境）の尊重、促進、実現に向けた義務を負うとし、各国はこれらに対応する5分野10条約（「ILO中核的労働基準」）⁵¹を未批准の場合でも、この原則の推進に向けて努めるべきとし、ILOはそのための支援を提供するとしている。

(6) OECD「OECD多国籍企業行動指針」

OECD多国籍企業行動指針⁵²は、行動指針参加国の多国籍企業に対し、企業に対して期待される責任ある行動を自主的にとることを勧告するために1976年に策定された。行動指針には法的拘束力はないものの、一般方針、情報開示、人権、雇用および労使関係、環境、贈賄・贈賄要求・金品の強要の防止、消費者利益、科学技術、競争、納税等、幅広い分野における責任ある企業行動に関する行動と基準を定めている⁵³。

直近では、2011年に最新の改訂が行われており、企業には人権を尊重する責任があり、人権への負の影響を特定、防止、緩和するため、リスクに基づいたデューディリジェンスを実施すべきとの指針が新たに盛り込まれた。OECD多国籍企業行動指針は、ILO多国籍企業宣言、国連指導原則とも整合性のとれた内容となっている⁵⁴。

(7) OECD「責任ある企業行動のためのOECDデューディリジェンス・ガイダンスおよび産業分野別ガイダンス」

責任ある企業行動のためのOECDデューディリジェンス・ガイダンス（「OECDデューディリジェンス・ガイダンス」）⁵⁵は、企業が「OECD多国籍企業行動指針」を実施するための実務的な支援を提供することを目的にOECDより発行されたガイダンスである。OECD多国籍企業行動指針のみならず、ILO多国籍企業宣言、国連指導原則の中でも推奨されているデューディリジェンスの実施にも役立つ内容となっており、企業が、その事業、サプライチェーンおよびその他ビジネス上の関係先と関連する可能性のある労働者、人権、環境、贈賄、消費者およびコーポレートガバナンスに対する負の影響を回避し、対処するための取組みにつき解説しており⁵⁶、デューディリジェンス実施のための手引きとして広く参照されている。さらに、全体的なガイダンスのみならず、OECDは下記のとおり特定のセクター別のガイダンスも発行している⁵⁷。

⁵⁰ ILO, Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work and its Follow-up (as amended 2022) <https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_norm/---declaration/documents/normativeinstrument/wcms_716594.pdf>. 日本語での情報はILOの日本語版のウェブサイトから入手可能<https://www.ilo.org/tokyo/about-ilo/WCMS_246572/lang-ja/index.htm>。

⁵¹ 中核的労働基準を構成する条約は図表2を参照。

⁵² OECD, OECD Guidelines for Multinational Enterprises, OECD Publishing (2011 Edition) <<http://dx.doi.org/10.1787/9789264115415-en>>. 外務省およびOECD東京センターによる仮和訳は外務省ウェブサイトから入手可能<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/pdfs/takoku_ho.pdf>。

⁵³ 外務省 OECD多国籍企業行動指針 2022年9月20日<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/housin.html>>。

⁵⁴ ILO多国籍企業宣言、国連指導原則、OECD多国籍企業行動指針といった国際文書の整合性につき、<<https://mneguidelines.oecd.org/Brochure-responsible-business-key-messages-from-international-instruments-JAP.pdf>>参照。

⁵⁵ OECD, OECD Due Diligence Guidance for Responsible Business Conduct (2018) <<http://mneguidelines.oecd.org/OECD-Due-Diligence-Guidance-for-Responsible-Business-Conduct.pdf>>. 日本語版「責任ある企業行動のためのOECDデューディリジェンス・ガイダンス」<<http://mneguidelines.oecd.org/OECD-Due-Diligence-Guidance-for-RBC-Japanese.pdf>>。

⁵⁶ 「責任ある企業行動のためのOECDデューディリジェンス・ガイダンス」序文。

⁵⁷ OECD, Responsible Business Conduct, OECD Guidelines for Multinational Enterprises <<https://mneguidelines.oecd.org/due-diligence-guidance-for-responsible-business-conduct.htm>>。

【図表 3】 OECD セクター別ガイドンス

セクター	OECD ガイドンス
金融	・ 責任ある企業融資と証券引受のためのデューディリジェンス ⁵⁸ ・ 機関投資家の責任ある企業行動 ⁵⁹ ・ 責任ある企業行動：プロジェクトおよびアセットファイナンスのためのデューディリジェンス ⁶⁰
衣類・履物	衣類・履物セクターにおける責任あるサプライチェーンのためのデューディリジェンス・ガイドンス ⁶¹
農業	責任ある農業サプライチェーンのための OECD-FAO ガイドンス ⁶²
採掘	採掘セクターにおける意義のあるステークホルダー・エンゲージメントのためのデューディリジェンス・ガイドンス ⁶³
鉱物	紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデューディリジェンス・ガイドンス ⁶⁴
児童労働	鉱物サプライチェーンにおける最悪の形態の児童労働を特定・対処するための企業による実践的行動 ⁶⁵

(出所) OECD セクター別ガイドンスを基に作成

2. 国際合意（国際会議における合意等）

2015年以降、様々な国際会議において「責任あるサプライチェーン」について集中的に議論がなされるようになり、国際会議の成果としての宣言、声明、合意等の中でも持続可能なサプライチェーンに関する記述が含まれることもある。下記では OECD デューディリジェンス・ガイドンス等の国際的枠組が起草される契機ともなった G7、G20 における合意および、環境（気候変動）への取組みにおいてひとつの重要な指標となっている国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定について紹介する。

⁵⁸ OECD, Due Diligence for Responsible Corporate Lending and Securities Underwriting, Key considerations for banks implementing the OECD Guidelines for Multinational Enterprises (2019)

<<https://mneguidelines.oecd.org/final-master-due-diligence-for-responsible-corporate-lending-and-securities-underwriting.pdf>>. 日本語版「責任ある企業融資と証券引受のためのデューディリジェンス」（環境省による仮訳）<<https://www.env.go.jp/content/900495907.pdf>>。

⁵⁹ OECD, Responsible business conduct for institutional investors, Key considerations for due diligence under the OECD Guidelines for Multinational Enterprises (2017) <<https://mneguidelines.oecd.org/RBC-for-Institutional-Investors.pdf>>. 日本語版「機関投資家の責任ある企業行動 OECD 多国籍企業行動指針に基づくデューディリジェンスに関して考慮すべき重要な事項」（環境省による仮訳）<https://www.env.go.jp/policy/JP_RBC-for-Institutional-Investors.pdf>。

⁶⁰ OECD, Responsible business conduct due diligence for project and asset finance transactions (2022) <<https://doi.org/10.1787/952805e9-en>>.

⁶¹ OECD, Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains in the Garment and Footwear Sector (2018) <<https://doi.org/10.1787/9789264290587-en>>. 日本語版（経済産業省による仮訳）「OECD 衣類・履物セクターにおける責任あるサプライチェーンのためのデューディリジェンス・ガイドンス」<https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/fiber/pdf/JP_OECD-Due-Diligence-Guidance-Garment-Footwear.pdf>。

⁶² OECD-FAO, Guidance for Responsible Agricultural Supply Chains (2016) <<https://doi.org/10.1787/9789264251052-en>>. 日本語版（農林水産省による仮訳）「責任ある農業サプライチェーンのための OECD-FAO ガイドンス」<<https://www.fao.org/documents/card/en/c/I6074JA/>>。

⁶³ OECD, Due Diligence Guidance for Meaningful Stakeholder Engagement in the Extractive Sector (2017) <<https://doi.org/10.1787/9789264252462-en>>.

⁶⁴ OECD, Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High-Risk Areas: Third Edition (2016) <<http://dx.doi.org/10.1787/9789264252479-en>>. OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデューディリジェンス・ガイドンス第三版（JEITA 電子情報技術産業協会仮訳）<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100057444.pdf>>. 金に関する補足書（JEITA 電子情報技術産業協会仮訳）<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/pdfs/oecd_gold_jp.pdf>。

⁶⁵ OECD, Practical actions for companies to identify and address the worst forms of child labour in mineral supply chains (2017) <<http://mneguidelines.oecd.org/Practical-actions-for-worst-forms-of-child-labour-mining-sector.pdf>>.

(1) G7 サミット（主要国首脳会議等）

2015 年 G7 エルマウ・サミット首脳宣言⁶⁶：国連指導原則の強い支持と国別行動計画策定に向けた努力を表明、持続可能な社会実現のため、企業が労働・社会・環境に関する国際基準に基づくデューデリジェンス実施を促す旨の宣言がなされた。これを受け、OECD はその実践支援のため推奨される対応策をまとめた G7 向けのレポート⁶⁷を作成している。

2021 年 G7 コーンウォール・サミット、G7 カービスベイ首脳声明⁶⁸：個人を強制労働から守り、グローバルなサプライチェーンが強制労働の利用に関わらないことを確保するため、国内的手段および多国間機関を通じて協働し続ける旨の確認がなされ、G7 貿易大臣に対してグローバルなサプライチェーンにおけるあらゆる形態の強制労働の利用根絶に向けた協力を指示した。これを受け、G7 貿易大臣は、同年 10 月に G7 貿易大臣コミュニケ⁶⁹の附属文書として「強制労働に関する G7 貿易大臣声明」⁷⁰を発表し、サプライチェーンの透明性、国連指導原則を実施する上での政府の役割、人権デューデリジェンスに関する指針を促進すること等を確認した。さらに、G7 の閣僚は、企業の事業運営とサプライチェーンにおける環境および社会的影響の改善に向けて行動を起こすため、民間セクター⁷¹、市民社会および地域のアクターと協力していくことを目的として、大手食品・農業関連企業の CEO らとともに、G7 持続可能なサプライチェーンイニシアチブ（G7 Sustainable Supply Chains Initiative（SSCI））を立ち上げた⁷²。

2022 年 G7 エルマウ・サミット、G7 首脳声明⁷³：地政学的に大きな変化が見られる中において、グローバル・サプライチェーンにおける人権、環境および労働に関する国際基準の一貫した実施および遵守を最大化するために協調することを確認した。特に、拘束力を有する措置と有さない措置を組み合わせながら、ネットゼロ、気候変動、農業生産に伴う森林損失・土地劣化、資源の持続的な使用、環境負荷軽減、循環性の促進、働きがいのある人間らしい仕事の促進といった持続可能なサプライチェーンを促進していくことへのコミットメントを示した。これを受け、G7 貿易大臣は、貿易と貿易政策が環境および社会的持続可能性のための推進力となり得るとし、気候変動に関する目標および資源の持続的な利用の促進の重要性、企業のデューデリジェンス促進を含む、グローバル・サプライチェーンにおけるあらゆる形態の強制労働および児童労働の根絶に向けた協力の重要性を強調した⁷⁴。

⁶⁶ G7 Summit, Leaders' Declaration, 7-8 June 2015 in Schloss Elmau (2015) pp6-7 <<https://www.bundesregierung.de/resource/blob/998442/436680/e077d51d67486b1df34e539f621aff8c/2015-06-08-g7-abschluss-eng-en-data.pdf?download=1>>.

⁶⁷ OECD, OECD Report to G7 Leaders on Responsible Business Conduct <<https://www.oecd.org/corporate/OECD-Report-to-G7-Leaders-on-Responsible-Business-Conduct.pdf>>.

⁶⁸ G7 Summit, Carbis Bay G7 Summit Communiqué (2021) <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100200009.pdf>>. 外務省は仮和訳「G7 カービスベイ首脳コミュニケ」を公表している <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100200083.pdf>>.

⁶⁹ G7 Trade Ministers' Communiqué, United Kingdom (2021) <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100251122.pdf>>. 外務省は仮和訳「G7 貿易大臣コミュニケ」を公表している <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100251121.pdf>>.

⁷⁰ G7 Trade Ministers' Communiqué, G7 Trade Ministers' Statement on Forced Labour (Annex A) (2021) <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100251122.pdf>>. 外務省は仮和訳「G7 貿易大臣コミュニケ、附属文書 A」を公表している <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100251121.pdf>>.

⁷¹ 2023 年 1 月時点の参画企業 22 社のうち 15 社が欧州企業である。日本からも明治ホールディングス株式会社、株式会社セブン&アイ・ホールディングスが参加している。

⁷² OECD, G7 Sustainable Supply Chains Initiative <<https://mneguidelines.oecd.org/g7-sustainable-supply-chains-initiative.htm>>.

⁷³ G7 Leaders' Communiqué, Elmau, 28 June 2022 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100364051.pdf>>. 外務省は仮和訳「G7 首脳コミュニケ」を公表している <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100376624.pdf>>.

⁷⁴ G7 Trade Ministers' Statement, Neuhardenberg, 15 September 2022 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100394688.pdf>>. 外務省は仮和訳「G7 貿易大臣声明」を公表している <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100394689.pdf>>.

同年 5 月に開催された気候・エネルギー・環境大臣会合⁷⁵では、人権、環境、気候の保護は表裏一体の課題であるとし、企業がサプライチェーンを通じて、環境、社会、経済の持続可能性に関する世界的な目標の達成を促進することを表明した。具体的には、効果的なデューディリジェンス規制の導入、サプライチェーン全体の透明性および報告の強化が含まれるとしている。さらに、G7 開発大臣会合においても、サプライチェーンにおける国際的に受容された環境・労働・社会基準の実施の強化、ビジネスにおける人権尊重のために国内的・国際的、義務的・自発的な措置の組み合わせを支援していくことが確認された⁷⁶。

(2) G20

2017 年 G20 ハンブルク首脳宣言⁷⁷：「持続可能なグローバル・サプライチェーン」が議題となり、持続可能で包摂的なサプライチェーンに向けた政策枠組の構築、企業によるデューディリジェンスの促進、児童労働の撲滅のための措置をとることを宣言した。

2021 年 G20 ローマ首脳宣言⁷⁸：新型コロナウイルスのパンデミックが、労働市場における不平等を悪化させ、弱い立場にある労働者に不均衡な影響を与えていることが指摘され、社会対話を促進し、グローバルなサプライチェーン上におけるものも含め、安全で健康的な労働条件、全ての人のためのディーセント・ワークの確保といったより大きな社会正義を実現していくための政策をとっていくことを宣言した。

2022 年 G20 バリ首脳宣言⁷⁹：サプライチェーンが混乱し、エネルギーおよび食糧不安が増大していることに触れ、あらためてサプライチェーンの強靱性の強化の重要性が指摘された。

(3) COP21 パリ協定

2015 年にパリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、京都議定書の後継として採択されたパリ協定（2016 年発効）は、2020 年以降の気候変動問題に関する国際的枠組である。パリ協定は、①産業革命以後の気温上昇を 2 度未満に抑制、1.5 度に抑制する努力をすること、②途上国を含む全ての国で 2050 年までの温室効果ガス排出量のネットゼロ達成を目指すことを目標にする。途上国を含む全ての主要排出国が対象で、各国がそれぞれの情勢を考慮に入れて自主的に削減・抑制目標を策定するものである。多くの企業から環境（気候変動）への取組みに関する目標設定の観点から参照されている。

3. 欧州経済領域（EEA）内規制

欧州経済領域では、EU レベルおよび各国レベルで企業によるサプライチェーンにおけるサステナビリティ推進のためのルール作りが進んでいる。大きな類型としては、①人権、環境などサステナビリティへの対応に関する開示・報告を義務づけるもの、②サステナビリティに関するデューディリジェンスの実施とその開示・報告を義務づけ

⁷⁵ G7 Climate, Energy and Environment Ministers' Communiqué, Berlin, 27 May 2022 <<https://www.env.go.jp/content/000039435.pdf>>. 環境省は仮和訳「G7 気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケ」を公表している<<https://www.env.go.jp/content/000039433.pdf>>。

⁷⁶ G7 Development Ministers' Meeting Communiqué, 19 May 2022 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100346462.pdf>>. 外務省は仮和訳「G7 開発大臣会合コミュニケ（2022 年 5 月 19 日）」を公表している<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100346643.pdf>>。

⁷⁷ G20 Leaders' Declaration, Shaping an interconnected world, Hamburg, 7/8 July 2017 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000271291.pdf>>. 外務省は仮和訳「G20 ハンブルク首脳宣言 相互に連結された世界の形成 2017 年 7 月 7 日・8 日」を公表している<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000271331.pdf>>。

⁷⁸ G20 Rome Leaders' Declaration, 2021 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100253891.pdf>>. 外務省は仮訳「G20 ローマ首脳宣言」を公表している<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100259275.pdf>>。

⁷⁹ G20 Bali Leaders' Declaration, Bali, Indonesia, 15-16 November 2022 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100421967.pdf>>. 外務省は仮訳「G20 バリ首脳宣言」を公表している<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100422034.pdf>>。

るもの、③輸出入規制による制限を課すものがあり、法制化されていない国においても、国連指導原則に基づく国別行動計画を通して企業に対策を促している。下記では、欧州経済領域内において施行済の主な規制に加え、法律ではないが影響力の大きい政策やガイダンス、注目度が高い現在審議中の案も含めて紹介する。

【図表 4】 主な欧州経済領域（EEA）内規制一覧

国・地域名	枠組・法制度等	制定/ 施行年
EU	(1) 非財務情報開示指令 ⁸⁰ （後述 CSRD の前身） Non Financial Reporting Directive（NFRD） 2014/95/EU	2014 年 /2018 年
	(2) 紛争鉱物資源に関する規則 ⁸¹ EU Conflict Minerals Regulation（EU）2017/821	2017 年
	(3) 金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連 の 情報開示に関する規則 ⁸² Sustainable Finance Disclosure Regulation（SFDR）	2019 年 /2021 年
	(4) 欧州グリーン・ディール ⁸³ Circular Economy Action Plan（The European Green Deal）	2020 年
	(5) EU グローバル人権制裁制度 ⁸⁴ EU Global Human Rights Sanctions Regime	2020 年
	(6) EU タクソノミー規則 ⁸⁵ EU Taxonomy Regulation	2020 年
	(7) 新 EU 輸出管理規則 ⁸⁶	2021 年
	(8) サプライチェーンにおける強制労働問題に対処するた めのデューディリジェンス・ガイダンス ⁸⁷ Guidance on due diligence for EU businesses on forced labour in supply chains	2021 年

⁸⁰ Directive 2014/95/EU of the European Parliament and of the Council of 22 October 2014 amending Directive 2013/34/EU as regards disclosure of non-financial and diversity information by certain large undertakings and groups (Text with EEA relevance) [2014] OJ L 330, 15.11.2014, p. 1-9 (NFRD) <<http://data.europa.eu/eli/dir/2014/95/oj>>.

⁸¹ Regulation (EU) 2017/821 of the European Parliament and of the Council of 17 May 2017 laying down supply chain due diligence obligations for Union importers of tin, tantalum and tungsten, their ores, and gold originating from conflict-affected and high-risk areas [2017] OJ L 130, 19.5.2017, p. 1-20 (*Conflict Minerals Regulation*) <<http://data.europa.eu/eli/reg/2017/821/oj>>.

⁸² Regulation (EU) 2019/2088 of the European Parliament and of the Council of 27 November 2019 on sustainability - related disclosures in the financial services sector (Text with EEA relevance) [2019] OJ L 317, 9.12.2019, p. 1-16 (*SFDR*) <<http://data.europa.eu/eli/reg/2019/2088/oj>>.

⁸³ European Commission, A European Green Deal. <https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/priorities-2019-2024/european-green-deal_en>.

⁸⁴ Council Regulation (EU) 2020/1998 of 7 December 2020 concerning restrictive measures against serious human rights violations and abuses [2020] OJ L 410I, 7.12.2020, p. 1-12 (*EU Global Human Rights Sanctions Regime*) <<http://data.europa.eu/eli/reg/2020/1998/oj>>.

⁸⁵ Regulation (EU) 2020/852 of the European Parliament and of the Council of 18 June 2020 on the establishment of a framework to facilitate sustainable investment, and amending Regulation (EU) 2019/2088 (Text with EEA relevance) <<http://data.europa.eu/eli/reg/2020/852/oj>>.

⁸⁶ Regulation (EU) 2021/821 of the European Parliament and of the Council of 20 May 2021 setting up a Union regime for the control of exports, brokering, technical assistance, transit and transfer of dual-use items (recast) <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32021R0821>>.

⁸⁷ European Commission, The European External Action Service, Guidance on Due Diligence for EU Businesses to address the Risk of Forced Labour in their Operations and Supply Chains (12 July 2021) <https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2021/july/tradoc_159709.pdf>.

国・地域名	枠組・法制度等		制定/ 施行年
	(9)	企業持続可能性報告指令 ⁸⁸ Proposal for a Corporate Sustainability Reporting Directive (CSRD)	2022年/ 2023年
	(10)	企業持続可能性・デューディリジェンス指令案 ⁸⁹ Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on Corporate Sustainability Due Diligence and amending Directive (EU) 2019/1937	2022年/ 審議中
	(11)	強制労働により生産された製品の EU 域内での流通を禁止する規則案 ⁹⁰ Proposal for a regulation of the European Parliament and of the Council on prohibiting products made with forced labour on the Union market	2022年/ 審議中
フランス	(12)	企業注意義務法 ⁹¹ Duty of Vigilance Law	2017年
ドイツ	(13)	サプライチェーン・デューディリジェンス法 ⁹² Act on Supply Chain Due Diligence	2021年/ 2023年
オランダ	(14)	オランダ児童労働注意義務法 ⁹³ Child Labour Due Diligence Law	2019年/ 未施行
		責任ある持続可能な国際事業活動に関する法案 ⁹⁴ Bill for Responsible and Sustainable International Business Conduct (draft)	2021年/ 審議中

⁸⁸ Directive (EU) 2022/2464 of the European Parliament and of the Council of 14 December 2022 amending Regulation (EU) No 537/2014, Directive 2004/109/EC, Directive 2006/43/EC and Directive 2013/34/EU, as regards corporate sustainability reporting (Text with EEA relevance) [2002] OJ L 322, 16.12.2022, p. 15-80 (CSRD) <<https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2022/2464/oj>>.

⁸⁹ Commission Proposal, COM (2022)71: Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on Corporate Sustainability Due Diligence and amending Directive (EU) 2019/1937 (CSDDD) <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52022PC0071>>.

⁹⁰ Commission Proposal, COM (2022) 453: Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on prohibiting products made with forced labour on the Union market (EU Forced Labour Ban) <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52022PC0453>>.

⁹¹ LOI n 2017-399 du 27 mars 2017 relative au devoir de vigilance des sociétés mères et des entreprises donneuses d'ordre (Law no. 2017-399 of March 27, 2017 relating to the duty of vigilance of parent companies and ordering companies) <<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2017/3/27/ECFX1509096L/jo/texte>>. 日本貿易振興機構（ジェトロ）パリ事務所が参考和訳

<https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/9cb61dd611a50c96/20210028.pdf>を、NGO の RESPECT International が参考英訳<<https://respect.international/wp-content/uploads/2017/10/ngo-translation-french-corporate-duty-of-vigilance-law.pdf>>を公表している。

⁹² Gesetz über die unternehmerischen Sorgfaltspflichten in Lieferketten - (Lieferkettensorgfaltspflichtengesetz - LkSG) 連邦労働社会省 (BMAS) は、参考英訳<https://www.csr-in-deutschland.de/SharedDocs/Downloads/EN/act-corporate-due-diligence-obligations-supply-chains.pdf?__blob=publicationFile>を、日本貿易振興機構（ジェトロ）ベルリン事務所が参考和訳<https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/17af75c69077073f/20220009.pdf>を公表している。

⁹³ Wet van 24 oktober 2019 houdende de invoering van een zorgplicht ter voorkoming van de levering van goederen en diensten die met behulp van kinderarbeid tot stand zijn gekomen (Wet zorgplicht kinderarbeid) <<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/stb-2019-401.html>>（オランダ語のみ）。

⁹⁴ Wet verantwoord en duurzaam internationaal ondernemen <<https://www.tweedekamer.nl/kamerstukken/wetsvoorstellen/detail?id=2021Z04465&dossier=35761>>.非公式の英訳が MVO Platform より公表されている<<https://www.mvoplatform.nl/en/wp-content/uploads/sites/6/2021/03/Bill-for-Responsible-and-Sustainable-International-Business-Conduct-unofficial-translation-MVO-Platform.pdf>>。

国・地域名	枠組・法制度等		制定/ 施行年
ノルウェー	(15)	ノルウェー透明性法 ⁹⁵ Norway Transparency Act	2021年 /2022年
欧州各国	(16)	国別行動計画 National Action Plan	2011年 以降

(出所) 各法域における枠組・法制度を基に作成

(1) EU 非財務情報開示指令 (NFRD) (後述 CSRD の前身)

非財務情報開示指令 (NFRD) ⁹⁶は、500 人超の従業員を持つ公共の利益に関わる法人 (PIE : Public Interest Entities) . ①上場企業、②銀行 (信用機関) 、③保険会社、④その他、事業内容や規模等から、加盟国が PIE として指定した事業者) などを対象に、環境、社会 (人権の尊重、雇用関係を含む))、ガバナンス (腐敗や賄賂の防止を含む) に関する非財務情報の開示を求めるものである。具体的には、事業者の (1) ビジネスモデル、(2) 環境、社会、ガバナンスに関するデューディリジェンスを含む対応方針、(3) 当該対応方針の実施結果、(4) 環境、社会、ガバナンスに負の影響を及ぼしかねない事業者 (取引関係を含む) の企業活動における主要なリスク、(5) 事業内容に関連した非財務重要業績評価指標の開示を求めている⁹⁷。2014 年 10 月に成立し、2018 年より NFRD に基づく開示が義務化されている⁹⁸。なお、2023 年 1 月 5 日には NFRD を改正する CSRD (後述) が発効しており、今後開示の範囲や対象が拡大される。

(2) EU 紛争鉱物資源に関する規則

紛争鉱物資源に関する規則⁹⁹は、スズ、タンタル、タングステン、金の鉱石や金属を「紛争地域および高リスク地域」から EU 域内に持ち込む EU の精錬事業者や輸入事業者に対し、調達する鉱物資源が紛争や人権侵害を助長していないことを確認するデューディリジェンスの実施を義務づける¹⁰⁰。2017 年 5 月に成立し、2021 年 1 月 1 日から全面施行されている¹⁰¹。

(3) EU : 金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連の情報開示に関する規則 (SFDR)

金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連の情報開示に関する規則 (SFDR) ¹⁰²は、金融サービスに従事する事業者および金融商品に関するサステナビリ

⁹⁵ Lov om virksomheters åpenhet og arbeid med grunnleggende menneskerettigheter og anstendige arbeidsforhold (åpenhetsloven) LOV-2021-06-18-99 <<https://lovdata.no/dokument/NL/lov/2021-06-18-99>>. Act relating to enterprises' transparency and work on fundamental human rights and decent working conditions (Transparency Act). ノルウェー政府より英訳<<https://lovdata.no/dokument/NLE/lov/2021-06-18-99>>が公表されている。

⁹⁶ Directive 2014/95/EU of the European Parliament and of the Council of 22 October 2014 amending Directive 2013/34/EU as regards disclosure of non-financial and diversity information by certain large undertakings and groups (Text with EEA relevance) [2014] OJ L 330, 15.11.2014, p. 1-9 (NFRD).<<http://data.europa.eu/eli/dir/2014/95/oj>>参照。

⁹⁷ 日本語での詳細は、JETRO「サプライチェーンと人権」に関する政策と企業への適用・対応事例 (改訂第七版) (2023 年 3 月) 6~17 頁参照 <https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/scm_hrm/report210609_r7.pdf>。

⁹⁸ 指令であるため、各 EU 加盟国は NFRD に沿った国内法化が求められる。各 EU 加盟国の国内法化の状況は EU のウェブサイト<<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/NIM/?uri=celex:32014L0095>>より確認できる。

⁹⁹ Regulation (EU) 2017/821 of the European Parliament and of the Council of 17 May 2017 laying down supply chain due diligence obligations for Union importers of tin, tantalum and tungsten, their ores, and gold originating from conflict-affected and high-risk areas [2017] OJ L 130, 19.5.2017, p. 1-20 (Conflict Minerals Regulation) <<http://data.europa.eu/eli/reg/2017/821/oj>>。

¹⁰⁰ 日本語での詳細は、JETRO「サプライチェーンと人権」に関する政策と企業への適用・対応事例 (改訂第七版) (2023 年 3 月) 12~13 頁参照<https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/scm_hrm/report210609_r7.pdf>。

¹⁰¹ Conflict Minerals Regulation, Article 20

¹⁰² Regulation (EU) 2019/2088 of the European Parliament and of the Council of 27 November 2019 on sustainability - related disclosures in the financial services sector (Text with EEA relevance) [2019] OJ L 317, 9.12.2019, p. 1-16 (SFDR). <<http://data.europa.eu/eli/reg/2019/2088/oj>>。

ティ関連情報の透明性の向上のための統一的なルールの構築を目的に導入されたもので、事業体およびサービス・商品レベルで求められる情報開示要件を定める¹⁰³。

具体的には、SFDR は金融商品を①環境・社会的な特性を促進する商品（第 8 条商品）¹⁰⁴②持続可能な投資目的を持つ商品（第 9 条商品）¹⁰⁵、③特定の ESG 要素を促進せず、サステナブル投資を目的としない商品（第 6 条商品）¹⁰⁶の 3 つに分類し、金融機関に対して、ESG 関連の情報、投資目的、目的達成に関する契約前開示と定期報告を求めることで、グリーンウォッシング¹⁰⁷を防止し、投資家にとって、持続可能性課題を考慮した投資の意思決定のための比較を可能にすることを旨とする。また、大規模な金融商品取引業者（従業員 500 名以上）は事業体レベルでのデューデリジェンスおよび持続可能性への主要な負の影響（Principal Adverse Impacts (PAI)）の検討に関する方針についての開示が求められる¹⁰⁸。

(4) EU：欧州グリーン・ディール

欧州グリーン・ディール¹⁰⁹は、EU の全ての政策分野において気候と環境に関する課題を機会に変えることで EU 経済を持続可能なものに転換し、その移行を全ての人々にとって公正かつ包括的なものにするを旨とする政策パッケージとして 2019 年 12 月に公表された^{110 111 112}。欧州グリーン・ディールの下で、①2050 年までの気候中立実現、②資源利用と経済成長の切り離し¹¹³、③誰一人取り残さない、という 3 つの主目的のために、クリーンエネルギーの確保、汚染対策、建築と改修、持続可能な産業、持続可能な輸送・移動（モビリティ）、生物多様性、持続可能な農業といった広範な分野でのルール作りや計画が進められている¹¹⁴。

(5) EU：グローバル人権制裁制度

EU グローバル人権制裁制度（EU Global Human Rights Sanctions Regime）¹¹⁵¹¹⁶は、2020 年 12 月に欧州連合（EU）理事会により導入された制度で、EU は、発生した場所を問わず、世界各地の深刻な人権侵害に責任、関与または関連のある個人、組織および

¹⁰³ 日本語での詳細は、JETRO「EU サステナブル・ファイナンス最新動向 - タクソノミー規則を中心に -」（2022 年 6 月）参照<https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/98c49a1fcb65fdd4/20220012.pdf>。

¹⁰⁴ SFDR Article 8

¹⁰⁵ SFDR Article 9

¹⁰⁶ SFDR Article 6

¹⁰⁷ グリーンウォッシングとは、環境をはじめとする ESG 課題への影響度につき、商品・サービスの開示または広告資料が、故意または不注意に投資家に誤解を招かせる状態をいう。

¹⁰⁸ SFDR Article 4

¹⁰⁹ European Commission, A European Green Deal <https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/priorities-2019-2024/european-green-deal_en>。

¹¹⁰ European Commission, Communication from the Commission to the European Parliament, the European Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions, the European Green Deal (COM/2019/640 final), 11 December 2019 <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1588580774040&uri=CELEX%3A52019DC0640>>。

¹¹¹ 欧州連合「欧州委員会、脱炭素と経済成長の両立を図る『欧州グリーン・ディール』を発表（2019 年 12 月 11 日）」<<https://www.eeas.europa.eu/eeas/ja>>。

¹¹² 欧州委員会は、欧州グリーン・ディールを SDGs の実現に向けた戦略の一環とも位置づけており、SDGs の 17 の目標のうち、少なくとも 12 の目標に貢献するとしている。詳細は JETRO「EU の政策概要と法整備の動向（第 1 回）欧州委員会における SDGs の位置づけとアプローチ」（2021 年 12 月 6 日）」<<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2021/1101/ff36459ad68fa5da.html>>参照。

¹¹³ 連動しがちな「経済成長」と「天然資源の利用」や「環境影響」を切り離すことを目指すもので、例えば、資源消費量を抑えた上での経済成長を目指すことが挙げられる（一般財団法人 日欧産業協力センターレポート Vol. 09 6 頁）<<https://www.eu-japan.eu/sites/default/files/publications/docs/EU-Policy-Insights-9.pdf>>。

¹¹⁴ 各取組みのより詳細な情報について、駐日欧州連合代表部「脱炭素と経済成長の両立を図る『欧州グリーン・ディール』」参照<<https://eumag.jp/behind/d0220/>>。

¹¹⁵ Council Regulation (EU) 2020/1998 of 7 December 2020 concerning restrictive measures against serious human rights violations and abuses [2020] OJ L 410I, 7.12.2020, p. 1-12 (EU Global Human Rights Sanctions Regime) <<http://data.europa.eu/eli/reg/2020/1998/oj>>。

¹¹⁶ Council Decision (CFSP) 2020/1999 of 7 December 2020 concerning restrictive measures against serious human rights violations and abuses <<http://data.europa.eu/eli/dec/2020/1999/oj>>。

団体（国家・非国家主体を含む）を対象に制裁を科すことを可能とする制度である¹¹⁷。EU の執行機関である欧州委員会は、当該制裁制度の運用・解釈についてのガイダンス¹¹⁸を公表している。また、EU による制裁の実施状況については、次のウェブサイト¹¹⁹で最新情報が提供されている。

- ・ EU 制裁マップ¹²⁰
- ・ EU 理事会の制裁に関するウェブサイト [How and when the EU adopts sanctions](#)¹²¹
- ・ 欧州委員会の制裁に関するウェブサイト [Sanctions \(restrictive measures\)](#) ¹²²

(6) EU：タクソミー規則

EU タクソミー規則¹²³ ¹²⁴は 2020 年に施行された EU 規則で、環境に配慮した持続可能な経済活動を分類・明確化し、環境的に持続可能な投資を支援することを目指す。具体的には、環境に配慮した経済活動の目的として、①気候変動の緩和、②気候変動への適応、③水・海洋資源の持続可能な利用と保護、④循環型経済への移行、⑤汚染の予防と管理、⑥生物多様性とエコシステムの保護・再生の 6 つ（「環境目的」）を掲げ、（1）これらの環境目的のいずれか 1 つ以上に貢献すること、（2）他の環境目的に重大な害を与えないこと、（3）基本的人権、労働基準等を尊重すること、（4）技術スクリーニングに適合すること、の 4 要件を満たせばサステナブルな経済活動と認められる¹²⁵。環境目的は補完的な委任規則¹²⁶により、さらに詳細に基準が明示される¹²⁷。企業は自身の経済活動が EU タクソミー分類のいずれに該当するかを明確にすることで、投資を呼び込みやすくなるというメリットがある。

(7) EU：新 EU 輸出管理規則

2021 年 9 月、輸出管理に関する理事会規則 428/2009¹²⁸が規則 2021/821¹²⁹（「新 EU 輸出管理規則」）に置き換わった。具体的には、同規則の附属書リスト¹³⁰に記載される

¹¹⁷ European Council, Council of the European Union, EU adopts a global human rights sanctions regime, 7 December 2020 <<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2020/12/07/eu-adopts-a-global-human-rights-sanctions-regime/>>.

¹¹⁸ European Commission, Commission Notice, Commission Guidance Note on the Implementation of certain Provisions of Council Regulation (EU) 2020/1998 <<http://data.europa.eu/eli/reg/2020/1998/2022-12-07>>.

¹¹⁹ 駐日欧州連合代表部公式ウェブマガジン「EU の制限措置（制裁）について教えてください」（2022） <<https://eumag.jp/questions/f0322/>>.

¹²⁰ EU, EU Sanctions Map <<https://www.sanctionsmap.eu/#/main>>. 国連安全保障理事会決議で採択され EU レベルに置き換えられた制裁体制を含む、EU の全ての制裁体制と関連法令の詳細を包括的に提供している。

¹²¹ European Council, Council of the European Union, How and when the EU adopts sanctions <<https://www.consilium.europa.eu/en/policies/sanctions/>>.EU による制裁の主な目的、基本原則などの情報を提供している。

¹²² European Commission, Sanctions (restrictive measures) <https://finance.ec.europa.eu/eu-and-world/sanctions-restrictive-measures_en>. EU による制裁の概要や、欧州委員会の役割などの情報を提供している。

¹²³ Regulation (EU) 2020/852 of the European Parliament and of the Council of 18 June 2020 on the establishment of a framework to facilitate sustainable investment, and amending Regulation (EU) 2019/2088 (Text with EEA relevance) <<http://data.europa.eu/eli/reg/2020/852/oj>>.

¹²⁴ 日本語での詳細は、JETRO「EU サステナブル・ファイナンス最新動向・タクソミー規則を中心に -」（2022 年 6 月）参照 <https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/98c49a1fcb65fdd4/20220012.pdf>.

¹²⁵ 一般財団法人 日欧産業協力センターレポート 欧州グリーンディール 2022 年 1 月 31 日号 <<https://www.eu-japan.eu/sites/default/files/publications/docs/EU-Policy-Insights-10.pdf>>.

¹²⁶ Commission Delegated Regulation (EU) 2022/1214 of 9 March 2022 amending Delegated Regulation (EU) 2021/2139 as regards economic activities in certain energy sectors and Delegated Regulation (EU) 2021/2178 as regards specific public disclosures for those economic activities (Text with EEA relevance) <http://data.europa.eu/eli/reg_del/2022/1214/oj>.

¹²⁷ EU Commission, EU Taxonomy Compass <<https://ec.europa.eu/sustainable-finance-taxonomy/home>>.

¹²⁸ Council Regulation (EC) No 428/2009 of 5 May 2009 setting up a Community regime for the control of exports, transfer, brokering and transit of dual-use items (recast) <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32009R0428>>.

¹²⁹ Regulation (EU) 2021/821 of the European Parliament and of the Council of 20 May 2021 setting up a Union regime for the control of exports, brokering, technical assistance, transit and transfer of dual-use items (recast) <<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2021/821/oj>>.

¹³⁰ 直近では 2023 年 1 月に更新された附属書が公表されている<<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32023R0066>>.

民生および軍事目的双方に使用可能な二重用途物品には輸出規制が適用されるが、当該リストに含まれない物品でも EU 加盟国は公衆の安全または人権上の課題を理由に輸出禁止・許可の対象とすることができる¹³¹。中でもサイバーセキュリティに関連する輸出について、輸出者には、人権に関するデューディリジェンス実施の義務、人権侵害行為への関連が疑われる場合の事前許可や通報義務等が規定されている¹³² ¹³³。

(8) EU：サプライチェーンにおける強制労働問題に対処するためのデューディリジェンス・ガイダンス

EU サプライチェーンにおける強制労働問題に対処するためのデューディリジェンス・ガイダンス¹³⁴は、欧州企業が自身の事業活動およびそのサプライチェーンにおける強制労働に関するリスクにつき、従来国連、ILO、OECD 等の国際機関が公表してきた国際基準に照らして適切に対処するために有効と思われるデューディリジェンスのあり方を説明することを目的として、2021年7月に欧州委員会および欧州対外行動局により公表された。OECD が公表している OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス¹³⁵に沿ったデューディリジェンスの実施を推奨している。法的拘束力はないが、規模に関わらず欧州企業全体に向けたガイダンスである¹³⁶。

(9) EU：企業持続可能性報告指令（CSR）

企業持続可能性報告指令（CSR）¹³⁷は、CSR の前身である非財務情報開示指令（Non-Financial Reporting Directive (NFRD)）¹³⁸により 2014 年に導入されたサステナビリティに関する情報開示の範囲と対象企業を拡大し¹³⁹、一定の要件を満たす EU 域外企業にも適用される¹⁴⁰¹⁴¹¹⁴²。「欧州グリーン・ディール」¹⁴³およびそれを支えるサステナブルファイナンスに関する取組みの一環として検討が重ねられてきたもので、

¹³¹ 新 EU 輸出管理規則第 9 条、第 10 条

¹³² 新 EU 輸出管理規則第 5 条

¹³³ 日本語での詳細は、JETRO「サプライチェーンと人権」に関する政策と企業への適用・対応事例（改訂第七版）（2023年3月）16～17頁参照<https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/scm_hrm/report210609_r7.pdf>。

¹³⁴ European Commission, the European External Action Service, Guidance on Due Diligence for EU Businesses to address the Risk of Forced Labour in their Operations and Supply Chains (13 July 2021) <https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_21_3664>。

¹³⁵ OECD, OECD Due Diligence Guidance for Responsible Business Conduct (2018) <<http://mneguidelines.oecd.org/OECD-Due-Diligence-Guidance-for-Responsible-Business-Conduct.pdf>>。日本語版「責任ある企業行動のための OECD デューディリジェンス・ガイダンス」 <<http://mneguidelines.oecd.org/OECD-Due-Diligence-Guidance-for-RBC-Japanese.pdf>>。

¹³⁶ 日本語での詳細は、JETRO ビジネス短信「EU、サプライチェーンの強制労働リスクに対処するガイダンスを発表」（2021年7月15日）<<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/07/109ac6a3713ce9ae.html>>参照。

¹³⁷ Directive (EU) 2022/2464 of the European Parliament and of the Council of 14 December 2022 amending Regulation (EU) No 537/2014, Directive 2004/109/EC, Directive 2006/43/EC and Directive 2013/34/EU, as regards corporate sustainability reporting [2002] OJ L 322, 16.12.2022, p. 15-80 (CSR) <<https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2022/2464/oj>>。

¹³⁸ Directive 2014/95/EU of the European Parliament and of the Council of 22 October 2014 amending Directive 2013/34/EU as regards disclosure of non-financial and diversity information by certain large undertakings and groups [2014] OJ L 330, 15.11.2014, p. 1-9 (NFRD). <<http://data.europa.eu/eli/dir/2014/95/oj>>参照。

¹³⁹ CSR Article 5 (2)

¹⁴⁰ CSR Article 1 (14)

¹⁴¹ 開示対象企業は 2024 年の会計年度から段階的に拡大される。具体的には、NFRD 適用会社は 2024 年会計年度、NFRD 適用外の大規模企業（①総資産 2,000 万ユーロ超、②売上高 4,000 万ユーロ超、または③従業員 200 名超の 3 つの要件のうち、2 つ以上を満たす企業）は 2025 年会計年度、EU 域内で上場する中小企業（零細企業を除く）、小規模かつ複雑でない信用機関および相互保険会社は 2026 年会計年度、EU 域外企業、具体的には、EU 域内での連結売上高が 2 会計年度連続して 1 億 5,000 万ユーロ超であり、かつ、①EU における子会社が大规模企業または EU 域内上場企業（零細企業を除く）に該当すること、または②EU における支店の EU 域内の売上高が 4,000 万ユーロ超であるという 2 つの要件のうち、いずれかを満たす企業は 2028 年会計年度から適用される（CSR Article 1 (14)、Article 5 (2)）。

¹⁴² 日本語での詳細は、JETRO ビジネス短信「企業持続可能性報告指令が 2024 会計年度から適用へ」（2022 年 12 月 1 日）<<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/12/e90dd012f2b0c840.html>>参照。

¹⁴³ European Commission, A European Green Deal <https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/priorities-2019-2024/european-green-deal_en>。

2023年1月5日に発効し¹⁴⁴、EU各加盟国は発効日より18カ月以内の国内法化が求められる¹⁴⁵。具体的な開示項目（例：ビジネスモデル・戦略、指標・目標、ガバナンス、インセンティブ、リスク管理、デューディリジェンス、救済措置）等の詳細は、欧州持続可能性報告基準（European Sustainable Reporting Standards（ESRS））によって定められるが、ESRSについては、2022年11月に欧州委員会から委託を受けた欧州財務報告諮問グループ（European Financial Reporting Advisory Group（EFRAG））より全セクター共通の報告基準草案¹⁴⁶¹⁴⁷が公表されており、2023年6月末までに欧州委員会により最終化されることが見込まれている¹⁴⁸。

(10) EU：企業持続可能性・デューディリジェンス指令案（審議中）

2022年2月23日に欧州委員会より公表されたEU企業持続可能性デューディリジェンス指令（Corporate Sustainability Due Diligence and amending Directive（CSDDD））案¹⁴⁹は、一定規模以上の企業¹⁵⁰に対して、バリューチェーンにおける人権・環境に関するデューディリジェンスの実施および開示の義務化を通じて、人権の尊重や環境課題に配慮した企業の持続可能で責任ある事業活動を促進することを目指すものである。現在欧州議会およびEU理事会において審議中で、EU理事会はCSDDD案に対する交渉の立場（ジェネラル・アプローチ）を2022年12月1日に採択している¹⁵¹一方、欧州議会では交渉の立場を検討中の状態である¹⁵²。

指令として採択されるまでに指令案から内容が修正される可能性が高く、既に多くの修正が提案されているが¹⁵³、欧州委員会の当初の指令案によれば、対象となる企業は、自社と子会社の事業活動に加えて、バリューチェーン上で継続的なビジネス関係を持つ取引先による事業活動についてデューディリジェンスの実施、負の影響の軽減措置や是正措置の実施、苦情手続の確立およびそれらの開示等が求められる¹⁵⁴。承認されれば各加盟国が国内法化することになるが、ドイツやフランス等、既に法制化が進んでいる加盟国については、成立した指令の内容に沿って国内法の改正が必要になりうる。

-
- ¹⁴⁴ European Commission, corporate sustainability reporting <https://finance.ec.europa.eu/capital-markets-union-and-financial-markets/company-reporting-and-auditing/company-reporting/corporate-sustainability-reporting_en>.
- ¹⁴⁵ European Council, Council gives final green light to corporate sustainability reporting directive (28 November 2022) <<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/11/28/council-gives-final-green-light-to-corporate-sustainability-reporting-directive/>>.
- ¹⁴⁶ FERAG, Sustainability Reporting Standards, First Set of draft ESRS <<https://www.efrag.org/lab6>>.
- ¹⁴⁷ これらの基準草案に含まれていないセクター別の報告基準、中小企業向けの報告基準、EU域外企業の報告基準については、2024年6月末までに採択される見込み（CSRD Article 1(8)(14)）。
- ¹⁴⁸ CSRD Article 1 (8)
- ¹⁴⁹ Commission Proposal, COM(2022)71: Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on Corporate Sustainability Due Diligence and amending Directive (EU) 2019/1937 (CSDDD) <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52022PC0071>>. European Commission Press release “Commission moves to ban products made with forced labour on the EU market” 14 September 2022 <https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_5415>.
- ¹⁵⁰ 2022年2月23日に公表された指令案によれば、義務化の対象となるのは、EU域内で設立された企業のうち、(a)全世界での年間純売上高が1億5,000万ユーロ超、かつ、年間平均従業員数が500人超の企業、(b)全世界での年間純売上高が4,000万ユーロ超、かつ、人権・環境の観点からハイリスクと指定された繊維・皮革、農林水産、食品、鉱業資源などの分野の売上高が年間純売上高の50%以上を占め、さらに年間平均従業員数が250人超の企業、また、EU域外で設立された企業の場合は従業員数の要件はなく、EU域内での売上高が上記(a)または(b)の年間純売上高の基準を満たす企業とされている（CSDDD Article 2）。
- ¹⁵¹ Council of the EU, Press release, 1 December 2022 <<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/12/01/council-adopts-position-on-due-diligence-rules-for-large-companies/>>
- ¹⁵² 日本語での詳細は、JETRO「サプライチェーンと人権」に関する政策と企業への適用・対応事例（改訂第七版）（2023年3月）6～11頁<https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/scm_hrm/report210609_r7.pdf>、JETROビジネス短信「欧州委、人権・環境デューディリジェンスの義務化指令案を発表」（2022年2月28日）<<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/02/270ab8bbbd9b69d1.html>>参照。
- ¹⁵³ 最新の動向はEUのウェブサイトより確認できる<https://eur-lex.europa.eu/procedure/EN/2022_51>。
- ¹⁵⁴ CSDDD Article 4 to Article 11

(11) EU：強制労働により生産された製品の EU 域内での流通を禁止する規則案（審議中）

2022年9月14日に欧州委員会より公表された強制労働により生産された製品のEU域内での流通を禁止する規則案（「強制労働製品流通禁止規則案」）¹⁵⁵は、企業の設立地や規模に関わらず、EU市場に製品を流通させる事業者、またはEU市場からEU域外に輸出する事業者¹⁵⁶全てを適用対象に、強制労働により生産された製品のEU市場への流通およびEU域外への輸出を禁止する¹⁵⁷ことを目指すもので、現在欧州議会およびEU理事会において審議中である¹⁵⁸。当該規則案によれば、ある製品が強制労働製品であると当局が判断した場合、当該製品のEU市場への輸入・流通等およびEU市場外への輸出が禁止される¹⁵⁹ことに加えて、管轄当局の調査対象となった事業者は、既に流通等している関連製品のEU市場からの撤去や廃棄も求められる¹⁶⁰。違反した場合の罰則は各加盟国ごとに定められるとされている^{161 162}。

(12) フランス：企業注意義務法

2017年に制定・施行されたフランスの企業注意義務法（「注意義務法」）¹⁶³は、フランスに所在する企業のうち、連続2会計年度終了時に①フランス国内における従業員数（フランスに所在する当該企業およびフランスに所在する直接・間接子会社の従業員数の合算）が5,000名以上である企業、または、②フランス国内外において合計1万人以上の従業員数（フランス国内外の当該企業、直接および間接子会社の従業員数の合算）を雇用している企業¹⁶⁴に対して、注意義務に関する計画（「注意義務計画」）の策定、実施、有効性評価および開示を義務づけるものである¹⁶⁵。

当該注意義務計画には、企業活動（当該企業が直接・間接的に支配する企業、当該企業と確立した取引関係にある下請業者およびサプライヤーの活動を含む）から生じる人権、基本的自由、健康・安全および環境に関するリスクを特定し、これらに対する重大な侵害を防ぐための合理的な措置が含まれている必要があり、具体的には、（1）リスクの特定、分析、優先順位付けのためのリスクマッピング、（2）リスクマッピングに沿った、当該企業の子会社や確立した取引関係にある下請業者およびサプライヤーに対する定期的評価の実施方法、（3）リスクの軽減または重大な侵害の防止措置、（4）労働組合等と協議の上確立した実在または潜在的リスクを把握するための警告・通報措置、

¹⁵⁵ Commission Proposal, COM (2022) 453: Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on prohibiting products made with forced labour on the Union market (EU Forced Labour Ban) <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52022PC0453>>.

¹⁵⁶ 事業者とは、EU市場に製品を上市またはEU市場で利用可能にする、または輸出する自然人、法人または人の組織をいう（強制労働製品流通禁止規則案第2条）。

¹⁵⁷ 強制労働製品流通禁止規則案第1条

¹⁵⁸ 最新の動向はEUのウェブサイトより確認できる<https://eur-lex.europa.eu/procedure/EN/2022_269>。

¹⁵⁹ 強制労働製品流通禁止規則案第3条

¹⁶⁰ 強制労働製品流通禁止規則案第6条4項

¹⁶¹ 強制労働製品流通禁止規則案第30条1項

¹⁶² 日本語での詳細は、JETRO ビジネス短信「欧州委、強制労働製品のEU域内での流通を禁止する規則案を発表」（2022年9月16日）<<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/09/81b8c14a1c45210a.html>>。

¹⁶³ LOI n 2017-399 du 27 mars 2017 relative au devoir de vigilance des sociétés mères et des entreprises donneuses d'ordre (1) (Law no. 2017-399 of March 27, 2017 relating to the duty of vigilance of parent companies and ordering companies) <<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2017/3/27/ECFX1509096L/jo/texte>>. JETRO パリ事務所が参考和訳「親会社及び経営を統括する企業の監視義務に関する2017年3月27日付け法律2017-399号(1)」<https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/9cb61dd611a50c96/20210028.pdf>を、NGOのRESPECT International が参考英訳<<https://respect.international/wp-content/uploads/2017/10/ngo-translation-french-corporate-duty-of-vigilance-law.pdf>>を公表している。

¹⁶⁴ 注意義務法第1条による改正後商法典L225-102-4のI第1項、European Coalition for Corporate Justice, French Corporate Duty of Vigilance Law, Frequently Asked Questions Q3 <<http://corporatejustice.org/wp-content/uploads/2021/04/french-corporate-duty-of-vigilance-law-faq.pdf>>

¹⁶⁵ 注意義務法第1条による改正後商法典L233-16条II

(5) 実施された措置の追跡調査と有効性評価のための対策を明示することが求められる¹⁶⁶。なお、2023年3月末時点では違反に対する罰則規定は設けられていない¹⁶⁷。

(13) ドイツ：サプライチェーン・デューディリジェンス法

2021年に制定、2023年1月1日より施行されたドイツのサプライチェーン・デューディリジェンス法¹⁶⁸は、一定規模以上の在独企業に対し、国内外の自社（当該企業のみならず、当該企業が影響を及ぼすグループ企業を含む¹⁶⁹）およびそのサプライチェーン¹⁷⁰における人権および人権に影響を及ぼす環境課題¹⁷¹に関するデューディリジェンスの実施およびその内容等の開示を義務づける。具体的には（1）リスク管理体制の構築、（2）人権および環境に関するリスク管理をモニタリングする責任者の明確化、（3）人権および環境侵害の定期的な分析、（4）人権尊重および環境保護に関する基本方針の策定、（5）企業と直接サプライヤーにおける人権および環境侵害の発生予防措置の策定・実行、（6）人権および環境侵害の是正措置の策定・実行、（7）苦情処理手続の策定・実行、（8）間接サプライヤーのリスクに関するデューディリジェンス実施、（9）これらの履行に関する開示、報告書の作成および監督官庁への提出が求められる¹⁷²。

適用対象企業は従業員数に応じて段階的に適用され、ドイツにおいて雇用される従業員数（ドイツにおいて雇用される当該企業傘下のグループ会社の従業員、ドイツで雇用され、国外に派遣されている従業員を含む）が3,000名以上の在独企業については2023年1月1日から、同1,000名以上の在独企業については2024年1月1日より適用開始となる¹⁷³。義務違反の内容および個別の状況に応じて過料が課されたり、公共調達への入札手続からの除外などの罰則¹⁷⁴も設けられている¹⁷⁵。

¹⁶⁶ 同上。

¹⁶⁷ 日本語での詳細は、「JETRO『サプライチェーンと人権』に関する政策と企業への適用・対応事例」（改訂第七版）（2023年3月）27～28頁<https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/scm_hrm/report210609_r7.pdf>、JETRO ビジネス短信「人権関連の法制化が進む一方で順守体制に課題も（フランス）『サプライチェーンと人権』に関する主要国の政策と執行状況(4)」（2021年6月10日）<<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2021/267f862f02af9ec3.html>>参照。

¹⁶⁸ Gesetz über die unternehmerischen Sorgfaltspflichten in Lieferketten - (Lieferkettensorgfaltspflichtengesetz - LkSG) 連邦労働社会省 (BMAS) は、参考英訳“Act on Corporate Due Diligence Obligations in Supply Chains”<https://www.csr-in-deutschland.de/SharedDocs/Downloads/EN/act-corporate-due-diligence-obligations-supply-chains.pdf?__blob=publicationFile>を、日本貿易振興機構（ジェトロ）ベルリン事務所が参考和訳「サプライチェーンにおける企業のデューディリジェンス義務に関する法律」<https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/17af75c69077073f/20220009.pdf>を公表している。

¹⁶⁹ 連邦労働社会省 Frequently Asked Questions (as of 03 January 2023) IV Q5<<https://www.csr-in-deutschland.de/EN/Business-Human-Rights/Supply-Chain-Act/FAQ/faq.html#doc3a956fcc-c35e-4655-a96a-6a39a1a0a2efbodyText3>>

¹⁷⁰ サプライチェーンには、調達などの上流のみならず、流通などの下流も含まれる（サプライチェーン・デューディリジェンス法第2条5項）。直接サプライヤーについては常にデューディリジェンスの義務を負うが、間接サプライヤーについては、人権侵害または環境問題に関する具体的な情報がある場合にデューディリジェンス実施の義務を負うとされる（サプライチェーン・デューディリジェンス法第3条1項8号、第9条）。

¹⁷¹ ILO 中核的労働基準、国際人権規約、人権侵害につながる環境課題に関する条約（水俣条約、ストックホルム条約、バーゼル条約）で保護される権益等が対象となる（サプライチェーン・デューディリジェンス法第2条2項、附属書）。

¹⁷² サプライチェーン・デューディリジェンス法第3条～第9条。

¹⁷³ サプライチェーン・デューディリジェンス法第1条。

¹⁷⁴ 原則、80万ユーロ以下の課徴金（法人の場合、800万ユーロ以下の課徴金）または、義務に違反した企業の直近3年間のグローバルでの平均年間売上高が4億ユーロを超えている場合には、当該グローバルでの平均年間売上高の2%以下の課徴金（サプライチェーン・デューディリジェンス法第24条第2項、Administrative Offences Act 第30条）。

¹⁷⁵ 日本語での詳細は、JETRO「『サプライチェーンと人権』に関する政策と企業への適用・対応事例」（改訂第七版）（2023年3月）30～36頁<https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/scm_hrm/report210609_r7.pdf>、JETRO ビジネス短信「デューディリジェンス法が成立、2023年1月に施行（ドイツ）」（2021年6月30日）<<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/06/e19fe7d028599c7e.html>>。

(14) オランダ：児童労働デューディリジェンス法／責任ある持続可能な国際ビジネス行動法案

2019年に成立した児童労働デューディリジェンス法¹⁷⁶は、法的形態、事業規模、資金調達方法等に関わらず、オランダ市場に製品やサービスを提供・販売する全ての企業（オランダ国内に拠点がなくても、オランダ市場に製品またはサービスを供給・販売する企業を含む）を対象に、サプライチェーン上における児童労働の問題を特定し、児童労働防止のために適切なサプライチェーン上のデューディリジェンスの実施¹⁷⁷および規制当局に対してこれらの実施に関する表明文の提出を義務づけるものである¹⁷⁸。また、デューディリジェンスの結果、児童労働が確認できたか、合理的な疑いが想定される企業には、児童労働を防止するための行動計画の作成が求められる¹⁷⁹。

対象企業は法律施行から6カ月以内（新規にオランダ市場に製品やサービスを販売・提供を開始する企業は、販売開始から6カ月以内）に表明文の提出が求められているが¹⁸⁰、2023年3月末時点では施行日が未確定である¹⁸¹。違反の場合には、刑法第23条に基づき罰金（最大90万ユーロまたは売上高の10%、2022年1月改正）が科され¹⁸²、5年以内に2回、同じ役員の経営下で罰金対象となった場合には、3回目以降に当該役員に対する最高2年間の懲役または2万2,500万ユーロの罰金が科される可能性がある¹⁸³。

さらに、オランダでは、一定規模以上のオランダもしくは海外オランダ領籍の企業を対象に、児童労働のみならず、より広範な人権への負の影響（奴隷労働、児童労働、不当労働、人身取引、差別、環境被害を含む）に対するデューディリジェンスを義務づける「責任ある持続可能な国際ビジネス行動法案」¹⁸⁴が国会に提出されているが、現時点で法制化にはいたっていない^{185 186}。

(15) ノルウェー：透明性法

2021年に制定、2022年7月1日より施行された「企業の透明性および基本的人権とディーセント・ワーク条件への取り組みに関する法律（透明性法）」¹⁸⁷は、一定規模以

¹⁷⁶ Wet van 24 oktober 2019 houdende de invoering van een zorgplicht ter voorkoming van de levering van goederen en diensten die met behulp van kinderarbeid tot stand zijn gekomen (Wet zorgplicht kinderarbeid/Child Labour Duty of Care Act) <<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/stb-2019-401.html>>（オランダ語のみ）。日本語では「児童労働によって生み出された商品やサービスの供給を防止するための注意義務を導入する2019年10月24日の法律」と訳される。

¹⁷⁷ 児童労働注意義務法第5条

¹⁷⁸ 児童労働注意義務法第4条

¹⁷⁹ 児童労働注意義務法第5条1項

¹⁸⁰ 児童労働注意義務法第4条2項

¹⁸¹ 施行日は国王令で別途規定される予定だが（児童労働注意義務法第10条）、2023年2月時点では施行の見通しは立っていない。

¹⁸² 児童労働注意義務法第7条、刑法第23条第4項

¹⁸³ 児童労働注意義務法第9条、経済犯罪法

¹⁸⁴ Wet verantwoord en duurzaam internationaal ondernemen <<https://www.tweedekamer.nl/kamerstukken/wetsvoorstellen/detail?id=2021Z04465&dossier=35761>>。非公式の英訳がMVO Platformより公表されている<<https://www.mvoplatform.nl/en/wp-content/uploads/sites/6/2021/03/Bill-for-Responsible-and-Sustainable-International-Business-Conduct-unofficial-translation-MVO-Platform.pdf>>。

¹⁸⁵ Tweede Kamer, Wet verantwoord en duurzaam internationaal ondernemen

<<https://www.tweedekamer.nl/kamerstukken/wetsvoorstellen/detail?id=2021Z04465&dossier=35761>>。

¹⁸⁶ 日本語での詳細は、JETRO「『サプライチェーンと人権』に関する政策と企業への適用・対応事例」（改訂第七版）（2023年3月）37～43頁<https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/scm_hrm/report210609_r7.pdf>参照。

¹⁸⁷ Lov om virksomheters åpenhet og arbeid med grunnleggende menneskerettigheter og anstendige arbeidsforhold (åpenhetsloven) LOV-2021-06-18-99 <<https://lovdata.no/dokument/NL/lov/2021-06-18-99>>。Act relating to enterprises' transparency and work on fundamental human rights and decent working conditions (Transparency Act)。ノルウェー政府より英訳<<https://lovdata.no/dokument/NLE/lov/2021-06-18-99>>が公表されている。

上の大企業¹⁸⁸（①ノルウェーに所在し、ノルウェー国内外で商品やサービスを販売・提供する大企業、②ノルウェー国内で商品やサービスを販売・提供し、ノルウェー法の下で納税義務のある外国籍の大企業）¹⁸⁹に対して OECD 多国籍企業行動指針に従って人権およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）に関するデューデリジェンスの実施¹⁹⁰、その内容の開示¹⁹¹、情報開示請求への対応¹⁹²を義務づけるものである¹⁹³。違反の場合には、事業活動の制限や罰金の対象となる可能性があり¹⁹⁴、具体的な内容はノルウェー消費者庁が定めることが想定されているが¹⁹⁵、2023年2月時点では定められていない¹⁹⁶。

(16) 欧州各国：国別行動計画

上記のとおり、サプライチェーン上におけるデューデリジェンスの実施または開示を義務化している国は一部の国に留まるが、欧州におけるほとんどの国は国連指導原則の要請に基づき国別行動計画を策定し、法的拘束力は持たないものの、企業に対してサプライチェーン上のデューデリジェンスの実施を求めている¹⁹⁷。

4. 欧州経済領域（EEA）外規制

欧州において、欧州経済領域（EEA）外で法制化が進んでいるのは英国、スイスである。以下では、両国および欧州以外の主要な規制を紹介する。

(1) 英国：現代奴隷法（2015）

2015年に制定・施行された2015年現代奴隷法¹⁹⁸は、奴隷（奴隷および隷属、強制労働を含む）や人身取引等を排除する目的で定められたもので、英国でビジネスを行う一定規模以上の企業（設立地、所在地、業種に関わらず、英国にて事業の全てまたは一部を行っており、商品やサービスを提供している商業組織であって、年間売上高が3,600万ポンド以上の組織）を対象¹⁹⁹に、事業年毎に自身のビジネスおよびサプライチェーンにおいて奴隷や人身取引根絶のためにとった対策についての声明をウェブサイト上に公表することを義務づけるものである²⁰⁰。この声明は、英国政府が提供するオンラインレジストリ²⁰¹に登録することができる。開示の義務違反があった場合には、上限

¹⁸⁸ (1)ノルウェー会計法第1条5項で定義される会社（公開有限会社、上場会社、金融機関等）または、(2)①売上高7,000万ノルウェークローネ、②貸借対照表の合計3,500万ノルウェークローネ、③当該会計年度における平均従業員数50人超のうち2つ以上の条件を満たす企業をいう（透明性法第3条a）。

¹⁸⁹ 透明性法第2条

¹⁹⁰ 透明性法第4条

¹⁹¹ 透明性法第5条

¹⁹² 透明性法第6条

¹⁹³ 日本語での詳細は、JETRO「『サプライチェーンと人権』に関する政策と企業への適用・対応事例」（改訂第七版）（2023年3月）48～52頁<https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/scm_hrm/report210609_r7.pdf>参照。

¹⁹⁴ 透明性法第12条～第14条

¹⁹⁵ 透明性法第11条

¹⁹⁶ ノルウェー消費者庁ウェブサイト<<https://www.forbrukertilsynet.no/the-transparency-act>>参照。なお、当該ウェブサイトでは透明性法の概要も説明している。

¹⁹⁷ 国連指導原則に基づく国別行動計画（National Action Plan・NAP）の各国の策定状況は、デンマーク人権研究所（Danish Institute for Human Rights）により管理されているウェブサイト National Action Plans on Business and Human Rights<<https://globalnaps.org/>>より確認できる。

¹⁹⁸ UK, Modern Slavery Act 2015 <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2015/30/contents/enacted>>. JETRO ロンドン事務所が参考和訳 <<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2021/01/aa1e8728dcd42836.html>>を公表している。さらに、英国政府は現代奴隷法遵守に役立つ実務ガイダンス Transparency in supply chains: a practical guide（「実務ガイダンス」）<<https://www.gov.uk/government/publications/transparency-in-supply-chains-a-practical-guide>>を公表している。

¹⁹⁹ 現代奴隷法第54条第2項、第3項、実務ガイダンス第3章

²⁰⁰ 現代奴隷法第54条第1項、第4項、第6項、第7項、第8項

²⁰¹ GOV.UK, Modern slavery statement registry <<https://modern-slavery-statement-registry.service.gov.uk/>>

のない罰金が科される可能性がある²⁰²。なお、上記一定規模に満たない企業についても、自主的に同様の対策を実施することが推奨されている^{203 204}。

(2) スイス：紛争鉱物と児童労働に関するデューディリジェンスと透明性に係る施行令

2022年に施行された改正スイス義務法（Swiss Code of Obligations（CO））第964j条乃至第964l条²⁰⁵および紛争鉱物と児童労働に関するデューディリジェンスと透明性に係る施行令（DDTrO）²⁰⁶は、スイスを拠点とする一定規模の企業・個人²⁰⁷であって、サプライチェーンを通じて直接的・間接的に、①紛争地域や高リスク地域を起源とする鉱物・金属を所有し、その出荷・処理・最終加工に関与している²⁰⁸、または②児童労働を利用して製造・提供されたと疑うに足る合理的な根拠がある製品・サービスを提供している場合に対象となる²⁰⁹。

対象者は、紛争鉱物と児童労働に関するサプライチェーン方針の策定²¹⁰、デューディリジェンスの実施²¹¹、サプライチェーンにおけるトレーサビリティシステムの構築²¹²、苦情処理措置の構築²¹³、リスクマネジメントシステムの構築²¹⁴、実施状況の報告²¹⁵が求められている。違反の場合にはその内容に応じてスイス刑法に基づき10万スイスフラン以下の罰金が科されうる。

(3) 欧州域外の規制

本報告書の調査対象外であるが、サプライチェーン上のデューディリジェンスまたは開示に関連する欧州以外の代表的な規制として、例えば、米国の「1930年関税法第307条（合衆国法典19編Chapter 4 §1307）」²¹⁶、「2010年カリフォルニア州サプライチェーン透明法」²¹⁷、「ドット・フランク法」²¹⁸、「ウイグル強制労働防止法」²¹⁹、オーストラリアの「現代奴隷法」²²⁰といった規制が挙げられる。

²⁰² 現代奴隷法第54条第11項、実務ガイダンス第2章2.6

²⁰³ 実務ガイダンス第3章3.14

²⁰⁴ 日本語での詳細は、JETRO「『サプライチェーンと人権』に関する政策と企業への適用・対応事例」（改訂第七版）（2023年3月）23～25頁<https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/scm_hrm/report210609_r7.pdf>参照。

²⁰⁵ Swiss Code of Obligations <https://www.fedlex.admin.ch/eli/cc/27/317_321_377/en>

²⁰⁶ Ordinance on Due Diligence and Transparency in relation to Minerals and Metals from Conflict-Affected Areas and Child Labour <<https://www.fedlex.admin.ch/eli/cc/2021/847/fr>>.英語での略称はDDTrOであるが、ドイツ語ではVSoTr、フランス語ではODiTr、イタリア語ではODiTとなる。スイス政府は参考英訳 Ordinance on Due Diligence and Transparency in relation to Minerals and Metals from Conflict-Affected Areas and Child Labour <<https://www.fedlex.admin.ch/eli/cc/2021/847/en>>を公表している。

²⁰⁷ 次のうち2つの基準を2年連続で下回る中小企業は、デューディリジェンス報告義務が免除される。①貸借対照表合計2,000万スイスフラン、②年間売上高4,000万スイスフラン、③年間平均従業員数（フルタイム相当）250人（DDTrO第6条）。

²⁰⁸ CO第964j条、DDTrO第3条

²⁰⁹ CO第964j条、DDTrO第5条

²¹⁰ DDTrO第10条、第11条

²¹¹ 日本語での詳細はJETROビジネス短信「紛争鉱物と児童労働に関するデューディリジェンス報告義務が2023年1月から適用開始（スイス）」（2022年12月28日）<<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/12/2e2590e6ffedf492.html>>参照。

²¹² DDTrO第12条、第13条

²¹³ DDTrO第14条

²¹⁴ DDTrO第15条

²¹⁵ CO第964i条、第964f条、第964g条、DDTrO第17条

²¹⁶ 19 U.S.C. Section 1307 <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/USCODE-2011-title19/html/USCODE-2011-title19-chap4-subtitleII-partI-sec1307.htm>>.

²¹⁷ State of California Department of Justice, The California Transparency in Supply Chains Act <<https://oag.ca.gov/SB657>>.

²¹⁸ Commodity Futures Trading Commission, Dodd-Frank Act <<https://www.cftc.gov/LawRegulation/DoddFrankAct/index.htm>>.

²¹⁹ Public Law 117-78 - An act to ensure that goods made with forced labor in the Xinjiang Uyghur Autonomous Region of the People's Republic of China do not enter the United States market, and for other purposes <<https://www.govinfo.gov/app/details/PLAW-117publ78>>.

²²⁰ Modern Slavery Act 2018 <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2018A00153>>.

5. 情報開示

既に多くの企業がサステナビリティに関連する情報開示の重要性を認識し、GRI スタンダードや SASB スタンダードをはじめとする様々な基準が開発されてきた。ただ、基準が多すぎて比較が容易ではないとの声を受けて、ISSB 開示基準など、現在統一的なサステナビリティ情報開示枠組の設計を目指した取組みも進んでいる。以下では、策定中の基準を含めて、国内外で広く利用されている基準および注目度の高い策定中の基準等を紹介する。

【図表 5】 主な情報開示一覧（EU における情報開示ルールは本章 3. 【図表 4】 参照）

機関	開示基準等
(1)	GRI GRI スタンダード
(2)	CDP 環境情報開示基準
(3)	TCFD TCFD 提言による情報開示
(4)	IFRS (SASB) SASB スタンダード（SASB 基準） SICS（持続可能な産業分類システム）
(5)	IFRS (IIRC) IIRC 国際統合報告フレームワーク
(6)	IFRS (CDSB) 環境情報開示スタンダード
(7)	IFRS (ISSB) IFRS 持続可能性開示基準（策定中）
(8)	TNFD TNFD 開示基準（策定中）

（出所）各開示基準等に基づき作成

(1) GRI スタンダード（GRI サステナビリティ・レポーティング・スタンダード）

GRI²²¹は、1997 年に国連環境計画（UNEP）が関与して米国で発足した NGO で、企業や政府などによる環境課題、人権課題、気候変動といったサステナビリティに関する取組みを推進するためのサステナビリティ報告開示基準である GRI スタンダード²²²を策定している。GRI スタンダードは、報告者が経済、環境、社会に与える影響（プラスの影響およびマイナスの影響、外部から受ける影響および外部に与える影響を含む）を報告し、持続可能な発展への貢献を説明するための枠組を提供する。

GRI スタンダードは、①全ての組織に適用される「GRI 共通基準」、②個別のセクターに適用される「GRI セクター別基準」、③個別の項目に関する内容の「GRI 項目別基準」に分類され、②③については各企業が自己のみならず経済・環境・人々への影響の観点から重要（マテリアル）な項目について報告を行う仕組みになっている²²³。日本を含めて世界 100 カ国以上の国から 1 万超²²⁴の企業が GRI スタンダードを採用している。

(2) CDP 環境情報開示基準

CDP²²⁵ ²²⁶は、2000 年に英国で発足した NGO で、投資家、企業、国家、都市などが自らの環境に対する影響を管理するためのグローバルな情報開示システムを提供してい

²²¹ GRI ウェブサイト<<https://www.globalreporting.org/>>参照。

²²² GRI スタンダード<<https://www.globalreporting.org/standards/download-the-standards/>>参照。開示基準は日本語を含めて 11 カ国語で準備されている。

²²³ GRI, The GRI Perspective, The materiality madness: why definitions matter Issue 3, 22 February 2022 <<https://www.globalreporting.org/media/r2oojx53/gri-perspective-the-materiality-madness.pdf>>

²²⁴ GRI, 'About GRI' <<https://www.globalreporting.org/about-gri/>>.

²²⁵ CDP ウェブサイト<<https://www.cdp.net/en>>参照。日本語での情報提供も行っている<<https://japan.cdp.net/>>.

²²⁶ CDP は、気候変動・自然資本に関する情報開示の標準化と、財務報告書における開示を推進していた CDSB（Climate Disclosure Standards Board）の事務局を担っていたが、2022 年 1 月 13 日に CDSB は IFRS 持続可能性開示基準の開発支援のため IFRS の傘下に入った<<https://www.cdsb.net/our-story>>.

る。具体的には、企業や自治体は、CDPが準備する環境情報に関する質問書²²⁷への回答を通じた開示を行うことになるが、CDPは回答をもとに各企業や自治体の取組み状況を評価・公表している。

この質問書には「気候変動」、「森林」、「水セキュリティ」の領域での、サプライチェーンにおける環境負荷についての質問も含まれており、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の開示基準にも準拠している²²⁸。また、COP27において、CDPは2024年までに現在IFRS財団（ISSB）のもとで開発中のIFRS持続可能性開示基準を取り入れる旨を公表している²²⁹。2022年には、日本を含めて世界90カ国以上の国から合計約1万8,700超²³⁰の組織がCDPを通じてデータを開示しており、現在世界最大規模の環境情報データベース²³¹を保有している。

(3) 気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）提言による情報開示

TCFD²³²は、2015年にG20の要請を受けて、金融安定理事会（FSB）²³³により設置された民間主導のタスクフォースで、企業等に対し、気候変動関連情報として以下の情報開示を提言している²³⁴。

【図表 6】TCFD 提言による情報開示の内容

ガバナンス	気候関連リスク・機会の検討体制、企業経営への反映状況
戦略	気候関連リスク・機会がもたらす事業・戦略、財務計画への実際の／潜在的影響（短期・中期・長期）
リスクマネジメント	気候関連リスクの特定・評価・低減方法
指標と目標	気候関連リスク・機会の評価・管理の指標と目標への進捗度

（出所）TCFD Consortium²³⁵

賛同企業²³⁶は、TCFDの提言に沿った情報開示を目指す。2023年3月末時点で101カ国から4,000社²³⁷が賛同しており、CDPの環境情報開示基準もTCFD提言に沿った情報開示の内容に沿っている（上記（2）参照）。

²²⁷ CDP, Guidance & questionnaires <<https://www.cdp.net/en/guidance>>.

²²⁸ CDP, 'How CDP is aligned to the TCFD' <<https://www.cdp.net/en/guidance/how-cdp-is-aligned-to-the-tcfd>>.

²²⁹ CDP, 'CDP to incorporate ISSB climate-related disclosure standard into global environmental disclosure platform' 8 November 2022 <<https://www.cdp.net/en/articles/companies/cdp-to-incorporate-issb-climate-related-disclosure-standard>>.

IFRS, 'ISSB at COP27: CDP to incorporate ISSB Climate-related Disclosures Standard into global environmental disclosure platform' 8 November 2022 <<https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2022/11/cdp-to-incorporate-issb-climate-related-disclosure-standard-into-global-environmental-disclosure-platform/>>.

²³⁰ CDP, 'what we do' <<https://www.cdp.net/en/info/about-us/what-we-do>>.

²³¹ CDP, CDP Data <<https://www.cdp.net/en/data>>.

²³² Task Force on Climate-related Financial Disclosures (TCFD) <<https://www.fsb-tcfid.org/>>.

²³³ FSB (Financial Stability Board) : 各国の金融関連省庁および中央銀行等から構成される、国際金融に関する監督業務を行う機関。2022年末時点で、主要25カ国・地域の中央銀行、金融監督当局、財務省、IMF（国際通貨基金）、世界銀行、BIS（国際決済銀行）、OECD（経済協力開発機構）などの代表が参加している。日本銀行ホームページ<<https://www.boj.or.jp/about/education/oshiete/intl/g06.htm>>参照。

²³⁴ TCFD, Final Report, Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures.TCFDによる提言をまとめた最終報告書で、<<https://www.fsb-tcfid.org/publications/>>から和英含む複数言語でダウンロードできる。

²³⁵ TCFD コンソーシアムウェブサイト<<https://tcfid-consortium.jp/about>>および経済産業省ウェブサイト<https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/disclosure.html>参照。

²³⁶ 賛同者とは、TCFDによる提言内容を組織として支持することを表明する団体。

²³⁷ TCFD ウェブサイト<<https://www.fsb-tcfid.org/support-tcfid/>>参照。

(4) SASB スタンダード (IFRS 傘下)

SASB²³⁸は、2011年に米国サンフランシスコで設立された NGO で、2022年8月1日以降は IFRS 財団の傘下にある²³⁹。企業の非財務情報開示の質向上への寄与、中長期視点の投資家の意思決定への貢献を目的に、将来的に財務への影響が想定される ESG に関する基準「SASB スタンダード」²⁴⁰を設定している。

産業によって抱える問題は異なりうることから、77の業界別に企業の財務業績に影響を与える可能性の高いサステナビリティ課題を特定し、①環境、②社会資本、③人的資本、④ビジネスモデルとイノベーション、⑤リーダーシップとガバナンスといった領域別にそれぞれに開示項目を定めており、開示者は、SASB が定める SICs²⁴¹ (持続可能な産業分類システム) に従って自身の業界を特定した上で、業界別の基準が求める開示を推奨している。

(5) IIRC 国際統合報告フレームワーク (IFRS 傘下)

国際統合報告評議会 (IIRC)²⁴²は、規制当局、投資家、企業、基準設定主体、会計専門家および NGO によって構成された国際的な組織で、2022年8月1日以降は IFRS 財団の傘下にある²⁴³。企業による開示情報の質を改善し、主たる情報の利用者である財務資本の提供者に加えて、従業員、顧客、サプライヤー、事業パートナー、地域社会、立法者、規制当局などを含むステークホルダーにとって有益な情報を提供し、金融安定化と持続可能性に寄与するための枠組「国際統合報告フレームワーク」²⁴⁴を公表している。同枠組は、組織概要、ビジネスモデル、短・中・長期的なリスクと機会、戦略と資源配分、実績、見通し、評価方法などにつき報告を求めており、SASB スタンダードと併せて利用することを推奨している²⁴⁵。

(6) IFRS 持続可能性開示基準 (策定中)

ISSB (国際サステナビリティ基準審議会)²⁴⁶は、2021年11月に IFRS 財団の傘下で設立された組織²⁴⁷で、現在乱立している複数のサステナビリティ関連の情報開示基準の比較統合を求める市場関係者の要請に応えるために IFRS サステナビリティ開示基準の開発を行っている。2022年3月に IFRS 持続可能性開示基準の草案が出され、2023年内の最終化が目指されている。IFRS 持続可能性開示基準は、CDP のイニシアチブであった CDSB フレームワーク²⁴⁸、IIRC 国際統合報告フレームワーク、SASB スタンダード、TCFD 提言といった複数の既存の非財務情報開示基準の長所を取り込んだ内容にすることを目指しており²⁴⁹、環境情報開示プラットフォームを提供している CDP は、IFRS 持続可能性開示基準を 2024 年までに取り入れる予定としている。IFRS 持続可能

²³⁸ Sustainability Accounting Standards Board (SASB) <<https://www.sasb.org/>>.

²³⁹ 2021年6月、SASB と IIRC が合併して設立された Value Reporting Foundation (VRF) が 2022年8月1日に IFRS 財団に統合された<<https://www.ifrs.org/issued-standards/sasb-standards/>>.

²⁴⁰ SASB Standards <<https://www.sasb.org/standards/download/>>.

²⁴¹ Sustainable Industry Classification System (SICS) <<https://www.sasb.org/find-your-industry/>>.

²⁴² International Integrated Reporting Council (IIRC) <<https://www.integratedreporting.org/>>.

²⁴³ 2021年6月、SASB と IIRC が合併して設立された Value Reporting Foundation (VRF) が 2022年8月1日に IFRS 財団に統合された<<https://www.ifrs.org/issued-standards/sasb-standards/>>.

²⁴⁴ Integrated Reporting Framework <<https://www.integratedreporting.org/resource/international-ir-framework/>>.

²⁴⁵ SAAB Complementary Tools <<https://www.sasb.org/knowledge-hub/complementary-tools-using-the-framework-and-sasb-standards-together/>>; <<https://www.integratedreporting.org/resource/international-ir-framework/>>.

²⁴⁶ International Sustainability Standards Board (ISSB) <<https://www.ifrs.org/groups/international-sustainability-standards-board/>>.

²⁴⁷ IFRS 財団の中に ISSB を設置することは、2021年11月の国連気候変動枠組条約第26回締約国会議 (COP26) で公表された。<<https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2021/11/An-update-on-the-ISSB-at-COP26/>>参照。

²⁴⁸ CDSB Framework for reporting environmental & social information <<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/groups/cdsb/cdsb-framework-2022.pdf>> 参照。

²⁴⁹ IFRS, IFRS Foundation announces International Sustainability Standards Board, consolidation with CDSB and VRF, and publication of prototype disclosure requirements, 03 November 2021 <<https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2021/11/ifrs-foundation-announces-issb-consolidation-with-cdsb-vrf-publication-of-prototypes/>> 参照。

性開示基準は世界で使用される共通のルールとして設計されるもので、各国当局がこのベースラインに独自の要求事項を上乗せすることは妨げないとしている²⁵⁰。現在の草案によれば、IFRS 持続可能性開示基準の構成は次のとおりで、企業のサステナビリティに関する①ガバナンス、②戦略、③リスク管理、④指標と目標の開示を求めていく予定である。

【図表 7】IFRS 持続可能性開示基準の構成

全般的な要求事項	サステナビリティ関連財務情報開示の全般的な要求事項
テーマ別基準	気候関連などの開示基準
産業別基準	各産業別の開示基準

(出所) IFRS 持続可能性開示基準

(7) 自然関連財務情報開示タスクフォース (TNFD) 開示フレームワーク (策定中)

TNFD²⁵¹は、2019 年世界経済フォーラム年次総会 (ダボス会議) で着想され、2021 年 6 月に設立された民間主導のタスクフォースで、民間企業や金融機関が自然資本および生物多様性に関するリスクや機会を適切に評価し、開示するための情報開示フレームワークの構築を目指す²⁵²。2022 年の国連生物多様性条約第 15 回締約国会議 (COP15) での「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」²⁵³の採択等に見られるように、生物多様性に関する議論が進んでおり、企業への自然関連情報の評価・開示を求める動きへの対応を目指す。現在具体的な情報開示フレームワークを開発中である²⁵⁴。

6. その他

上記の国際機関や国家等による枠組等の他、民間または官民が連携して企業によるサステナビリティへの取組みを促すルール、ガイドライン、認証、評価システム等を提供する動きもある。下記では欧州企業でも活用されている代表的な例を紹介する。

(1) 国際標準化機構 (International Organization for Standardization: ISO)

ISO²⁵⁵は、各国の標準化機関から構成される非政府組織 (現在は 167 の標準化機関が参加) で、製品、技術、マネジメントシステム、製造に関する 2 万 4,660 もの世界共通の基準、規格、ガイダンス等を公表している²⁵⁶。企業によるサステナビリティへの取組みを支援するための代表的な基準等としては、1996 年に ISO14001 (環境マネジメントシステムに関する規格)²⁵⁷、2010 年に ISO26000 (組織の社会的責任に関する手引き)²⁵⁸、2017 年に ISO26000 を補完する ISO20400 (持続可能な調達に関するガイダンス)²⁵⁹を策定している。

²⁵⁰ このアプローチは「ビルディング・ブロック・アプローチ」と呼ばれる (BC78, Basis for Conclusion on [Draft] IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information, March 2022) <<https://www.ifrs.org/projects/work-plan/general-sustainability-related-disclosures/exposure-draft-and-comment-letters/>>。ISSB 開示基準の詳細については、安井桂大「ディスクロージャーワーキング・グループ報告と国際基準の策定動向を踏まえたサステナビリティ情報開示」商事法務 No.2301 (2022) 45 頁。

²⁵¹ Taskforce on Nature-related Financial Disclosures (TNFD) <<https://tnfd.global/>>。

²⁵² 環境省ウェブサイト<<https://www.env.go.jp/press/110354.html>>参照。

²⁵³ United Nations, Kunming-Montreal Global biodiversity framework (CBD/COP/15/L25) (2022) <<https://www.cbd.int/doc/c/e6d3/cd1d/daf663719a03902a9b116c34/cop-15-l-25-en.pdf>>。日本語での暫定訳「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が環境省のウェブサイトで確認できる <<https://www.env.go.jp/content/000097720.pdf>>。

²⁵⁴ TNFD, Nature-Related Risk & Opportunity Management and Disclosure Framework v0.3 Beta Release <<https://framework.tnfd.global/>>。

²⁵⁵ ISO <<https://www.iso.org/home.html>>。

²⁵⁶ ISO Standards catalogue <<https://www.iso.org/standards-catalogue/browse-by-ics.html>>。

²⁵⁷ ISO, ISO 14001 and related standards, Environmental management <<https://www.iso.org/iso-14001-environmental-management.html>>。

²⁵⁸ ISO, ISO 26000 <<https://www.iso.org/iso-26000-social-responsibility.html>>。

²⁵⁹ ISO, ISO 20400 <<https://www.iso.org/standard/63026.html>>。

(2) GHG プロトコル

GHG プロトコル²⁶⁰は、1998年に世界環境経済人協議会（World Business Council for Sustainable Development: WBCSD）と世界資源研究所（World Resource Institute: WRI）によって共同設立されたイニシアチブで、温室効果ガス（Greenhouse Gas: GHG）の排出量を算定・報告する際の国際的な基準²⁶¹やガイダンス等を提供する。GHG プロトコルが提供する排出量の算定および報告基準は、政府機関、業界団体、事業者、NGO、専門家、その他ステークホルダー等と協力して開発されたものである。

企業による排出の観点からは、温室効果ガスの排出量をスコープ 1（自社による直接排出）、スコープ 2（他者から供給された電気、熱、蒸気の使用に伴う間接排出）、スコープ 3（スコープ 2 以外の間接排出（事業者の活動に関する他者の排出）に分けて整理し、原料調達、製造、物流、販売、廃棄といったサプライチェーンにおける温室効果ガス排出量の把握・管理を目指しており、国際的に広く普及・活用されており、実質的に TCFD（前述）にも組み込まれている²⁶²。

(3) 評価・格付け機関等

投資家、株主、消費者、市民社会等のサステナビリティへの関心の高まりを受け、企業のサステナビリティへの取組状況に対する評価や格付け等を行う機関等が増えており、多くの欧州企業が自社の取組状況を客観的に把握し、より効果的な対策を実施するために活用している。例えば、下記のような評価・格付け機関がある。

【図表 8】 主な評価・格付け機関等

評価・格付け機関	活動内容
MSCI ²⁶³	ESG への取組状況に対する評価・格付け実施。
S&P Global Sustainability ²⁶⁴	サステナビリティへの取組状況に対する評価・格付け実施。
Morningstar Sustainalytics ²⁶⁵	ESG 関連のリスクに対する評価・格付け実施。
CDP ²⁶⁶	環境課題への取組状況に対する評価・格付け実施。
World Benchmark Alliance ²⁶⁷	人権、環境への取組状況に対する評価・格付け実施。

（出所）主な評価・格付け機関の情報に基づき作成

[3] 欧州企業の持続可能なサプライチェーンの実装状況（Ⅱ．まとめ）

欧州では、国連グローバル・コンパクトが立ち上げられた 2000 年頃あるいはそれ以前から人権や環境を含めたサステナビリティへの取組みを積極的に実施してきた企業も多く、欧州大手企業においては、自社内の取組みのみならず、サプライチェーンやバリューチェーン全体で持続可能な社会に向けた取組みを行う事例が多く見られる。

本調査では、情報通信・同機器、小売・流通、繊維・アパレル、食品・農林水産、鉱業関連の 5 分野から各 2 社、合計 10 社を選出し、持続可能なサプライチェーン構築に

²⁶⁰ Greenhouse Gas Protocol <<https://ghgprotocol.org/>>.

²⁶¹ GHG Protocol, Standards <<https://ghgprotocol.org/standards>>. 温室効果ガス（GHG）プロトコル～事業者の排出量算定および報告に関する標準～環境省による日本語仮訳<<https://www.env.go.jp/council/06earth/y061-11/ref04.pdf>>.

²⁶² Greenhouse Gas Protocol <<https://ghgprotocol.org/standards>>.

²⁶³ MSCI, ESG Ratings & Climate Search Tool <<https://www.msci.com/our-solutions/esg-investing/esg-ratings-climate-search-tool>>.

²⁶⁴ S&P Global, The Sustainability Yearbook-2022 Rankings <<https://www.spglobal.com/esg/csa/yearbook/2022/ranking/>>.

²⁶⁵ Morningstar Sustainalytics, Company ESG Risk Ratings <<https://www.sustainalytics.com/esg-ratings>>.

²⁶⁶ CDP, The A List 2022 <<https://www.cdp.net/en/companies/companies-scores>>.

²⁶⁷ World Benchmark Alliance <<https://www.worldbenchmarkingalliance.org/publication/chrbrankings/>>.

向けた実装状況を調査したが、企業の事業分野による取組状況に顕著な偏りは見られず、どの企業も積極的にサステナビリティへの取組を進めていることがうかがえる。

調査対象企業の選出にあたっては、代表的なサステナビリティ関連の評価機関であるワールド・ベンチマーク・アライアンス（World Benchmark Alliance）、MSCI、S&P グローバル（S&P Global）、ダウ・ジョーンズ（Dow Jones）等が公表している評価・格付けにおいて高い評価を得ている企業を特定し、その中から現在、国レベルで人権や環境に関するデューディリジェンスまたは方針開示等についての法制化が進んでいるフランス、ドイツ、オランダ、ノルウェー、英国、スイス籍の企業も含まれるように選定している。

【図表 9】 調査対象一覧

分野	企業名	国
情報通信・同機器	Ericsson（エリクソン）	スウェーデン
	Deutsche Telekom（ドイツテレコム）	ドイツ
小売・流通	Ahold Delhaize（アホールド・デレーズ）	オランダ
	REWE Group（レーヴェ・グループ）	ドイツ
繊維・アパレル	Kering（ケリング）	フランス
	Inditex（インディテックス）	スペイン
食品・農林水産	Unilever（ユニリーバ）	英国
	Nestlé（ネスレ）	スイス
鉱業	Glencore（グレンコア）	英国
	Norsk Hydro（ノルスク・ハイドロ）	ノルウェー

（出所）調査対象企業の会社情報に基づき作成

以下ではⅡ. のまとめとして、調査対象企業の傾向を総括する。

1. サステナビリティ（脱炭素、ビジネスと人権など含む）に関する方針・行動規範

本調査対象の 10 社全てがサステナビリティへの取組を事業戦略の根幹と位置づけており、サステナビリティの中でも重点的に取り組む課題を明確にし、具体的な目標を設定している。また、自社だけではなく、サプライチェーンまたはバリューチェーン全体で取り組もうとする姿勢が共通して見られる。

こうしたサステナビリティに関する戦略実践のため、各企業は方針・行動規範を制定している。これらの方針・行動規範の内容は、①法令遵守、②国連指導原則、③OECD 多国籍企業行動指針、④ILO 中核的労働基準、⑤国連グローバル・コンパクトの 10 原則、⑥SDGs 等の国際的枠組に沿って、企業の社会的責任、人権・労働、環境、事業慣行、地域社会の尊重等に関して行動基準を示しており、同じ行動基準をサプライヤー等にも求める方針をとっている。レーヴェ・グループとケリングについては既に国内法制化されたサプライチェーンに関する法律にも依拠していることを言及しているものの、調査対象企業における全体的な傾向としては、サステナビリティへの取組の根拠として各国別の法律を個別に列挙するというより、これらの各国別の法律に基づく義務のみならず、幅広い取組を求める国際的枠組に沿った対策をとっていることを示している企業が中心であった。

国際的枠組に依拠した基本方針を策定しているという点は各社に共通しているが、各事業分野に特有の課題がある企業については、追加的なガイドラインに言及する等、別途注意を促している。例えば、サプライチェーン上で紛争鉱物に関するリスクのあるエリクソン、ドイツテレコム、グレンコア、ノルスク・ハイドロは、紛争鉱物セクターにおける課題や対応方針を表明しており、下請け工場における人権リスクが高い繊維・

履物を扱うケリング、インディテックスは繊維・履物にまつわる人権課題や対応方針を表明している。

なお、各社とも遵守状況についてサプライヤーを含めてデューデリジェンスを実施し、懸念や違反等があった場合に相談できる苦情処理・問題解決のためのメカニズムを構築しており、例えばエリクソンでは 63 カ国語に対応、ユニリーバでは 50 カ国語に対応するなど、言語による障壁を低くする工夫を行っている傾向が見られた。

【図表 10】各企業のサステナビリティ方針・行動規範の主な項目

行動規範・方針等	エリクソン	ドイツ テレコム	アホールド ・デレーズ	レーヴェ	ケリング	インディ テックス	ユニ リーバ	ネスレ	グレンコア	ノルスク ・ハイドロ
社会的責任	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
人権・労働	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
強制労働禁止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
児童労働禁止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
差別禁止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
労働環境	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
労働時間	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
健康・安全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
賃金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
結社の自由、 団体交渉権	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
過酷な長時間労働	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
紛争鉱物	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○
D&I、多様性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
マイノリティの人権	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
思想、表現の自由	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平等、公平性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ウェルビーイング・ ワークライフバランス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
環境	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
環境保護	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自然資源の保護	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

行動規範・方針等	エリクソン	ドイツ テレコム	アホールド ・デレーズ	レーヴェ	ケリング	インディ テックス	ユニ リーバ	ネスレ	グレンコア	ノルスク ・ハイドロ
廃棄物処理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
気候変動	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
動物福祉	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○
環境に優しい包装	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
環境汚染	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
水	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
エネルギー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
生物多様性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業慣行	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
コンプライアンス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
商品の安全衛生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
過剰警備	—	—	—	○	—	—	—	—	○	—
原材料の選択 トレーサビリティ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
生産過程	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
汚職賄賂防止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
秘密保持/データ保護	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
競争法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(出所) 各企業の取組み状況を基に作成

2. CSR 調達方針（主に国内外の一次サプライヤー向け、グループ企業を含む）とトレーサビリティ（二次、三次サプライヤーを含む）

本調査対象の 10 社全てがサステナビリティ促進のための調達方針を策定している。特に一次サプライヤーと、二次、三次サプライヤーで調達方針を分けて策定している企業は見当たらず、全ての企業が、事業活動における人権、環境、天然資源、気候変動、排出量等へ与える影響を考慮し、なるべく負の影響を低減できるような調達を行うという方針をとっている。取引継続中の企業に対する監査はもちろんのこと、各社はサプライヤー選定の段階においてもサプライヤー候補が求める行動規範を遵守できるかのスクリーニングを行った上で調達を行っている。

小売・流通分野のアホールド・デレーズやレーヴェ・グループは、運送に伴う排出量の軽減や地域の生産者のため、可能な限り地産地消を目指している。また、人権リスクの高い繊維・アパレル分野のケリング、インディテックスと鉱物分野のグレンコア、ノルスク・ハイドロは、トレーサビリティの透明化を図るため、ブロックチェーン²⁶⁸を使った追跡システムを取り入れる等の工夫が見られる。

3. サプライヤー行動規範

本調査対象の 10 社全てが国連指導原則、OECD 多国籍企業行動指針、ILO 中核的労働基準、国連グローバル・コンパクトの 10 原則をはじめとする国際的枠組に依拠したサプライヤー行動規範を策定しており、直接サプライヤーのみならず、間接サプライヤーにも適用するか、直接サプライヤーに対してその請負先にもサプライヤー行動規範を遵守させるように適切な措置を講じることを求めている。

具体的な内容は、企業の社会的責任、人権・労働、環境、事業慣行、地域社会の尊重、原材料の調達等に関するものである。サプライヤー行動規範の遵守は取引契約の重要な条件の一部となっており、遵守しない場合には取引継続のために是正措置を決定するか、契約解除の要因ともなりうる旨が定められている。また、遵守状況についての記録や苦情処理・問題解決のための制度設計を求めている場合もある。

4. 労使対話

本調査対象の 10 社全てが労働者との対話を重要視しており、結社の自由や団体交渉権をはじめとする労働者の権利を尊重している。従業員代表や労働組合を通じた対話はもちろんのこと、懸念がある場合に企業側に通報・報告できる制度も備えている。

5. 監査と評価

本調査対象の 10 社全てがサステナビリティの担当機関または責任者を設置し、内部で進捗状況について監査、評価し、その情報をもとに重要性や優先して取り組むべき課題を確認、事業戦略に反映している。また、自社のみならず、サプライヤー等における人権や環境をはじめとしたサステナビリティに関する取組状況につき情報管理、資料提供等を求め、評価している傾向にある。内部での監査だけではなく、サステナビリティへの取組状況について外部からの監査を活用する事例も見られる。

また、本調査対象の 10 社全てがワールド・ベンチマーク・アライアンス（World Benchmark Alliance）、MSCI、S&P グローバル（S&P Global）、ダウ・ジョーンズ（Dow Jones）等といった外部機関からの評価、格付け等も利用しており、各企業の取組状況につき客観的な評価を把握することにも役立てている。

²⁶⁸ ブロックチェーンとは、情報通信ネットワーク上にある端末同士を直接接続し、取引記録を暗号技術を用いて分散的に処理・記録する技術である（総務省平成 30 年版情報通信白書本編第三章第 3 節 3）<<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h30/html/nd133310.html>>。

6. 独自の取り組み

本調査対象の 10 社全てが各事業分野の特性にあわせたサステナビリティに関する何らかの独自の取り組みを行っている。例えば、情報通信・同機器分野では、ICT 技術を利用したバリューチェーンの効率化や、デジタル化の普及、小売・流通分野では、生物多様性、動物福祉を意識した取り組みや、CO2 排出量低減につながるサプライチェーンの構築や店舗設計、繊維・アパレル分野では、環境負荷の少ない繊維等の開発、食品・農業分野では生産者への支援、鉱業分野ではリサイクル材を利用した金属の開発等が挙げられる。

7. 情報開示（投資家・株主との関係も含む）

本調査対象の 10 社全てがウェブサイトにもサステナビリティ特設サイトを設け、責任ある企業行動、人権、環境、気候変動などに関する方針・行動規範、戦略、目標、達成状況、年次報告書や各種レポート等、サステナビリティへの取組状況を開示している。前述のとおり、サステナビリティに関する開示基準は多く存在しているが、本調査対象の 10 社全てが GRI スタンドアードを採用しており、各開示情報と GRI スタンドアードによる開示要請項目を明記している。GRI スタンドアードの他、TCFD および SASB スタンドアードを併用している企業がそれぞれ 9 社あった。

【図表 11】各企業が採用している主な開示基準等

開示基準	エリクソン	ドイツ テレコム	アホールド・ テレズ	レー ヴェ	ケリング	インディ テックス	ユニリーバ	ネスレ	グレンコア	ノルスク・ ハイドロ
GRI	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
CDP	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—
TCFD	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○
SASB	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○

(出所) 各企業の開示状況を基に作成

開示の文脈で国連グローバル・コンパクトの要請にも言及している企業が 5 社、国連指導原則に言及している企業が 3 社、EU タクソノミーに沿って自社の事業活動の分類を年次報告書において開示している企業が 6 社あった。

エリクソン、ドイツテレコム、グレンコアはサプライヤー向けに特設ページを設定し、サステナビリティに関する情報や研修の提供等を行っている。また、特にサプライヤー向けの特設ページは設けていない他の企業もサプライヤー行動規範等は掲載されているなど、サプライヤーに対する情報提供も実施されている。

8. その他

企業が対応するサステナビリティに関する課題は幅広く、サプライチェーンにおける問題も複雑かつ多岐にわたるため、多くの企業が業界団体、非営利団体等と協働して自主的にガイドラインや持続可能なサプライチェーン構築に向けた活動を行っている。下記は今回の調査対象企業等が参画しているイニシアチブ等を中心とした一例である。

【図表 12】 産業団体、民間イニシアチブの一例

分野	団体、イニシアチブ等
サプライチェーン	Responsible Business Alliance
	amfori Business Social Compliance Initiative
	Responsible Supply Chain Initiative
	Sustainable Supply Chain Initiative
サステナビリティ	CSR Europe
	Benefit corporation
	World Business Council for Sustainable Development
トレーサビリティ	TRACE International
人権	Voluntary Principles on Security and Human Rights
環境・気候変動	ACT Initiative
	Science Based Targets
	Rainforst Alliance
情報通信・同機器	ICT Global Network Initiative
	Catena-X
小売・流通	The Consumer Goods Forum
繊維・アパレル	Watch and Jewellery Initiative
	The Fashion Pact
食品・農林水産	Sustainable Agriculture Initiative Platform
	Global Sustainable Seafood Initiative
鉱業	Responsible Minerals Initiative
	Aluminium Stewardship Initiative
	International Council on Mining and Metals

(出所) 各産業団体、イニシアチブの活動を基に作成

II. 欧州大手企業のサステナビリティ対策・調達方針（企業別）

[1] Ericsson（スウェーデン）

1. 企業概要

エリクソン（ストックホルムおよびニューヨークのナスダックに上場²⁶⁹）は、情報通信技術（Information and Communication Technology（ICT））を通信サービスプロバイダー等に提供している会社で、情報通信、クラウドソフトウェアサービス、5G および IoT プラットフォーム等のポートフォリオを通して顧客のデジタル化、効率向上、新たな収入源の発掘を支援する。活動地域は欧州、北南米、中東、アジアで 180 カ国を超える。国連グローバル・コンパクトには創設時の 2000 年から参加している²⁷⁰。

【図表 13】 エリクソンの企業概要

項目	企業プロフィール
会社名	エリクソン
英文会社名	Telefonaktiebolaget LM Ericsson
ウェブサイト	トップページ： https://www.ericsson.com/en サステナビリティ特集ページ： https://www.ericsson.com/en/about-us/sustainability-and-corporate-responsibility
設立年	1876 年
本社所在地	スウェーデン（ストックホルム）
従業員数 ²⁷¹	10 万 5,529 人（連結・グローバル） 1 万 4,444 人（スウェーデン）
売上高（直近過去 3 年） ²⁷²	2022 年度：2,715 億スウェーデン・クローナ 2021 年度：2,323 億スウェーデン・クローナ 2020 年度：2,324 億スウェーデン・クローナ
主な事業内容 ²⁷³	<u>情報通信・同機器</u> ・電気通信機器および周辺機器の輸出入並びにカスタマイゼーション／販売／設置工事 ・通信事業者向け運用・保守、システム・インテグレーション等の各種サービス ・電子部品／OEM 製品の調達

（出所）エリクソンのウェブサイトを基に作成

²⁶⁹ Ericsson, Financial Report 2021, p.1

<<https://www.ericsson.com/4943ad/assets/local/investors/documents/2021/annual-report-2021-en.pdf>>.

²⁷⁰ United Nations Global Compact, LM Ericsson, <<https://www.unglobalcompact.org/what-is-gc/participants/6170-LM-Ericsson>>.

²⁷¹ 2022 年度末時点。Fourth quarter and full-year report 2022, p.6

<<https://www.ericsson.com/48f056/assets/local/investors/documents/financial-reports-and-filings/interim-reports-archive/2022/12month22-en.pdf>>.

²⁷² Ericsson, Financial Report 2021, p.12, Fourth quarter and full-year report 2022.

²⁷³ Ericsson, About us <<https://www.ericsson.com/en/about-us>>.

2. 持続可能なサプライチェーンの実装状況

(1) サステナビリティに関する方針・行動規範、環境、人権、社会問題、包摂性、持続可能性など

エリクソンは、20年以上前からサステナビリティと責任ある事業活動を自身の企業文化および戦略の一部と位置づけており、2012年には国連指導原則へのコミットメントを公表している²⁷⁴。情報通信技術を通して社会の持続可能な開発によい影響を与え、エリクソンおよびステークホルダーへのリスクを軽減するために、①環境の持続可能性（気候変動対策を含む）、②デジタルインクルージョン、③企業の社会的責任の3分野をサステナビリティに関する重点取組分野として対策を行ってきている。具体的には、下記のとおりバリューチェーンを(i)事業活動（ポートフォリオ）、(ii)サプライチェーン、(iii)自社内のオペレーションの3つに分類の上、それぞれにおいて優先して取り組むべき課題を明確化、目標を数値化して事業活動等に反映している²⁷⁵。

(i) 事業活動（ポートフォリオ）

人権の尊重、気候変動、セキュリティとプライバシーの強化、デジタルインクルージョンを優先的取組課題としている。監視、人工知能の悪用、ネットワーク遮断、サイバー攻撃など、ICT業界のテクノロジーが人権に負の影響をもたらしていることに着目し、自社技術の悪用防止、セキュリティ対策強化を試みている。また、環境への負の影響を最小限に抑えるための電子機器の設計や材料選択（例：ネットワークのエネルギー使用量35%削減）、デジタル化社会から取り残されているグループへの通信機器・ネットワーク普及活動等に力を入れている。

(ii) サプライチェーン

気候変動対策、企業倫理、人権・労働権、安全衛生を含む持続可能性と責任あるビジネス慣行を、サプライヤーを含むバリューチェーン全体に浸透させることを優先的取組課題とし、サプライヤー行動規範（後述）を通して二次サプライヤー以降を含むサプライヤー管理を行っている。気候変動対策については、特に排出量の多いサプライヤー350社が、エリクソンのサプライチェーンにおける排出量の90%を占めている状況のため、これらのサプライヤーには2025年までに1.5度目標達成のための対策をとるよう求めている。

(iii) 自社内のオペレーション

従業員の尊重、健康・安全・福祉、腐敗防止、気候変動（例：二酸化炭素排出量削減）対策を優先的課題とする。従業員の能力は、機会・経験により大きく左右されるとして、誠実さ、共感、キャリアと成長、多様性、包括性を重視する企業文化を構築し、従業員がその潜在能力を最大限に発揮できるような環境整備（例：能力開発の機会、スキル構築、ウェルビーイング向上、公正で競争力ある報酬の提供、安全で健康的な職場環境の提供、女性のマネジメント割合の向上）の他、経済・社会発展の妨げとなり、脆弱なコミュニティや民主主義に負の影響を与える汚職・非倫理的な商習慣の排除（例：倫理、コンプライアンス、贈収賄・汚職防止に関するトレーニングの提供）、気候変動対策（例：2030年までに自社の活動における

²⁷⁴ Ericsson, With our longstanding commitment, Ericsson has been a pioneer in the sustainability space <<https://www.ericsson.com/en/about-us/new-world-of-possibilities/pioneering-a-sustainable-future>>.

²⁷⁵ Ericsson, Sustainability and Corporate Responsibility report 2021, p.1-6 <https://www.ericsson.com/492fee/assets/local/about-ericsson/sustainability-and-corporate-responsibility/documents/2022/ericsson-sustainability-and-corporate-responsibility-report-2021_eng.pdf>. Ericsson, エリクソンの持続可能性 <<https://www.ericsson.com/ja/about-us/company-facts/ericsson-worldwide/japan/sdgs>>.

排出量ゼロ、ポートフォリオとサプライチェーンにおける排出量 50%削減、2040年までにバリューチェーン全体で排出量ゼロを目標とした取組み)を行っている。

上記サステナビリティに関する方針を実行するため、エリクソンは「ビジネス倫理規範 (Our Compass - Code of Business Ethics) 」 (43カ国語)²⁷⁶、「ビジネスと人権方針 (Business and human rights statement) 」²⁷⁷、「ビジネスパートナーのための行動規範 (Code of Conduct for Business Partners) 」²⁷⁸をはじめ、分野別に 15 の行動規範を策定し²⁷⁹、さらにトレーニングの機会を提供し、グループのみならずサプライチェーン全体に上記方針を浸透させている²⁸⁰。これらの行動規範においては、国連指導原則、国連グローバル・コンパクト、ILO 中核的労働基準、SDGs、OECD 多国籍企業行動指針、OECD デューディリジェンス・ガイダンス (紛争鉱物) 等に沿った行動が求められており、技術の適切な利用、労働者の権利、責任ある調達、地域社会への貢献、適切なガバナンス、人権の尊重、苦情処理・問題解決のための制度整備などが規定されている。

不遵守や懸念がある場合の苦情処理・問題解決のための制度として、エリクソン・コンプライアンス・ライン (Ericsson Compliance Line)²⁸¹を設置して対応している。

(2) CSR 調達方針 (主に国内外の一次サプライヤー向け、グループ企業を含む) とトレーサビリティ (二次、三次サプライヤーを含む)

エリクソンは、基本的な調達方針として「サプライヤー調達要件 (Supplier requirements related to responsible sourcing) 」「ビジネスパートナーのための環境に関する要求事項 (Business Partner Environmental Requirement) 」「労働安全衛生基準 (OHS Requirement) 」²⁸²を掲げ、自社グループのみならずサプライチェーン全体を通して社会、環境、人権、倫理的に責任あるビジネスが行われる体制を構築している。サプライヤー選定にあたっては、①マネジメント体制、②腐敗防止と企業倫理、③人権と労働者の権利、④安全で健康的な労働環境、⑤環境管理、⑥コンプライアンスへの懸念の報告等、エリクソンが提示する行動規範等を遵守できるか事前審査を実施している。また、一般調達条件として「エリクソン購買条件 Ericsson Purchasing Conditions (EPC) 」²⁸³を定め、後述のサプライヤー行動規範に言及する形でサプライヤー (二次サプライヤー以降も含む) に対しても人権や環境に考慮することを求めている²⁸⁴。責任ある原材料の調達にも力を入れており、特に紛争鉱物については、OECD デューディリジェンス・ガイダンス (紛争鉱物) に沿った調達を行っている²⁸⁵。

²⁷⁶ Ericsson, Our Compass (Code of Business Ethics) <<https://www.ericsson.com/en/about-us/corporate-governance/code-of-ethics>>.

²⁷⁷ Ericsson, Business & human rights statement <<https://www.ericsson.com/49833c/assets/local/about-ericsson/sustainability-and-corporate-responsibility/documents/2020/business-and-human-rights-statement.pdf>>.

²⁷⁸ Ericsson, Ericsson Code of Conduct for Business Partners <https://www.ericsson.com/4982d3/assets/local/about-ericsson/sustainability-and-corporate-responsibility/documents/supplier-code-of-conduct/ericsson-code-of-conduct-for-business-partners_english.pdf>.

²⁷⁹ Ericsson, Policies and statements <<https://www.ericsson.com/en/investors/esg-resource-hub/policies-and-directives>>.

²⁸⁰ Ericsson, Sustainability and Corporate Responsibility report 2021, p.7

²⁸¹ Ericsson, Ericsson Compliance Line <<https://app.convercent.com/en-US/LandingPage/fc06a503-91f8-eb11-a983-000d3ab9f062>>.

²⁸² Ericsson, Responsible sourcing <<https://www.ericsson.com/en/about-us/sustainability-and-corporate-responsibility/responsible-business/responsible-sourcing>>.

²⁸³ Ericsson, Ericsson Purchasing Conditions <<https://www.ericsson.com/en/about-us/sourcing/supplier-and-partner-resources/conditions-and-guidelines>>.

²⁸⁴ Ericsson Purchasing Conditions 29.1 (b)(c)(d)

²⁸⁵ Ericsson, Conflict minerals, Focus on increasing transparency <<https://www.ericsson.com/en/about-us/sustainability-and-corporate-responsibility/responsible-business/responsible-sourcing/supplier-code-of-conduct-training/code-of-conduct-for-business-partners/business-ethics-and-anti-corruption>>.

(3) サプライヤー行動規範

エリクソンは、持続可能な調達に向けてサプライヤーに期待することを明確にするために「ビジネスパートナーのための行動規範」²⁸⁶、「ビジネスパートナーのための環境に関する要求事項」²⁸⁷および「サプライヤー用労働安全衛生基準」²⁸⁸を策定²⁸⁹、腐敗防止と企業倫理、人権と労働者の権利、労働安全衛生、環境管理、気候変動といった分野でサプライヤー（二次サプライヤー等も含む）に求める行動規範を明示し、コンプライアンスに関する懸念の報告も求めている。

これらの行動規範は、国連グローバル・コンパクトの10原則、国連指導原則、OECD多国籍企業行動指針、責任ある企業同盟（RBA）の行動規範²⁹⁰等に基づくもので、内容理解のためのトレーニングも実施している。なお、これらの行動規範はサプライヤー契約の重要な一部とされ、重大な違反の場合には契約解除権が発生する可能性がある旨が規定されている²⁹¹。遵守状況の確認のため、2016年までは自社で監査を行ってきたが、2017年以降は第三者による現地視察を含めた監査（デューディリジェンス）を実施している²⁹²。

(4) 労使対話

エリクソンは、従業員を最も重要な財産のひとつと位置づけ、前述のとおり各自が能力を存分に発揮し、活躍できるように既に環境整備を行っているが²⁹³、従業員が公正で良好な労働条件を求める権利、労働組合の結成・加入、団体交渉権を支持・促進し、労働組合、社員委員会、評議会等の従業員代表を通じて社員と有意義な対話を行う機会を提供している²⁹⁴。

また、自社内のみならず、サプライヤーの従業員が、差別、報復、脅迫、嫌がらせを受けることなく労働条件や経営慣行に関する意見や懸念を経営陣と率直に話し合い、共有できることの大切さを強調しており、現地法に従ってその全ての従業員が結社の自由と団体交渉の権利を尊重することを求めている²⁹⁵。また、何か懸念が生じた場合にいつでも相談ができるように通年24時間体制で電話またはオンラインでコンタクトが

²⁸⁶ Ericsson, Ericsson Code of Conduct for Business Partners <https://www.ericsson.com/4982d3/assets/local/about-ericsson/sustainability-and-corporate-responsibility/documents/supplier-code-of-conduct/ericsson-code-of-conduct-for-business-partners_english.pdf>.

²⁸⁷ Ericsson, Business Partner Environmental Requirements <https://www.ericsson.com/4aafb2/assets/local/about-ericsson/sustainability-and-corporate-responsibility/documents/supplier-environmental-requirements/business-partner-environmental-requirements_english.pdf>. たとえば、環境に関する一般要求事項（危険物、有害物質、有害廃棄物、固形廃棄物、大気への排出、水管理）、気候変動に関する要求事項、製造・製品・輸送に関する要求事項、事故報告要請が含まれている。

²⁸⁸ Ericsson, The Ericsson General Supplier Occupational Health and Safety Standards <<https://www.ericsson.com/493f86/assets/local/about-ericsson/sustainability-and-corporate-responsibility/documents/health-and-safety/the-ericsson-specific-supplier-occupational-health-and-safety-requirements.pdf>>; Ericsson, Supplier requirements related to responsible sourcing <<https://www.ericsson.com/en/about-us/sustainability-and-corporate-responsibility/responsible-business/responsible-sourcing/supplier-requirements-related-to-responsible-sourcing>>. なお、建築、メンテナンス、ネットワーク提供サービスに従事するサプライヤーには、別途特別基準が設けられている。

²⁸⁹ Ericsson, Supplier requirements related to responsible sourcing <<https://www.ericsson.com/en/about-us/sustainability-and-corporate-responsibility/responsible-business/responsible-sourcing/supplier-requirements-related-to-responsible-sourcing>>.

²⁹⁰ Responsible Business Alliance, <<https://www.responsiblebusiness.org/>>.

²⁹¹ ビジネスパートナーのためのエリクソン行動規範 3 一般要求事項

²⁹² Supplier audit programs <<https://www.ericsson.com/en/about-us/sustainability-and-corporate-responsibility/responsible-business/responsible-sourcing/supplier-audit-programs>>.

²⁹³ Ericsson, Sustainability and Corporate Responsibility report 2021, p.4, 8-9

²⁹⁴ Ericsson, Ericsson Code of Business Ethics 2.2

²⁹⁵ ビジネスパートナーのためのエリクソン行動規範 6.7 結社の自由

可能なヘルプラインであるエリクソン・コンプライアンス・ライン（Ericsson Compliance Line、63カ国語に対応）²⁹⁶を設けている²⁹⁷。

(5) 監査と評価

エリクソンは、自社グループの責任ある行動の実践のため、情報を電子化して管理し、年次の「サステナビリティおよび企業責任に関する報告書（Sustainability and Corporate Responsibility report）」の内容についても外部の監査人による監査を実施している²⁹⁸。

サプライヤーについては、「サプライヤー監査プログラム（Supplier audit program）」²⁹⁹を設計、必要に応じて外部の監査人も活用しながら各サプライヤーが行動規範に基づいて行動しているかをインタビュー、訪問、従業員との対話等を通じて監査・評価している³⁰⁰。

また、ワールド・ベンチマーク・アライアンス（World Benchmark Alliance³⁰¹）、MSCI³⁰²、モーニングスター・サステナビリティクス（Morningstar Sustainalytics³⁰³）、CDP³⁰⁴等といった外部機関による評価指標も活用しており、例えば、MSCIの格付けでは「A」、Morningstar Sustainalyticsからは「低リスク」といった高い評価を得ている。

(6) 独自の取り組み

エリクソンは、5G、インダストリー4.0（Industry 4.0）といった通信業界における技術革新に取り組む企業として、ICTソリューションやネットワークテクノロジーを活用して、持続可能な未来の実現に貢献することを目指している³⁰⁵。具体的には、最新のテクノロジーを使って エネルギー・水の消費量とCO2排出量を削減する5Gスマート工場の建設³⁰⁶、様々な産業において最適化されたバリューチェーンの形成を支援³⁰⁷している。

デジタル化は、社会的・経済的発展に不可欠であるところ、世界の約29億人がその恩恵を得られていない。エリクソンは、その状況を解消するための製品の開発と提供、ネットワークの展開を試みており、モバイル機器の普及を通じて2024年までにさらに5億人がブロードバンドに接続できるように目標設定している³⁰⁸。

²⁹⁶ Ericsson, Ericsson Compliance line <<https://www.ericsson.com/en/about-us/corporate-governance/code-of-ethics/reporting-compliance-concerns>>.

²⁹⁷ Ericsson, Sustainability and Corporate Responsibility report 2021, p.18

²⁹⁸ Ericsson, Sustainability and Corporate Responsibility report 2021, p.37

²⁹⁹ Ericsson, Supplier audit programs <<https://www.ericsson.com/en/about-us/sustainability-and-corporate-responsibility/responsible-business/responsible-sourcing/supplier-audit-programs>>.

³⁰⁰ Ericsson, Contract compliance <<https://www.ericsson.com/en/about-us/sustainability-and-corporate-responsibility/responsible-business/responsible-sourcing/contract-compliance>>; Ericsson, Sustainability and Corporate Responsibility report 2021, p.26

³⁰¹ World Benchmark Alliance <<https://www.worldbenchmarkingalliance.org/publication/chrb/rankings/>>.

³⁰² MSCI <<https://www.msci.com/our-solutions/esg-investing/esg-ratings-climate-search-tool>>.

³⁰³ Morningstar Sustainalytics <<https://www.sustainalytics.com/esg-ratings>>.

³⁰⁴ CDP <<https://www.cdp.net/en>>.

³⁰⁵ Ericsson, our purpose, vision and values <<https://www.ericsson.com/en/about-us/our-purpose>>.

³⁰⁶ Ericsson, Ericsson USA 5G Smart Factory recognized as 'Global Lighthouse' by the World Economic Forum <<https://www.ericsson.com/en/press-releases/2021/3/ericsson-usa-5g-smart-factory-recognized-as-global-lighthouse-by-the-world-economic-forum>>.

³⁰⁷ Ericsson, 5G standardization <<https://www.ericsson.com/en/standardization/5g>>.

³⁰⁸ Ericsson, Sustainability and Corporate Responsibility report 2021, p.3

一方で、ICT 技術が人権への負の影響をもたらしうることを念頭におき、そのリスク軽減のためにセンシティブ・ビジネス・リスク・メソッド³⁰⁹と呼ばれる独自の手法によって人権リスクの観点から販売の機会を精査している。

(7) 情報開示（投資家・株主との関係も含む）

エリクソンは、次のとおりサステナビリティへの取組みに関する情報開示を行っている。

自社のウェブサイト：「サステナビリティと企業の責任」と題する持続可能性に関する特設サイト³¹⁰を設けており、一部については日本語を含む 11 カ国語³¹¹で閲覧可能である。

サプライヤー向けウェブサイト：サプライヤーおよびパートナー向けの特設ポータルサイト³¹²を開設し、エリクソンと取引関係のあるサプライヤーおよびパートナーに向けて自社の持続可能性に関する取組みの紹介のみならず、各種規定やトレーニングを含めて積極的に情報共有を行っている。

年次報告書：アニュアルレポートの一部としてサステナビリティおよび企業責任に関する報告書³¹³を作成し、持続可能なサプライチェーンに向けた取組状況を報告している。

開示基準

エリクソンは、持続可能性関連の開示指標として、GRI スタandardを主要基準として採用し、TCFD 提言、SASB スタandard、CDP の環境情報開示基準、国連指導原則、国連グローバル・コンパクト、世界経済フォーラムの「ステークホルダー資本主義の進捗測定（Measuring Stakeholder Capitalism Metrics）」³¹⁴における要請にも対応した開示を行っている。各開示項目が上記開示基準のどの項目に該当するかが確認できる一覧も併せて公表している³¹⁵。また、自身の事業活動につき EU タクソノミーに沿った開示も行っている³¹⁶。

(8) その他

エリクソンは、サステナビリティ関連全般に力を入れているが、特に気候変動課題に積極的に取り組んでおり、例えば、2020 年に発足したグローバル・サプライチェーンにおける気候変動対策を推進する企業グループ「1.5 度サプライチェーンリーダーズ

³⁰⁹ Ericsson, Respect for human rights <<https://www.ericsson.com/en/about-us/sustainability-and-corporate-responsibility/responsible-business/human-rights>>.

³¹⁰ Ericsson, Sustainability and Corporate Responsibility <<https://www.ericsson.com/en/about-us/sustainability-and-corporate-responsibility>>.

³¹¹ Ericsson, 日本語ウェブサイト<<https://www.ericsson.com/ja/about-us/new-world-of-possibilities/pioneering-a-sustainable-future>>.

³¹² Ericsson, Sourcing <<https://www.ericsson.com/en/about-us/sourcing>>.

³¹³ Ericsson, Sustainability and Corporate Responsibility report 2021 <https://www.ericsson.com/492fee/assets/local/about-ericsson/sustainability-and-corporate-responsibility/documents/2022/ericsson-sustainability-and-corporate-responsibility-report-2021_eng.pdf>.

³¹⁴ World Economic Forum, Measuring Stakeholder Capitalism: Towards Common Metrics and Consistent Reporting of Sustainable Value Creation <<https://www.weforum.org/reports/measuring-stakeholder-capitalism-towards-common-metrics-and-consistent-reporting-of-sustainable-value-creation/>>.

³¹⁵ Ericsson, Ericsson ESG reporting reference index 2021 <https://www.ericsson.com/492eae/assets/local/investors/documents/esg-resources/ericsson_esg_reporting_reference_index_2022.pdf>.

³¹⁶ Ericsson, Annual Report 2021, Sustainability and Corporate Responsibility report 2021 p.34 <<https://www.ericsson.com/4943ad/assets/local/investors/documents/2021/annual-report-2021-en.pdf>>.

(1.5°C Supply Chain Leaders)」³¹⁷に参画しており、排出管理のための自社目標を掲げるだけでなく、戦略的サプライヤーにも、以下の 1.5 度目標に沿った独自の気候目標を設定することを期待している³¹⁸。

- ・ 2030 年までに温室効果ガス排出半減
- ・ 2050 年までにネットゼロ排出
- ・ 毎年の進捗状況報告

また、3,700 社以上の中小企業が加盟する「中小企業気候ハブ (SME Climate Hub)」³¹⁹を通じて、各種ツールやベストプラクティスなどを共有することでサプライヤーを支援し、ICT 業界のグローバル・ネットワーク・イニシアチブ³²⁰にも参加するなど³²¹、外部組織との連携も進めている。

³¹⁷ 1.5°C Supply Chain Leaders <<https://exponentialroadmap.org/supply-chain-leaders/>>は、気候変動緩和のための企業・NGO によるイニシアチブ Exponential Roadmap <<https://exponentialroadmap.org/exponential-roadmap/>>により立ち上げられた 1.5°C 目標達成推進グループ。

³¹⁸ Ericsson, エリクソンの持続可能性<<https://www.ericsson.com/ja/about-us/company-facts/ericsson-worldwide/japan/sdgs>>。

³¹⁹ SME Climate Hub <<https://smeclimatehub.org/>>。

³²⁰ Global Network Initiative <<https://globalnetworkinitiative.org/>>. 2008 年に米国ワシントン D.C.で設立された NGO で、行政からの要請や制限に対して、企業・団体が自らの表現の自由やデータ保護のポリシーを継続・実践できるように支援している。世界の主要な IT 企業、学術機関、投資機関、市民社会組織等が加盟している。現時点での法人の加盟者数は 76 社。

³²¹ Ericsson, Sustainability and Corporate Responsibility report 2021, p.3 <https://www.ericsson.com/492fee/assets/local/about-ericsson/sustainability-and-corporate-responsibility/documents/2022/ericsson-sustainability-and-corporate-responsibility-report-2021_eng.pdf>. Ericsson, Respect for human rights <<https://www.ericsson.com/en/about-us/sustainability-and-corporate-responsibility/responsible-business/human-rights>>.

[2] ドイツテレコム（ドイツ）

1. 企業概要

ドイツテレコム（ドイツの全ての証券取引所および米国 OTCQX に上場³²²）は、情報通信技術（ICT）と通信サービスの提供を行う企業で、活動地域は欧州、米国を中心に 50 カ国を超え、ドイツをはじめとする欧州の国営企業にもサービスを提供する。国連グローバル・コンパクトには創設時の 2000 年から参加している。

【図表 14】ドイツテレコムの企業概要

項目	企業プロフィール ³²³
会社名	ドイツテレコム
英文会社名	Deutsche Telekom AG
ウェブサイト	トップページ： https://www.telekom.com/en サステナビリティ特集ページ： https://www.telekom.com/en/corporate-responsibility
設立年	1995 年
本社所在地	ドイツ（ボン）
従業員数	21 万 1,000 人（連結・グローバル） 8 万 7,276 人（ドイツ）
売上高（直近過去 3 年）	2022 年度：1,144 億ユーロ 2021 年度：1,088 億ユーロ 2020 年度：1,010 億ユーロ
主な事業内容	情報通信・同機器 ・固定ネットワーク/ブロードバンド分野における製品・サービス提供 ・モバイルコミュニケーション、インターネット、消費者向けインターネット TV 事業 ・法人向けの情報技術・通信サービス事業

（出所）ドイツテレコムのウェブサイトを基に作成

2. 持続可能なサプライチェーンの実装状況

(1) サステナビリティに関する方針・行動規範、環境、人権、社会問題、包摂性、持続可能性など

ドイツテレコムは、20 年以上前から、持続可能性への対応および責任ある企業行動を企業戦略の根幹と位置づけており、デジタル技術を使った持続可能性に考慮した事業活動や生活の効率化を通して気候変動、環境保護、資源の有効活用、持続可能な開発等に貢献するため³²⁴、環境・経済・社会的課題について自社グループのみならずバリューチェーン全体で取り組む方針をとってきた³²⁵。特に、①気候中立的な事業活動への厳格なコミットメント、②循環型経済に貢献する製品とサービスの提供、③多様性、公平性および包摂性を考慮したチーム作りおよび将来のためのスキル形成、④全ての人が民主

³²² Deutsche Telekom AG, Company profile <<https://www.telekom.com/en/company/companyprofile/company-profile-625808>>.

³²³ Deutsche Telekom AG, Annual Report 2021 <<https://www.telekom.com/en/investor-relations/publications/financial-results/financial-results-2021#646394>>; Annual Report 2022 <<https://report.telekom.com/annual-report-2022/>>.

³²⁴ Deutsche Telekom AG, Corporate Responsibility Report 2021, Foreword by Timotheus Höttges, Chairman of the Board of Management <<https://www.cr-report.telekom.com/2021/management-facts/strategy/foreword>>.

³²⁵ Deutsche Telekom AG, Management & facts, Foreword by Timotheus Höttges, Chairman of the Board of Management <<https://www.cr-report.telekom.com/2021/management-facts/strategy/foreword>>.

主義的価値に基づいた、安全なデジタル社会形成への貢献の4つを重点取組分野としている。

これらの方針をドイツテレコムグループ全体で実行するため、「行動規範 (Code of Conduct)」³²⁶および「人権および社会的行動規範 (Code of Human Rights & Social Principles)」³²⁷を策定し、国内法および国際法の遵守、国連指導原則、OECD 多国籍企業行動指針、ILO 中核的労働基準、国連グローバル・コンパクト、SDGsをはじめとした国際スタンダードに沿った行動 (デューデリジェンスの実施、適切な措置、苦情処理・問題解決のための制度設置、報告・開示、ステークホルダー・エンゲージメント等) をとることを求め³²⁸、従業員に対する研修も実施している。また、この方針をバリューチェーン全体に浸透させる目的で、別途サプライヤー行動規範 (後述) も規定している。

さらに、2021年にはドイツ政府が社会のデジタル化関連企業に推奨している「企業のデジタル責任行動規範 (The Corporate Digital Responsibility Code of Conduct)」³²⁹に署名、2022年にはドイツテレコム独自の「企業のデジタル責任フレームワーク」を策定し、デジタル技術を使ってより効果的・効率的にサステナビリティ課題に取り組む姿勢を示している³³⁰。

国連指導原則やドイツサプライチェーン等に基づくサプライチェーンのデューデリジェンスも実施しており³³¹、苦情処理・問題解決のための制度として、24時間アクセス可能な電話、メール、書簡、ウェブサイト上の通報システム等を通じた苦情通報窓口を設定している³³²。

(2) CSR 調達方針 (主に国内外の一次サプライヤー向け、グループ企業を含む) とトレーサビリティ (二次、三次サプライヤーを含む)

ドイツテレコムは、倫理的、社会的、環境に関する基準を遵守するサプライヤーとそのパートナーは、デジタル社会と未来にとって重要であるとし、社内外の指標やマネジメントツールを活用しながら持続可能性に配慮する。ネットワーク技術やIT技術の分野では BuyIn³³³というテレコミュニケーション業界に特化した調達アライアンスを活用してより信頼できるサプライヤーを選定している³³⁴。グループ全体の具体的な調達方針は、「購買一般取引条件 (General Terms and Conditions for Purchase)」³³⁵で定められており、法令遵守、環境保護、社会的責任へのコミットメントやサプライヤー行動規範 (後述) の遵守がサプライヤーに求められる条件となっている。また、一次サプライヤーには二次、三次サプライヤー以降にも同様の条件を求めるものとしている。

³²⁶ Deutsche Telekom AG, Statements, Code of Conduct <<https://www.telekom.com/en/company/compliance/code-of-conduct>>.

³²⁷ Deutsche Telekom AG, Human rights <<https://www.telekom.com/en/corporate-responsibility/assume-responsibility/assume-responsibility/human-rights-362212>>.

³²⁸ Deutsche Telekom AG, Corporate Responsibility Report 2021, Foreword by Timotheus Höttges, Chairman of the Board of Management <<https://www.cr-report.telekom.com/2021/management-facts/strategy/foreword>>.

³²⁹ Corporate Digital Responsibility Initiative, Our Objectives - The CDR Code <<https://cdr-initiative.de/en/kodex>>.

³³⁰ Deutsche Telekom AG, Management & facts, Corporate Digital Responsibility <<https://www.cr-report.telekom.com/2021/management-facts/strategy/cr-strategy-management>>.

³³¹ Deutsche Telekom AG, Human rights <<https://www.telekom.com/en/corporate-responsibility/assume-responsibility/assume-responsibility/human-rights-362212>>.

³³² Deutsche Telekom AG, TellMe whistleblower portal <<https://www.telekom.com/en/company/compliance/whistleblowerportal>>.

³³³ The Procurement Alliance BuyIn <<https://www.buyin.pro/>>.

³³⁴ Deutsche Telekom AG, Procurement at Deutsche Telekom AG <<https://www.telekom.com/en/company/global-procurement/topics/procurement-at-deutsche-telekom-ag-525984>>.

³³⁵ Deutsche Telekom AG, Procurement Conditions, General Terms and Conditions for Purchase (AEB) <<https://www.telekom.com/en/company/global-procurement/topics/purchase-conditions-525980>>.

サプライヤー選定方針について、従来は持続可能性を考慮した調達方針を管轄するのは財務部および人事・法務部であったが、2022年1月からは取締役会長および財務担当取締役の管轄下に移管した。また、持続可能性への取組みの実効性を高めるために、サプライヤー選考の段階で各事業者の持続可能性に関する取組状況を全評価点数のうち20%の比重で考慮し、サプライヤーを選択している³³⁶。

(3) サプライヤー行動規範

ドイツテレコムは、世界80カ国超の国の2万を超えるサプライヤーと取引関係があり、これらのサプライヤーにも持続可能性を考慮した責任ある行動を促すために「サプライヤー行動規範」³³⁷を策定し、倫理、社会（人権の尊重を含む）、環境に関する行動規範を示している。

具体的には、サプライヤーに対して国際法・国内法の遵守、国連指導原則やILOの中核的労働基準をはじめとした国際スタンダードに基づく行動、OECD デューディリジェンス・ガイダンス（紛争鉱物セクターのガイダンスを含む）に基づくデューディリジェンスの実施要請、環境保護、監査の実施等を求めており、当該行動規範はドイツテレコムおよびそのグループ会社の直接サプライヤーのみならず間接サプライヤーにも適用される³³⁸。不遵守の場合には、取引関係の停止にもつながりうる。なお、この行動規範の理解推進のために研修の機会も提供している³³⁹。

(4) 労使対話

ドイツテレコムは、人事戦略として「Supporting people. Driving performance」を標語に掲げ、持続可能な事業活動にはステークホルダー³⁴⁰の積極的な関与が不可欠であり、多様性の尊重、従業員の健康と安全の確保に加えて、従業員との対話もその重要な一部であるとして、その活動状況を年次報告書で報告³⁴¹している。

具体的には、従業員代表や労働組合と協力体制を築き、共同して意思決定を行う努力をしており、特に、従業員の健康、リモートワーク環境の整備、公平な賃金、ワークライフバランス、多様性、差別の禁止等はグループの「労使関係方針（Employee Relations Policy）」にも掲げられている。また、年に2回定期的に実施される従業員調査には、従業員の80%程度が参加しており、従業員の意見を聴き取る貴重な機会となっている。

(5) 監査と評価

ドイツテレコムは、自社グループの事業活動のみならず、サプライヤーの事業活動についても監査と評価を行っている。

ドイツテレコムグループの監査と評価

ドイツテレコムは、2009年よりグループ全体に ESG 重要業績評価指標（KPI）³⁴²を設定し、ESG への取組み（例：エネルギー消費や排出量削減、サプライチェーン

³³⁶ Deutsche Telekom AG, Supply chain management <<https://www.telekom.com/en/corporate-responsibility/assume-responsibility/assume-responsibility/supply-chain-management-355304>>.

³³⁷ Deutsche Telekom AG, Supplier Code of Conduct <<https://www.telekom.com/en/corporate-responsibility/assume-responsibility/assume-responsibility/supply-chain-management-355304>>.

³³⁸ Deutsche Telekom AG, Supplier Code of Conduct 前文

³³⁹ Deutsche Telekom AG, Supply chain management, Cooperative partnership <<https://www.telekom.com/en/corporate-responsibility/assume-responsibility/assume-responsibility/supply-chain-management-355304>>.

³⁴⁰ Deutsche Telekom AG, Stakeholder management <<https://www.telekom.com/en/corporate-responsibility/assume-responsibility/assume-responsibility/stakeholder-management-355298>>.

³⁴¹ Deutsche Telekom AG, Combined management report 2022 p.118 <https://report.telekom.com/annual-report-2022/_assets/downloads/entire-dtag-ar22.pdf>.

³⁴² Ibid. p.94

ンにおける持続可能性への取組み、社会的活動)を評価している。この評価には国際スタンダードを活用しており、例えば、環境については1998年からISO14001を、エネルギー効率化についてはISO50001を取り入れている。さらに、外部からの定期的評価も受けている。例えば、CDPによる気候変動情報につき質の高い開示を行っている企業を特定する気候変動情報開示先進企業(Climature Disclosure Leadership Index(CDLI))、株価指数を提供しているストックス(STOXX)によるグローバルESGリーダー指数(Global ESG Leaders Index)、環境、社会、ガバナンスへの取組を評価するフィッチ・フォー・グッド・インデックス(FTSE4Good Index)、国連グローバル・コンパクト100インデックス(UN Global Compact 100 Index)をはじめとした多様な評価指標を活用しており、高い評価を得ている³⁴³。

また、2022年1月より最高経営責任者(CEO)に直接報告を行う「企業の社会的責任」に関する責任者を任命、従業員からも高い支持を受けている。

サプライヤーの監査と評価

新規のサプライヤーを採用した際にはESGリスク分析を専門とする業者に委託して持続可能性関連の基準の遵守状況を評価している³⁴⁴。さらに、高リスクサプライヤーについては、EcoVadisが提供する情報システム³⁴⁵を活用し、潜在的なリスクの早期特定、定期的な監査を実施する等の工夫をしている。

また、サプライヤーへの監査の効果を高めるため、ドイツテレコムが他の通信業者等と立ち上げた協同監査協会(JAC: Joint Audit Cooperation)³⁴⁶と協力してより多くのサプライヤーに対して監査を実施することを試みており、2022年の監査実施件数は98件であった³⁴⁷。

(6) 独自の取組み

ドイツテレコムは、特に気候変動、環境、社会的な持続可能性に貢献する製品やサービスの提供に力を入れ、貢献する製品・サービスには#GreenMagenta、#GoodMagenta³⁴⁸といった表示をすることで、消費者側が持続可能性に考慮した製品・サービスの選択ができる工夫をしている。さらに、情報通信事業者の使命として、高速ネットワークへのアクセス技術を提供するだけでなく、デジタル社会において全ての人を取り残されないようにデジタル機器の適切な使用についても啓蒙活動を行っている³⁴⁹。

また、ドイツテレコムのESG戦略、ESG優先課題、KPI、目標達成状況について、ドイツテレコムの全役員がプレゼンテーションを行う年1回のサステナビリティの日(Sustainability Day)を設定し、投資家や一般向けに情報発信しており、ウェブサイトからも当日の様子が確認できる³⁵⁰。

(7) 情報開示(投資家・株主との関係も含む)

ドイツテレコムは、次のとおりサステナビリティに関する情報開示を行っている。

³⁴³ Deutsche Telekom AG, Socially responsible investment, T-Shares in sustainability ratings and indexes <<https://www.cr-report.telekom.com/2021/management-facts/economy/sustainable-finance>>.

³⁴⁴ Deutsche Telekom AG, Supply chain management, Controlled supplier selection <<https://www.telekom.com/en/corporate-responsibility/assume-responsibility/assume-responsibility/supply-chain-management-355304>>.

³⁴⁵ ecovadis <<https://ecovadis.com/>>.

³⁴⁶ Joint Audit Cooperation (JAC) <<https://jac-initiative.com/>>. 現在26社が活用している。

³⁴⁷ Deutsche Telekom AG, Combined Management Report 2022 p.117 <https://report.telekom.com/annual-report-2022/_assets/downloads/entire-dtag-ar22.pdf>.

³⁴⁸ Deutsche Telekom AG, We Do More #Green Magenta, #Good Magenta <<https://www.green-magenta.com/en/>>.

³⁴⁹ Deutsche Telekom AG, 2021 Corporate Responsibility Report, Foreword by Timotheus Höttges, Chairman of the Board of Management <<https://www.cr-report.telekom.com/2021/management-facts/strategy/foreword>>.

³⁵⁰ Deutsche Telekom AG, Investor Relations, ESG/Social responsible investment (SRI), Sustainability Day 2022 <<https://www.telekom.com/en/investor-relations/esg/sustainability-day-2022>>.

自社のウェブサイト：「企業の責任（Corporate Responsibility）」と題する企業の社会的責任に関する特設サイト³⁵¹を設けており、英語・ドイツ語で閲覧可能である。

サプライヤー向けウェブサイト：「サプライチェーンマネジメント」のウェブサイト³⁵²において、ドイツテレコムグループと取引関係のあるサプライヤーおよびパートナーに向けて持続可能性に関するグループ方針、サプライヤー向けのトレーニング等を開示している。

年次報告書：アニュアルレポートの一部として統合マネジメント報告書（Combined Management Report）³⁵³を作成し、企業の責任および非財務情報について開示している。

開示指標

ドイツテレコムは、持続可能性関連の開示指標として、長年 GRI スタンダードを採用してきており、GRI スタンダードに対応する各種情報の対照表を公表している。さらに、ステークホルダーからの持続可能性関連の情報開示の透明性確保の要請の高まりを受けて、2017 年からは GRI スタンダードに加えて SASB スタンダードに基づく開示も行っている³⁵⁴。また、自身の事業活動につき TCFD 提言および EU タクソノミーに沿った開示も行っている³⁵⁵。

(8) その他

ドイツテレコムは、デジタル化社会構築の過程で果たすべき社会的責任（人権・環境への配慮を含む）を明確にするためにドイツ政府主導で立ち上げられたコーポレート・デジタル・レスポンシビリティ・イニシアチブ（Corporate Digital Responsibility Initiative）³⁵⁶の他、企業によるサステナビリティ推進に向けた活動をしているドイツデジタル経済協会（BVDW：The German Association for the Digital Economy）³⁵⁷、ドイツ産業界の持続可能な開発フォーラムであるエコセンス（econsense）³⁵⁸といった外部団体等に参画している³⁵⁹。

³⁵¹ Deutsche Telekom AG, Corporate Responsibility <<https://www.telekom.com/en/corporate-responsibility>>.

³⁵² Deutsche Telekom AG, Corporate Responsibility, Supply chain management <<https://www.telekom.com/en/corporate-responsibility/assume-responsibility/assume-responsibility/supply-chain-management-355304>>.

³⁵³ Deutsche Telekom AG, Annual Report 2022 <<https://report.telekom.com/annual-report-2022/>>.

³⁵⁴ Deutsche Telekom AG, Sustainability standards <<https://www.cr-report.telekom.com/2021/management-facts/strategy/sustainability-standards>>.

³⁵⁵ Deutsche Telekom AG, Annual Report 2022 <<https://report.telekom.com/annual-report-2022/>>.

³⁵⁶ Corporate Digital Responsibility Initiative <<https://cdr-initiative.de/en/>>.

³⁵⁷ The German Association for the Digital Economy (BVDW) <<https://www.bvdw.org/english/>>.

³⁵⁸ econsense <<https://econsense.de/en/>>.

³⁵⁹ Deutsche Telekom AG, 2021 Corporate Responsibility Report, Management & facts, Corporate Digital Responsibility <<https://www.cr-report.telekom.com/2021/management-facts/strategy/cr-strategy-management>>.

[3] アホールド・デレーズ（オランダ）

1. 企業概要

アホールド・デレーズ〔ユーロネクスト（アムステルダム）に上場³⁶⁰〕は、主として食品を扱うスーパーマーケットや e コマースを展開する小売業に従事する世界最大規模の企業で、持続可能性を意識した事業を展開する。欧州および米国を中心に構える 7,452 店舗の他、オンラインでの販売も行う。国連グローバル・コンパクトには 2010 年から参加している³⁶¹。

【図表 15】アホールド・デレーズの企業概要

項目	企業プロフィール ³⁶²
会社名	アホールド・デレーズ
英文会社名	Koninklijke Ahold Delhaize N.V. (Ahold Delhaize)
ウェブサイト	トップページ： https://www.aholddelhaize.com/ サステナビリティ特集ページ： https://www.aholddelhaize.com/sustainability/
設立年	2016 年 ³⁶³
本社所在地	オランダ（ザーンダム）
従業員数	41 万 3,000 人（連結・グローバル） n.a.（オランダ）
売上高（直近過去 3 年）	2022 年度：869 億 8,400 万ユーロ 2021 年度：756 億 100 万ユーロ 2020 年度：747 億 3,600 万ユーロ
主な事業内容	小売・流通 主として食品を扱うスーパーマーケットや e コマースを展開する小売業

（出所）アホールド・デレーズのウェブサイトを基に作成

2. 持続可能なサプライチェーンの実装状況

(1) サステナビリティに関する方針・行動規範、環境、人権、社会問題、包摂性、持続可能性など

アホールド・デレーズは、「Healthier People, Healthier Planet」および「Ground in Goodness」を標語として、サステナビリティ、環境・社会・ガバナンス（ESG）に関するパフォーマンスを自身の成功の指標になる重要なものと位置づけ³⁶⁴、地球にもやさしく、健康で持続可能な食品が全ての人に平等・公平にいきわたることを目指してサプライチェーン全体で取り組む方針をとっている³⁶⁵。特に力を入れていることとして、①より健康で持続可能な食品の提供、②気候変動への影響を考慮した経営、③プラスチック削減、④食品廃棄量の削減、⑤サプライチェーン全体における人権の尊重、⑥森林伐採の削減、⑦持続可能な農業、⑧動物福祉、⑨商品の安全性とサステナビリティ、

³⁶⁰ Koninklijke Ahold Delhaize N.V., Investor Relations <<https://www.aholddelhaize.com/investors/>>.

³⁶¹ UN Global Compact <<https://unglobalcompact.org/what-is-gc/participants/12562-Ahold-Delhaize>>.

³⁶² Koninklijke Ahold Delhaize N.V., Annual Report 2021 <<https://www.aholddelhaize.com/investors/annual-reports/2021/>>.

³⁶³ Koninklijke Ahold Delhaize N.V.は、オランダを本拠とする Koninklijke Ahold N.V.とベルギーを本拠とする Delhaize Group SA が合併して 2016 年に設立されたが、合併前のアホールド側は 1887 年、デレーズ・グループ側は 1867 年に設立されている。

³⁶⁴ Koninklijke Ahold Delhaize N.V., Investor Relations, Environmental, Social and Governance <<https://www.aholddelhaize.com/investors/esg/>>.

³⁶⁵ Koninklijke Ahold Delhaize N.V., Sustainability <<https://www.aholddelhaize.com/sustainability/>>.

⑩D&I、⑪商品の表示・透明性の確保、⑫生物多様性の保護、⑬地域社会への貢献を挙げている。

これらの方針をアホールド・デレーズ全体で実行するため、「倫理規定 (Code of Ethics)」³⁶⁶を策定 (9 カ国語で閲覧可能)、人権については、2022 年に「人権方針 (Ahold Delhaize Position on Human Rights)」³⁶⁷を更新し、サプライチェーン全体において、法令遵守、世界人権宣言、国連指導原則、OECD 多国籍企業行動指針、ILO 中核的労働基準、国連グローバル・コンパクト、Women's Empowerment Principles、SDGs といった国際的枠組等に沿って事業活動を行っていくことを明記しており、OECD デューディリジェンス・ガイダンスに沿ったデューディリジェンスの実施³⁶⁸や 24 時間対応可能な苦情処理・問題解決のための制度スピーク・アップ・ライン (Speak Up Line、9 カ国語に対応)³⁶⁹も設定している³⁷⁰。

(2) CSR 調達方針 (主に国内外の一次サプライヤー向け、グループ企業を含む) とトレーサビリティ (二次、三次サプライヤーを含む)

アホールド・デレーズは、農家から最終消費者まで、食品が関連するサプライチェーンにおける ESG 関連の課題改善のために、可能な限りローカルでの調達、農家との公正な取引、サプライチェーンの透明性の確保を意識した調達を行う³⁷¹。サプライヤーにはサプライヤー行動規範 (後述) の遵守が求められる。サプライヤーや農家とは長期的な戦略パートナーとして信頼関係を構築し、原材料は最高品質を保つように心がけると同時に、一次サプライヤーのみならず二次サプライヤーを含むバリューチェーン全体で排出量の削減、森林保全、生態系の保護等に考慮した調達を行っている³⁷²。

(3) サプライヤー行動規範

アホールド・デレーズは、①活動地に適用される全ての法令遵守、②原産地の確認、③サプライチェーンにおけるビジネス倫理と人権の尊重といった、アホールド・デレーズが全社的に取り組んでいる方針を、直接サプライヤーおよび間接サプライヤーまで浸透させるため、サプライヤー行動規範として「エンゲージメント基準 (Our standards of engagement)」³⁷³を策定している。具体的には、サプライヤーに対して①法令遵守、②グローバル・サプライチェーンにおける事業環境や労働条件の改善を目的とした世界的なイニシアチブである amfori が定める BSCI 行動規範 (Business Social Compliance Initiative (BSCI) Code of Conduct)³⁷⁴の遵守、③従業員に対する公正な扱い (団体交渉権、差別禁止、適切な賃金・労働時間、職場の健康と安全、児童労働・強制労働の禁止等)、④環境保護・安全の確保、⑤活動地域の報告、⑥間接サプライヤーに対する行動規範準用等を求めており、不遵守の場合には契約解除の要因となりうる旨も定められ

³⁶⁶ Koninklijke Ahold Delhaize N.V., Code of Ethics <<https://www.aholddelhaize.com/about/governance/code-of-ethics/>>.

³⁶⁷ Koninklijke Ahold Delhaize N.V., Position on Human Rights 2022 <<https://media.aholddelhaize.com/media/ys4jumuv/ahold-delhaize-position-on-human-rights-2022.pdf?t=6379035742022824100000>>.

³⁶⁸ Koninklijke Ahold Delhaize N.V., Human Rights Report 2022 p.11 <<https://media.aholddelhaize.com/media/zprnx2ho/ahold-delhaize-human-rights-report-2022.pdf?t=637902991090930000>>.

³⁶⁹ Koninklijke Ahold Delhaize N.V., Governance <<https://www.aholddelhaize.com/en/about/governance/>>.

³⁷⁰ Koninklijke Ahold Delhaize N.V., Human rights <<https://www.aholddelhaize.com/sustainability/our-position-on-societal-and-environmental-topics/human-rights/>>.

³⁷¹ Koninklijke Ahold Delhaize N.V., Annual Report 2021 p.27 <<https://www.aholddelhaize.com/investors/annual-reports/2021/>>.

³⁷² Koninklijke Ahold Delhaize N.V., Annual Report 2021 p.36 <<https://www.aholddelhaize.com/investors/annual-reports/2021/>>.

³⁷³ Koninklijke Ahold Delhaize N.V., Our standards of engagement <<https://www.aholddelhaize.com/about/governance/our-standards-of-engagement/>>.

³⁷⁴ amfori BSCI - Code of Conduct <<https://www.amfori.org/content/bsci-code-conduct>>. 国際的な購買およびサプライチェーンにおいて倫理的および社会的責任を推進するという会員企業の目標を支援するための世界的経済団体 amfori が定める行動規範。

ている。また、遵守状況についての記録、苦情処理・問題解決のための制度の設計も求めている。

(4) 労使対話

希望者が加入できる労働組合が用意されており、現在アホールド・デレーズ傘下にある半分以上のブランドから約 41 万 3,000 人が参加しており、雇用者側との団体交渉等を行っている³⁷⁵。また、個人のレベルとしてもスピーク・アップ・ライン (Speak Up Line) (前述) を通して労働者等が 24 時間懸念等を報告・相談できる体制を整備している³⁷⁶。

(5) 監査と評価

アホールド・デレーズでは、持続可能性、ESG 課題に関する取組状況や評価につき、監査役会 (Supervisory Board) およびその下部組織の持続可能性委員会 (Sustainability Committee) から助言を受ける執行委員会 (Executive Committee) が担当する。評価にあたっては、ステークホルダーに広くフィードバックを求め、その情報をもとに重要性や優先して取り組むべき ESG 課題を特定し、戦略に反映していく³⁷⁷。具体的には次の手順で評価を行っている³⁷⁸。

- ①GRI スタンダード、SASB スタンダード、SDGs といった国際的枠組等を参照しながら、食品業界で典型的な問題となりがちな ESG 課題を特定。
- ②①のうち、顧客、従業員、ビジネスパートナー、投資家、NGO、サプライヤー、生産者、農家、政府機関等を含むステークホルダーを対象にオンライン調査やインタビューを実施し、アホールド・デレーズにとって関連性のある重要な課題を特定。
- ③②をもとに優先的に取り組むべき重要課題に関するマトリックスを作成し、執行委員会において承認。

なお、この重要性の判断にあたっては GRI スタンダード³⁷⁹を採用している。

また、外部機関からも定期的に評価を受けており、例えば、ダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・インデックス (Dow Jones Sustainability Index (DJSI))、MSCI、モーニングスター・サステイナリティクス (Morningstar Sustainalytics) といったベンチマークを活用しており³⁸⁰、2021 年にはダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・ワールド・インデックス (Dow Jones Sustainability World Index) の評価で欧州および米国における食品小売業者の中でトップ、グローバルレベルでは第 2 位の評価、MSCI の格付けでは A から AA に格上げされている³⁸¹。

³⁷⁵ Koninklijke Ahold Delhaize N.V., Human Rights Report p.26
<<https://media.aholddelhaize.com/media/zprnx2ho/ahold-delhaize-human-rights-report-2022.pdf?t=637902991090930000>>.

³⁷⁶ Koninklijke Ahold Delhaize N.V., Code of Ethics p.22 <<https://www.aholddelhaize.com/about/governance/code-of-ethics/>>.

³⁷⁷ Koninklijke Ahold Delhaize N.V., Annual Report 2021 p.54 <<https://www.aholddelhaize.com/investors/annual-reports/2021/>>.

³⁷⁸ Koninklijke Ahold Delhaize N.V., Annual Report 2021 p.55 <<https://www.aholddelhaize.com/investors/annual-reports/2021/>>.

³⁷⁹ GRI Standards <<https://www.globalreporting.org/standards/>>.

³⁸⁰ Koninklijke Ahold Delhaize N.V., Investor Relations, Environmental, Social and Governance <<https://www.aholddelhaize.com/investors/esg/>>.

³⁸¹ Koninklijke Ahold Delhaize N.V., Annual Report 2021 p.6 <<https://media.aholddelhaize.com/media/115iqhvt/full-annual-report-2021.pdf?t=637818238680370000>>.

サプライヤーに対しては、amfori BSCI Code of Conduct³⁸²の遵守状況につき監査報告書等を提出することを求めている³⁸³。

(6) 独自の取り組み

過去数年、従業員、ビジネスパートナー、顧客、株主らは、持続可能な食品供給システムの構築により関心を持つようになってきており、アホールド・デレーズも食品を中心に扱う小売業者として、サプライチェーン全体と協力して地球への負担を削減する動きを加速している³⁸⁴。アホールド・デレーズの場合、排出量の大部分はサプライヤーや農家等におけるものであり、これらのバリューチェーン上の取引先と協力しながら、自社グループにおける気候中立を 2040 年までに、バリューチェーン全体における気候中立を 2050 年までに達成する方針を 2021 年に公表している³⁸⁵。これを支える取組みとして、例えば、オランダでは、1,000 を超えるサプライヤーとともに『Better For』というプログラムを構築し、農家、生態系、環境等により影響を与える商品について一定のインセンティブを支払う取組みが試みられており、これによりバリューチェーンにおける排出量、生物多様性、透明性などの改善に寄与している³⁸⁶。

また、食品を扱う小売業者にとっての典型的な課題となるのがプラスチック製包装容器と食品廃棄の問題である。プラスチック課題については、2025 年までにプラスチック製包装容器をリサイクル、再生またはコンポスト化できる素材に完全に置換えることを目標に対応を進めており、2022 年時点では、包装容器の 36% をリサイクル等可能なものに置換えている。食品廃棄課題については、高品質で新鮮な食品の供給と食品廃棄の課題解決を両立するのは難しいが、フードバンクに食品の寄付を行うといった対策を通して 2030 年までに 2016 年と比較して 50%削減する取組みが進められている³⁸⁷。

(7) 情報開示（投資家・株主との関係も含む）

アホールド・デレーズは、次のとおりサステナビリティへの取組みに関する情報開示を行っている。

自社のウェブサイト：「サステナビリティ（Sustainability）」と題する企業の持続可能性、ESG への取組みに関する特設サイト³⁸⁸を設けており、英語で閲覧可能である。

サプライヤー向けウェブサイト：サプライヤー向けに特設ページが開設されているわけではないが、サプライヤーに求める行動規範（前述）³⁸⁹はウェブサイトでも公開されている。

³⁸² amfori BSCI - Code of Conduct <<https://www.amfori.org/content/bsci-code-conduct>>. 国際的な購買およびサプライチェーンにおいて倫理的および社会的責任を推進するという会員企業の目標を支援するための世界的経済団体 amfori が定める行動規範。

³⁸³ Koninklijke Ahold Delhaize N.V., Our Standard of Engagement Article 2

³⁸⁴ Koninklijke Ahold Delhaize N.V., Annual Report 2021, p.6 <<https://media.aholddelhaize.com/media/115iqhvt/full-annual-report-2021.pdf?t=637818238680370000>>.

³⁸⁵ Koninklijke Ahold Delhaize N.V., Comments from Frans Muller, President and CEO of Ahold Delhaize, Press Release (15 February 2023) <<https://www.aholddelhaize.com/news/ahold-delhaize-delivers-increased-cost-savings-supporting-strong-q4-financial-results-2023-outlook-reinforces-commitment-to-leading-together-ambitions/>>.

³⁸⁶ Koninklijke Ahold Delhaize N.V., Annual Report 2021, p.29 <<https://media.aholddelhaize.com/media/115iqhvt/full-annual-report-2021.pdf?t=637818238680370000>>.

³⁸⁷ Koninklijke Ahold Delhaize N.V., Annual Report 2021, p.6 <<https://media.aholddelhaize.com/media/115iqhvt/full-annual-report-2021.pdf?t=637818238680370000>>.

³⁸⁸ Koninklijke Ahold Delhaize N.V., Sustainability <<https://www.aholddelhaize.com/en/sustainability/>>.

³⁸⁹ Koninklijke Ahold Delhaize N.V., Our standards of engagement <<https://www.aholddelhaize.com/about/governance/our-standards-of-engagement/>>.

年次報告書：アニュアルレポートの一部として **Strategic Report**³⁹⁰を作成し、持続可能性、環境・社会・ガバナンス（ESG）に関する情報を開示しており、その内容について独立した第三者からの監査を受けている³⁹¹。また、グループの人権課題に関する取組状況に焦点をあてた「人権報告書（Ahold Delhaize Human Rights Report）」³⁹²も別途開示・公表している。

開示指標

アホールド・デレーズは、持続可能性関連の開示指標として、TCFD、GRI および EU タクソノミーに基づく開示を行っている他、ステークホルダー、投資家、市場からの要請に応じて、SASB スタンド、CDP の環境情報開示基準等の基準を考慮に入れている³⁹³。

(8) その他

アホールド・デレーズは、取り扱う商品の品質向上や商品流通の効率化に貢献するため、ヨーロッパにおける食品の小売・流通業者で構成される Coopernic という購買アライアンスおよびヨーロッパにおける食品小売業者で構成される AMS³⁹⁴に参画している³⁹⁵。また、サステナビリティ、健康、商品の透明性、コンプライアンス、モニタリング等の促進、改善のために、例えば、科学的根拠に基づく目標（Science Based Targets）³⁹⁶、amfori³⁹⁷、グローバルな消費財流通業界のネットワークである The Consumer Goods Forum（CGF）³⁹⁸、人々の食事を通じた健康促進を支援する Choices International Foundation³⁹⁹、世界資源研究所（World Resources Institute）⁴⁰⁰といった外部団体等と協力体制を構築している⁴⁰¹。

³⁹⁰ Koninklijke Ahold Delhaize N.V., Annual Report 2021 <<https://www.aholddelhaize.com/investors/annual-reports/2021/>>.

³⁹¹ Koninklijke Ahold Delhaize N.V., Annual Report 2021 p.283-284 <<https://www.aholddelhaize.com/investors/annual-reports/2021/>>.

³⁹² Koninklijke Ahold Delhaize N.V., Human Rights Report 2022 <<https://media.aholddelhaize.com/media/zprnx2ho/ahold-delhaize-human-rights-report-2022.pdf?t=637902991090930000>>.

³⁹³ Koninklijke Ahold Delhaize N.V., Investor Relations, Environmental, Social and Governance <<https://www.aholddelhaize.com/investors/esg/>>; Annual Report 2021 p.55 (Overview, CDP), p.59 (CDP), p.66-67 (TCFD), p.261-274 (GRI), p.268-270 (EU Taxonomy) <<https://www.aholddelhaize.com/investors/annual-reports/2021/>>.

³⁹⁴ AMS <<https://www.ams-sourcing.com/>>.

³⁹⁵ Koninklijke Ahold Delhaize N.V., Annual Report 2021 p.36 <<https://www.aholddelhaize.com/investors/annual-reports/2021/>>.

³⁹⁶ Science Based Targets <<https://sciencebasedtargets.org/>>.

³⁹⁷ amfori <<https://www.amfori.org/>>.

³⁹⁸ The Consumer Goods Forum <<https://www.theconsumergoodsforum.com/>>.

³⁹⁹ Choices International Foundation <<https://www.choicesprogramme.org/>>.

⁴⁰⁰ World Resources Institute <<https://www.wri.org/>>.

⁴⁰¹ Koninklijke Ahold Delhaize N.V., Sustainability <<https://www.aholddelhaize.com/sustainability/>>.

[4] レーヴェ・グループ（ドイツ）

1. 企業概要

レーヴェ・グループは、食品、日用品、DIY 製品の小売業や e コマースに従事する企業で、ドイツを中心に欧州 21 カ国に約 1 万 5,550 の実店舗を有する。小売業の他、観光業、エネルギー供給事業も手がける。国連グローバル・コンパクトには現時点では署名はしていないものの、サステナビリティへの取組みの一環として参照しており、サステナビリティ課題には積極的に取り組んでいる。

【図表 16】レーヴェ・グループの企業概要

項目	企業プロフィール ⁴⁰²
会社名	レーヴェ・グループ
英文会社名	Rewe-Zentralfinanz eG (REWE Group)
ウェブサイト	トップページ： https://www.rewe-group.com/en/ サステナビリティ特集ページ： https://www.rewe-group.com/en/sustainability/
設立年	1927 年
本社所在地	ドイツ（ケルン）
従業員数	25 万 7,996 人（連結・グローバル）
売上高（直近過去 3 年）	2021 年度：694 億ユーロ 2020 年度：677 億ユーロ 2019 年度：554 億ユーロ ⁴⁰³
主な事業内容	小売・流通 ・主として食品、日用品、DIY 製品等を扱う 小売・流通業 ・観光業 ・エネルギー供給事業

（出所）レーヴェ・グループのウェブサイトを基に作成

2. 持続可能なサプライチェーンの実装状況

(1) 欧州大手企業のサステナビリティに関する方針・行動規範、環境、人権、社会問題、包摂性、持続可能性など

レーヴェ・グループは、生産者と顧客をつなぐ役割を担う小売業者は、人々、動物および環境に広く大きな影響をもたらす立場にあり、特別の社会的責任を有するとの認識のもと、サプライチェーン全体を通じた持続可能な供給、環境・気候変動を意識した活動、公正な取引、持続可能性を意識したコーポレートガバナンスを推進する。サステナビリティを意識した企業活動は一過性のトレンドではなく、ビジネス戦略に不可欠な一要素と捉え、15 年以上前から取組みを進めてきた⁴⁰⁴。レーヴェ・グループは現在、①人々、動物、環境への影響を考慮した持続可能な製品の推進（Green Products）、②エネルギー、気候変動、環境を考慮した経営、③従業員への支援（健康、平等・公正な扱い等）、④地域社会へのコミットメントの 4 つをサステナビリティ戦略の根幹に位置づけている⁴⁰⁵。

⁴⁰² REWE Group, Annual Report 2021 <<https://www.rewe-group-geschaeftsbericht.de/en/home.html>>.

⁴⁰³ REWE Group, Annual Report 2019 p.13 <<https://www.rewe-group-geschaeftsbericht.de/2019/en/home/index.html>>.

⁴⁰⁴ REWE Group, Sustainability <<https://www.rewe-group.com/en/sustainability/>>.

⁴⁰⁵ REWE Group, Sustainability, Our strategy for greater sustainability <<https://www.rewe-group.com/en/sustainability/strategy/>>; ditto. Our four pillars for more sustainability <<https://www.rewe-group.com/en/sustainability/strategy/our-four-pillars-for-more-sustainability/>>.

これらの戦略実践のため、2011年に「持続可能なビジネス慣行に関するガイドライン (Guideline for Sustainable Business Practices)」⁴⁰⁶、人権方針や環境に関する取組方針を含む「方針声明 (REWE Group Policy Statement)」(2023年更新)⁴⁰⁷、「サプライチェーンにおける気候変動ガイドライン (Guideline on Climate Action in the Supply Chain)」(2009年策定、2022年更新)⁴⁰⁸等を策定している他、2019年以降から女性、公正な賃金、児童労働、動物福祉、公平性といった課題別のガイドライン⁴⁰⁹も公表している。

これらのガイドラインには、サプライチェーン全体において、法令遵守や、世界人権宣言、国連指導原則、OECD 多国籍企業行動指針、ILO 中核的労働基準、国連グローバル・コンパクト、SDGs、Women's Empowerment Principles、バーゼル条約、水俣条約、ストックホルム条約等をはじめとする多くの国際的枠組等、グローバルに活躍する小売業大手企業、食品・消費財大手企業等が加盟する消費財フォーラムであるCGF⁴¹⁰が公表した小売業界における強制労働に関する優先的原則 (Forced Labour Priority Principles)⁴¹¹等に沿って事業活動を実施していくことを明記している。

さらに、これらの内部ガイドラインに加えて、EU が公表している「責任ある食品ビジネスおよびマーケティング実務に関する行動規範 (EU Code of Conduct on Responsible Food Business and Marketing Practices)」⁴¹²も参照している。

なお、ドイツでは2023年よりサプライチェーン・デューデリジェンス法の適用が開始されているが、レーヴェ・グループは同法の遵守だけではバリューチェーン全体における環境・社会的課題への対処は不十分と考え、国際的な枠組に沿った行動こそが唯一の効果的な対策であると考えを示しており、直接サプライヤーに限定されないデューデリジェンスを実施する方針をとっている⁴¹³。

救済や不遵守等に利用できる苦情処理・問題解決のための制度として、レーヴェ・グループ・ヒントボックス (REWE Group Hintbox、英語、ドイツ語、日本語を含む27カ国語に対応)⁴¹⁴を設けている。

(2) CSR 調達方針 (主に国内外の一次サプライヤー向け、グループ企業を含む) とトレーサビリティ (二次、三次サプライヤーを含む)

レーヴェ・グループは、社会的にも環境保護・生態系保護、循環型経済にも適したサプライチェーン構築のために、関連する国際的枠組や他企業とのイニシアチブも参照しながら、調達分野別に最適と思われる方針を策定している。具体的には、2013年から現在までに海産物、果実飲料、パーム油、水資源保護、包装、マイクロプラスチック、茶葉、コーヒー、ココア、繊維・生地、天然石、オーガニック製品、動物用大豆飼料に

⁴⁰⁶ REWE Group, Guideline on sustainable business practices <<https://www.rewe-group.com/en/press-and-media/publications/guidelines/guideline-on-sustainable-business-practices/>>.

⁴⁰⁷ REWE Group, Human rights policy <<https://www.rewe-group.com/en/press-and-media/publications/guidelines/human-rights-policy/>>.

⁴⁰⁸ REWE Group, Guideline On Climate Action in the Supply Chain <<https://www.rewe-group.com/en/press-and-media/publications/guidelines/guideline-on-climate-action-in-the-supply-chain/>>.

⁴⁰⁹ REWE Group, Sustainability, Strategy, Guidelines <<https://www.rewe-group.com/en/sustainability/strategy/guidelines/>>.

⁴¹⁰ The Consumer Goods Forum <<https://www.theconsumergoodsforum.com/>>.

⁴¹¹ The Consumer Goods Forum, Guidance on the Priority Industry Principles for the Implementation of the CGF Social Resolution on Forced Labour <<https://www.theconsumergoodsforum.com/wp-content/uploads/2022/11/Guidance-on-the-Priority-Industry-Principles.pdf>>.

⁴¹² EU Code of Conduct on Responsible Food Business and Marketing Practices <https://food.ec.europa.eu/system/files/2021-06/f2f_sfpd_coc_final_en.pdf>.

⁴¹³ REWE Group, Supply Chain <<https://rewe-group-nachhaltigkeitsbericht.de/2021/en/rewe-nb/supply-chain/index.html>>.

⁴¹⁴ REWE Group, REWE Group Hintbox <<https://www.rewe-group.com/en/sustainability/grievances-about-human-rights-or-environmental-risks-or-due-diligence-violations/>>.

関する方針⁴¹⁵がある。中でも、大豆、天然石、綿、ココア、パーム油、バナナについては特に優先的に取り組むべきリスクが高い分野⁴¹⁶と判断し、現地の労働環境調査や研修を実施する等して環境や社会に対する負の影響を最小限にすることを試みている⁴¹⁷。

(3) サプライヤー行動規範

レーヴェ・グループは、「サプライヤー行動規範 (Supplier Code of Conduct) 」(2022年10月更新)⁴¹⁸を策定し、レーヴェ・グループが全社的に取り組んでいるサステナビリティ関連の方針を直接サプライヤーおよびその間接サプライヤーまで普及させることを試みている。同行動規範は、前述の国際的枠組に加えて、ドイツのサプライチェーン・デューデリジェンス法に準拠した内容となっている。具体的には、レーヴェ・グループの直接サプライヤーに対してサプライチェーン（原料の調達まで遡る）における人権や環境関連のデューデリジェンスの実施、違反等に対する適切な対処、苦情処理・問題解決のための制度構築、遵守状況の記録、間接サプライヤーへの同行動規範の準用、状況に応じてレーヴェ・グループ側による立入調査を受け入れること、違反が見つかった場合には、レーヴェ・グループが設定するサプライチェーン用苦情窓口（世界27カ国語に対応）⁴¹⁹にすみやかに報告すること等を求めている。

具体的にサプライヤー等が遵守すべき代表的な項目としては、①公平・公正な労働環境、②結社の自由・団体交渉権、③差別の禁止、④児童労働の禁止、⑤強制労働・奴隷の禁止、⑥職場の安全・健康、⑦自然資源の保護、⑧居住権の尊重、⑨暴力を伴う過剰警備、⑩環境汚染、⑪廃棄物の処理、⑫気候変動、⑬商品の安全性、⑭動物福祉、⑮より環境にやさしい包装等が列挙されている。

また、行動規範の遵守に加えて、amfori が提供するビジネス環境パフォーマンス・イニシアチブ (Business Environmental Performance Initiative (BEPI)) に基づく自己評価⁴²⁰や ISO14001 証明の提示を求めることもある。

(4) 労使対話

レーヴェ・グループは従業員を4つのサステナビリティ戦略のうちのひとつと設定し、「価値と文化」「研修と職業的成長」「健康と安全」「仕事と生活」「多様性と機会平等」の分野で行動計画を策定する等、従業員にとっての環境向上に力を入れている⁴²¹。従業員が会社の意思決定に関与し、信頼・協力関係を構築していくことが重要との認識のもと、全ての従業員が「従業員代表 (works council) 」を通して企業の経営や戦略、組織、人員配置などについて質疑を行う場が提供されている上、結社の自由、団体交渉権等も尊重されている⁴²²。また、個人のレベルでも苦情処理・問題解決のための制度として、レーヴェ・グループ・ヒントボックス (REWE Group Hintbox、英語、ドイツ語、日本語を含む27カ国語に対応)⁴²³を通して懸念事項を相談することができる。

⁴¹⁵ REWE Group, Sustainability, Strategy, Guidelines <<https://www.rewe-group.com/en/sustainability/strategy/guidelines/>>.

⁴¹⁶ REWE Group, Selected Supply Chains <<https://rewe-group-nachhaltigkeitsbericht.de/2021/en/index.html>>.

⁴¹⁷ REWE Group, Sustainability Report 2021 based on the standards of the GRI <https://rewe-group-nachhaltigkeitsbericht.de/assets/downloads/REWE_Group-Sustainability_Report_2021.pdf>.

⁴¹⁸ REWE Group, Supplier code of conduct <<https://www.rewe-group.com/en/press-and-media/publications/guidelines/supplier-code-of-conduct/>>.

⁴¹⁹ REWE Group, Digital complaint system for the German Supply Chain Sourcing Obligations Act (LkSG) <<https://rewe-group.reporting-channel.com/>>.

⁴²⁰ amfori BEPI <<https://www.amfori.org/content/amfori-bepi>>.

⁴²¹ REWE Group, Sustainability, Our four pillars for more sustainability, Employees <<https://www.rewe-group.com/en/sustainability/strategy/our-four-pillars-for-more-sustainability/>>.

⁴²² REWE Group, GRI 402 Labour/Management Relations <<https://rewe-group-nachhaltigkeitsbericht.de/2021/en/employees/labour-management-relations/index.html>>.

⁴²³ REWE Group, REWE Group Hintbox <<https://www.rewe-group.com/en/sustainability/grievances-about-human-rights-or-environmental-risks-or-due-diligence-violations/>>.

(5) 監査と評価

レーヴェ・グループは、その従事する事業が広範にわたるため、下記の手法で重要性分析⁴²⁴を行い、優先して取り組むべきサステナビリティ関係の課題を特定の上、改善のための目標を数値化し、その達成状況を評価している⁴²⁵。

- ①GRI スタンダードやドイツのサステナビリティ・コード（German Sustainability Code）⁴²⁶等をはじめとした様々な枠組を参考にレーヴェ・グループにとって関連が深いサステナビリティ課題を特定（検討の結果、19項目に絞り込み）。
- ②消費者、従業員、その他のステークホルダーに①の中からさらに優先して取り組むべきと思われる重要課題につきオンラインで調査。
- ③②も参考に優先して取り組むべき重要課題を特定。
- ④具体的な数値目標を設定、達成状況を評価。

上記の重要性分析の結果は、トップマネジメントおよび各種委員会に報告され、年次のサステナビリティ戦略⁴²⁷にも反映される。サプライヤーに対してもサプライヤー行動規範（前述）において、サステナビリティへの取組状況の評価を求めている⁴²⁸。

取組状況や達成状況については外部機関より監査を受けている⁴²⁹他、2010年以降現在にいたるまで、レッド・ドット賞：ベストオブザベスト（Red Dot Award: Best of the Best）、フェアトレード賞（Fairtrade Awards）、ドイツにおける優秀な雇用者に授与される賞であるトップ・エンプロイヤー・ドイツ（Top Employer Deutschland）をはじめ37のサステナビリティ関連の賞を受賞している⁴³⁰。

(6) 独自の取り組み

前述のとおり、レーヴェ・グループは15年以上前からサステナビリティを意識した事業を行っており、実店舗は既に100%再生エネルギーによって運営される等の結果を達成しているが、2021年にドイツ西部アール渓谷地方で発生した大洪水⁴³¹やウクライナ情勢を受けた混乱等を契機に、結束して持続可能な社会に向けた取組みをより強化しようとする姿勢が見られる。

「行動するのは今である『The time to act is now!』」をキーワードにレーヴェ・グループが特に力を入れているのが気候変動対策、生物多様性、包装削減、動物福祉および人権の尊重に関連する活動である⁴³²。具体的な目標として、2040年までに自社グループにおける気候中立の達成、2030年までに温室効果ガスの15%削減、より環境にやさしい包装への100%転換、食品廃棄の30%削減、2025年までに管理職のジェンダー比率を50:50にすることをはじめ、①持続可能な製品の推進（Green Products）、

⁴²⁴ REWE Group, Materiality Analysis <<https://rewe-group-nachhaltigkeitsbericht.de/2021/en/rewe-nb/materiality-analysis/index.html>>.

⁴²⁵ REWE Group, Goals and KPIs at a Glance <<https://rewe-group-nachhaltigkeitsbericht.de/2021/en/rewe-nb/goals-and-kpis/index.html>>.

⁴²⁶ German Council for Sustainable Development, The Sustainability Code <<https://www.nachhaltigkeitsrat.de/en/projects/the-sustainability-code?cn-reloaded=1>>.

⁴²⁷ REWE Group, Sustainability Strategy <<https://rewe-group-nachhaltigkeitsbericht.de/2021/en/rewe-nb/sustainability-strategy/index.html>>.

⁴²⁸ REWE Group, Supplier code of conduct <<https://www.rewe-group.com/en/press-and-media/publications/guidelines/supplier-code-of-conduct/>>.

⁴²⁹ REWE Group, Independent Audit Report 2021 (German only) <<https://rewe-group-nachhaltigkeitsbericht.de/2021/de/pruefungsvermerk/index.html>>.

⁴³⁰ REWE Group, Sustainability, Awards <<https://www.rewe-group.com/en/sustainability/cooperations-and-awards/>>.

⁴³¹ European Commission, Copernicus, ECMWF, Flooding in Europe <<https://climate.copernicus.eu/esotc/2021/flooding-july>>.

⁴³² REWE Group, Sustainability in the Spotlight <<https://rewe-group-nachhaltigkeitsbericht.de/2021/en/index.html>>.

②エネルギー、気候変動、環境、③従業員、④地域社会、⑤原材料の調達の分野別に合計約 70 の数値化された優先的目標および進捗・達成状況を公表している⁴³³。これらの取組みをサプライチェーン全体で推進していくために、「責任ある農業サプライチェーンのための OECD-FAO ガイダンス」⁴³⁴に沿ったデューディリジェンスを実施している⁴³⁵。

この他、直近の主な取組みの一例は次のとおりである。

- ・ ステークホルダーとの間でサステナビリティ関連の課題に関して直接意見交換する機会であるレーヴェ・グループ対話フォーラム (REWE Group Dialogue Forum) の開催。
- ・ 自然と生物多様性の保護を目的とする組織である NABU 気候財団 (NABU climate fund)⁴³⁶に対する少なくとも 2,500 万ユーロの寄付およびドイツにおける農業用酸性土壌の再生プロジェクトへの参画。
- ・ 再生エネルギー会社との間の「企業エネルギー購入契約 (Corporate Power Purchase Agreement (CPPA))」 (電力会社側の事業転換に向けた協力につながる) の締結。
- ・ 店舗駐車スペースにおける電気自動車用チャージャーの設置。
- ・ 地域生産、オーガニック製品の推進。
- ・ 地球にやさしい製品に貼付する PRO PLANET ラベル⁴³⁷ (環境、社会、動物福祉などに考慮した製品に PRO PLANET のラベルをつけることで、消費者によるサステナビリティに考慮した選択を支援する) の導入。

上記の他にも地域社会に根差した寄付やスポンサーを含む貢献をしているところ、寄付・スポンサー対象における人権を含む社会的課題もスポンサー継続の一指標としている⁴³⁸。

(7) 情報開示 (投資家・株主との関係も含む)

レーヴェ・グループは、非上場企業であるが、自社のサステナビリティに関する取組みについて体系立てて明瞭な情報開示を行っている。

自社のウェブサイト：「サステナビリティ (Sustainability)」と題する企業の持続可能性に関する取組みに関する特設サイト⁴³⁹を設けており、英語・ドイツ語で閲覧可能である。

⁴³³ REWE Group, Goals and KPIs at a Glance <<https://rewe-group-nachhaltigkeitsbericht.de/2021/en/rewe-nb/goals-and-kpis/index.html>>.

⁴³⁴ OECD/FAO, Guidance for Responsible Agricultural Supply Chains (2016) <<https://doi.org/10.1787/9789264251052-en>>. 日本語版 (農林水産省による仮訳) 「責任ある農業サプライチェーンのための OECD-FAO ガイダンス」 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100100155.pdf>>.

⁴³⁵ REWE Group, Sustainability Report 2021 based on the standards of the GRI <https://rewe-group-nachhaltigkeitsbericht.de/assets/downloads/REWE_Group-Sustainability_Report_2021.pdf>.

⁴³⁶ NABU <<https://en.nabu.de/>>.

⁴³⁷ REWE Group, The PRO PLANET label <<https://rewe-group-nachhaltigkeitsbericht.de/2021/en/green-products/pro-planet/index.html>>.

⁴³⁸ たとえば、REWE Group はドイツサッカー連盟 (DFB) のスポンサーを長年つとめてきたが、2022 年 11 月ワールドカップ開催中にそのスポンサー契約を更新しないことおよびワールドカップ応援キャンペーンの中止を公表した。プレスリリースの中で、更新をしないこととワールドカップでの出来事とは直接の関連性はないとしつつも、サッカー業界における FIFA の多様性等をめぐる態度等に懸念を表明している <<https://www.rewe-group.com/en/press-and-media/newsroom/press-releases/following-infantino-remarks-and-fifa-decision-on-one-love-armbands-rewe-ends-partnership-with-german-football-association/>>.

⁴³⁹ REWE Group, Sustainability <<https://www.rewe-group.com/en/sustainability/>>.

サプライヤー向けウェブサイト：サプライヤー向けに特設ページが開設されているわけではないが、サプライヤーに求める行動規範（前述）⁴⁴⁰はウェブサイトでも公開されている。

年次報告書：サステナビリティ報告書⁴⁴¹を作成し、サステナビリティへの取組状況に関する情報を開示しており、その内容について独立した第三者からの監査を受けている。

開示指標

レーヴェ・グループは、持続可能性関連の開示指標として、GRI スタンダードを採用しており、上記情報開示における各開示項目が GRI スタンダードのどの項目に該当するかを明示している⁴⁴²。

(8) その他

レーヴェ・グループは、持続可能な社会の構築には社外との協力関係も重要と考え、amfori⁴⁴³、森林、気候、人権および生活水準の観点から持続可能な原材料の調達および製品の提供を促すレインフォレスト・アライアンス（Rainforest Alliance）⁴⁴⁴をはじめとした 39 のアライアンス等に参加している⁴⁴⁵。

⁴⁴⁰ REWE Group, Supplier code of conduct <<https://www.rewe-group.com/en/press-and-media/publications/guidelines/supplier-code-of-conduct/>>.

⁴⁴¹ REWE Group, Sustainability Report 2021 based on the standards of the GRI <https://rewe-group-nachhaltigkeitsbericht.de/assets/downloads/REWE_Group-Sustainability_Report_2021.pdf>.

⁴⁴² REWE Group, Sustainability Report 2021 based on the standards of the GRI <https://rewe-group-nachhaltigkeitsbericht.de/assets/downloads/REWE_Group-Sustainability_Report_2021.pdf>.

⁴⁴³ amfori <<https://www.amfori.org/>>.

⁴⁴⁴ Rainforst Alliance <<https://www.rainforest-alliance.org/>>.

⁴⁴⁵ REWE Group, Sustainability, Cooperations and awards <<https://www.rewe-group.com/en/sustainability/cooperations-and-awards/>>.

[5] ケリング (フランス)

1. 企業概要

ケリング (ユーロネクスト・パリに上場) は、グッチ (GUCCI)、サンローラン (SAINT LAURENT)、ボッテガ・ヴェネタ (BOTTEGA VENETA)、バレンシアガ (BALENCIAGA)、アレキサンダー・マックイーン (ALEXANDER MCQUEEN)、ブリオーニ (BRIONI)、ブシュロン (BOUCHERON) 等のラグジュアリーブランドを傘下に持つ、フランス・パリを拠点とするファッションコングロマリットである。「ラグジュアリーとサステナビリティは同一である (Luxury and sustainability are one and the same.)」という考えの下でサステナビリティに関する様々な取組みを行っており⁴⁴⁶、国連グローバル・コンパクトには 2008 年から参加している⁴⁴⁷。

【図表 17】 ケリングの企業概要

項目	企業プロフィール
会社名	ケリング
英文会社名	Kering S.A.
ウェブサイト	トップページ: https://www.kering.com/en/group/ サステナビリティ特集ページ: https://www.kering.com/en/sustainability/
設立年	1963 年
本社所在地	フランス (パリ)
従業員数	4 万 2,800 人 (連結・グローバル) ⁴⁴⁸ n.a. (フランス)
売上高 (直近過去 3 年) ⁴⁴⁹	2022 年度: 204 億ユーロ 2021 年度: 176 億ユーロ 2020 年度: 131 億ユーロ
主な事業内容	<u>繊維・アパレル</u> ファッション、皮革製品、ジュエリー等を扱うラグジュアリー事業の運営。

(出所) ケリングのウェブサイトを基に作成

2. 持続可能なサプライチェーンの実装状況

(1) サステナビリティに関する方針・行動規範、環境、人権、社会問題、包摂性、持続可能性など

ケリングは、1996 年に策定した倫理規範 (後述) の中で社会および環境責任をグループの事業活動の中核に据える意思表示をしており、「ラグジュアリーとサステナビリティは同一である (Luxury and sustainability are one and the same)」という信念を反映してサステナビリティを常にビジネス戦略の要として事業を行ってきた⁴⁵⁰。2017 年には下記のとおり「配慮 (Care)、協業 (Collaborate)、創造 (Create)」の三本柱

⁴⁴⁶ Kering, Crafting Tomorrow's Luxury <<https://www.kering.com/en/sustainability/crafting-tomorrow-s-luxury/>>.

⁴⁴⁷ United Nations Global Compact, Kering <<https://www.unglobalcompact.org/what-is-gc/participants/7518-Kering>>.

⁴⁴⁸ Kering, Activity Report 2021 <<https://www.kering.com/assets/front/documents/kering-ra2021-en.pdf>>.

⁴⁴⁹ Kering, 2022 Full-Year Results <https://www.kering.com/assets/front/documents/Presentation%20FY%2022_VDEF.pdf>; 2021 Full-Year Results <https://www.kering.com/assets/front/documents/Kering_Presentation_2021%20FY%20Results_17022022.pdf>.

⁴⁵⁰ Kering, Sustainability Historic commitment <<https://www.kering.com/en/sustainability/crafting-tomorrow-s-luxury/historic-commitment/>>.

からなるサステナビリティ戦略⁴⁵¹を策定し、2025年までに達成すべき目標を明示している。また、ケリングは、2020年にその進捗状況に関する報告書も公開している⁴⁵²。

(i) 配慮 (Care)

- ・ 環境フットプリントの低減 (例: GHG プロトコルのスコープ 1 から 3 における二酸化炭素排出量 50%削減)
- ・ 責任あるかつ管理の行き届いた供給元の選択 (例: サプライチェーンの 100%で透明性を確保、ケリングのサプライヤーの 100%で、環境への責務、トレーサビリティ、動物福祉、化学製品の使用および労働条件に関してケリンググループが設定した基準の達成)
- ・ 生物多様性の保全と修復 (例: ケリングのサプライチェーンに関わる 100 万ヘクタールの土地の修復・再生、100 万ヘクタールの極めて重要で置きかえ不可能な生息地の保護)

(ii) 協業 (Collaborate)

- ・ ケリングの豊かな遺産の承継 (例: 職人技、伝統を学ぶ機会の提供)
- ・ 平等と多様性の促進 (例: 重要な管理職における女性割合改善)
- ・ 選ばれる企業を目指す (例: 働きがいのある職場づくり)

(iii) 創造 (Create)

- ・ 破壊的イノベーションの模索 (例: 再生繊維、バイオテクノロジーの活用)
- ・ 次世代の育成 (例: 教育機関との連携)

ケリングは、上記の戦略実践のため、「倫理規範 (Code of Ethics)」⁴⁵³、「人権方針 (Human Rights Policy)」⁴⁵⁴、「環境方針 (Environmental Policy)」⁴⁵⁵、「サステナビリティ原則 (Sustainability Principles)」⁴⁵⁶、「生物多様性戦略 (Biodiversity Strategy)」⁴⁵⁷等をはじめとする非常に多くのサステナビリティに関する方針、行動規範を策定している⁴⁵⁸。例えば、倫理規範⁴⁵⁹は、①ビジネスにおける倫理原則、②ステークホルダーに対するビジネス行動規範 (サプライヤー行動規範 (後述) を含む) および③適用の監視と内部通報制度の 3 部で構成されているもので、ケリングの事業活動の主要な原則を定める。この中で、ケリングは、世界人権宣言、欧州人権条約、国連グローバル・コンパクト、ILO 中核的労働基準、国連指導原則、SDGs 等を尊重するもの

⁴⁵¹ Kering, Sustainability 2017-2025 roadmap <<https://www.kering.com/en/sustainability/crafting-tomorrow-s-luxury/2017-2025-roadmap/>>.

⁴⁵² Kering, Sustainability Progress Report 2017-2020 <<https://keringcorporate.dam.kering.com/m/242e491bd51cfae0/original/Kering-Sustainability-Progress-Report-2017-2020.pdf>>.

⁴⁵³ Kering, Code of Ethics <https://keringcorporate.dam.kering.com/m/33a7ab2485a5e2ed/original/Kering_CodeEthique2019_DEF-A4-English.pdf>.

⁴⁵⁴ Kering, Human Rights Policy <<https://keringcorporate.dam.kering.com/m/137932efa010ca2d/original/Kering-Human-rights-policy-English-version.pdf>>.

⁴⁵⁵ Kering, Environmental Policy <<https://keringcorporate.dam.kering.com/m/7a94fd3579c1a983/original/Kering-Environmental-Policy.pdf>>.

⁴⁵⁶ Kering, Sustainability Principles <https://keringcorporate.dam.kering.com/m/0cb4a4b5740cf783/original/Sustainability-Principles_EN.pdf>.

⁴⁵⁷ Kering, Biodiversity Strategy <<https://keringcorporate.dam.kering.com/m/6b254da158b2d217/original/Kering-Biodiversity-Strategy.pdf>>. ①生物多様性の喪失を食い止めること、②生態系と種を回復させること、および③ケリングのサプライチェーンを超え、体系的な変化を引き起こすことを目標に定められた戦略。

⁴⁵⁸ Kering, Group Ethics and business conduct <<https://www.kering.com/en/group/our-governance/ethics-and-business-conduct/>>; Kering, Kering Sustainability Library <<https://keringcorporate.dam.kering.com/m/4e1ffa63fa6d58f4/original/Kering-Sustainability-Library-2022.pdf>>.

⁴⁵⁹ Kering, Code of Ethics <https://keringcorporate.dam.kering.com/m/33a7ab2485a5e2ed/original/Kering_CodeEthique2019_DEF-A4-English.pdf>.

とされており⁴⁶⁰、人権と基本的自由の尊重は、ケリングの主要な倫理的コミットメントであり、社員のみならずサプライヤーおよび下請け会社を含むステークホルダー全員が支持しなければならないとされている⁴⁶¹。

また、人権方針は、2020年に実施した人権に関するギャップ分析に基づき策定したもので⁴⁶²、職場における人権（Human rights in the workplace）、サプライチェーンにおける人権（Human rights in the supply chain）、環境の尊重（Respect for the environment）および人権と地域社会（Human rights & our communities）という4つの分野へのコミットメントを表明している。

国際スタンダードに基づきデューデリジェンスも実施しており、上記方針、行動規範等に違反があった場合に適切に対処するために、倫理内部通報制度（世界47カ国語で対応）⁴⁶³が数年前に立ち上げられており、ケリング内部のみならず契約関係にあるビジネスパートナーを含めケリングのために活動する者が利用できる制度となっている。

(2) CSR 調達方針（主に国内外の一次サプライヤー向け、グループ企業を含む）とトレーサビリティ（二次、三次サプライヤーを含む）

ケリングは、自身の事業活動が天然資源に与える影響との相互関係を十分認識し、原材料調達および生産工程はサステナビリティ課題対策の中心的存在と位置づけ、サステナブルで100%追跡可能な原材料の調達を目標としている。具体的には前述の倫理規範（Code of Ethics）⁴⁶⁴等を遵守する他、①皮革、羊毛、絹、綿、紙、プラスチック、羽毛等といった原材料、②製革および繊維加工等の生産工程、③包装、④倉庫・運送、⑤廃棄、⑥技術革新といった分野別に定められた社会的・環境的基準「ケリングスタンダード（Kering Standards）」（2022年改訂第5版公表）⁴⁶⁵をサプライヤーに提示し、2025年までにその基準に完全に合致したサステナブルな調達と製造を展開することを目指している。

また、サプライチェーンが特に複雑なファッション業界においては、トレーサビリティは大きな課題のひとつで、2025年までに主要な原材料の完全なトレーサビリティを実現するために様々な技術を導入している。例えば、実物の繊維から自然発生する科学的特性を法科学と統計解析を用いて分析し、綿花が栽培された畑と結びつけられる100%追跡可能なオーガニックコットンの開発や、トレーサビリティを保証するためにブロックチェーンを取り入れる等の取組みを行っている⁴⁶⁶。

⁴⁶⁰ Kering, Code of Ethics p.7-8
<https://keringcorporate.dam.kering.com/m/33a7ab2485a5e2ed/original/Kering_CodeEthique2019_DEF-A4-English.pdf>.

⁴⁶¹ Kering, Code of Ethics p.15-16
<https://keringcorporate.dam.kering.com/m/33a7ab2485a5e2ed/original/Kering_CodeEthique2019_DEF-A4-English.pdf>.

⁴⁶² Kering, Human Rights Policy, p.7
<<https://keringcorporate.dam.kering.com/m/137932efa010ca2d/original/Kering-Human-rights-policy-English-version.pdf>>. 当該ギャップ分析は第三者の専門家（コンサルティングファーム）によって行われた。

⁴⁶³ Kering, Code of Ethics p.21-24
<https://keringcorporate.dam.kering.com/m/33a7ab2485a5e2ed/original/Kering_CodeEthique2019_DEF-A4-English.pdf>.

⁴⁶⁴ Kering, Code of Ethics
<https://keringcorporate.dam.kering.com/m/33a7ab2485a5e2ed/original/Kering_CodeEthique2019_DEF-A4-English.pdf>.

⁴⁶⁵ Kering, Kering Standards Standards & guidance for sustainable production
<<https://www.kering.com/en/news/kering-publishes-its-fifth-suite-of-standards>>; Kering standards for raw materials and manufacturing processes
<https://keringcorporate.dam.kering.com/m/533afe4631e39610/original/kering_standards.pdf>.

⁴⁶⁶ Kering, Sustainability Raw materials <<https://www.kering.com/en/sustainability/innovating-for-tomorrow/raw-materials/>>.

(3) サプライヤー行動規範

ケリングは、サプライヤーに対しても人権の尊重と環境の保護等をはじめとするサステナビリティへの取組みを促すため、サプライヤーとの契約に組み込む形で、ケリングの「倫理規範」の一部である「サプライヤー行動規範（Kering Group Suppliers' Charter）」⁴⁶⁷および「サステナビリティ原則（Sustainability Principles）」（あわせて「サプライヤー行動規範等」という）を遵守することを要請している⁴⁶⁸。ケリングは、サプライヤーのみならず、その下請会社等のサプライチェーンにおいてもサプライヤー行動規範等を同様に遵守させるように適切な措置を講じることを求めている⁴⁶⁹。

また、サプライヤーに対してサプライヤー行動規範等の遵守状況に関する調査を事前の通知なく行うことができるとし、サプライヤーに対して記録等の保管を求めている⁴⁷⁰。サプライヤー行動規範等の遵守は取引関係の重要な条件であり、遵守しない場合には、取引関係を継続するための是正措置を決定するものとされている⁴⁷¹。

(4) 労使対話

ケリングは「人権方針（Human Rights Policy）」⁴⁷²において労働組合に関する権利を尊重し、使用者側が労働者および労働者代表と労働時間、賃金、安全、機会平等等の業務上の懸念を建設的に協議する機会の提供等へのコミットメントを示し、労働者代表に対する差別的扱いも禁じている⁴⁷³。また、何らかの違反があった場合や従業員の懸念に適切に対処するために、倫理内部通報制度（47カ国語に対応）（前述）⁴⁷⁴が整備されている。

さらに、従業員との意義ある対話のため、職場環境に関する従業員アンケートを実施する等、様々な施策を行っている⁴⁷⁵。

(5) 監査と評価

ケリングでは、サステナビリティに関する取組みに対する監査や評価について、取締役会、サステナビリティ委員会、グループマネージャー等約50名が関与している。また、サステナビリティを統括するチーフ・サステナビリティ・オフィサー（Chief Sustainability Officer）も任命している。

⁴⁶⁷ Kering, Code of Ethics
<https://keringcorporate.dam.kering.com/m/33a7ab2485a5e2ed/original/Kering_CodeEthique2019_DEF-A4-English.pdf>.

⁴⁶⁸ Kering, Sustainability Principles, p.3
<https://keringcorporate.dam.kering.com/m/0cb4a4b5740cf783/original/Sustainability-Principles_EN.pdf>.

⁴⁶⁹ Kering, Sustainability Principles, p.3
<https://keringcorporate.dam.kering.com/m/0cb4a4b5740cf783/original/Sustainability-Principles_EN.pdf>.

⁴⁷⁰ Kering, Code of Ethics p.17-18
<https://keringcorporate.dam.kering.com/m/33a7ab2485a5e2ed/original/Kering_CodeEthique2019_DEF-A4-English.pdf>.

⁴⁷¹ Kering, Code of Ethics p.18
<https://keringcorporate.dam.kering.com/m/33a7ab2485a5e2ed/original/Kering_CodeEthique2019_DEF-A4-English.pdf>.

⁴⁷² Kering, Human Rights Policy <<https://keringcorporate.dam.kering.com/m/137932efa010ca2d/original/Kering-Human-rights-policy-English-version.pdf>>.

⁴⁷³ Kering, Human Rights Policy p.17
<<https://keringcorporate.dam.kering.com/m/137932efa010ca2d/original/Kering-Human-rights-policy-English-version.pdf>>.

⁴⁷⁴ Kering, Code of Ethics p.21-24
<https://keringcorporate.dam.kering.com/m/33a7ab2485a5e2ed/original/Kering_CodeEthique2019_DEF-A4-English.pdf>.

⁴⁷⁵ Kering, ESG Presentation November 2022 p. 79-86
<<https://www.kering.com/assets/front/documents/KERING%20-%20ESG%20Presentation%20November%202022%20vfinal.pdf>>.

ケリングは、2013年よりサステナビリティ課題への取組みについて次の手順で重要性を評価し、事業活動に反映している⁴⁷⁶。

- ①GRI スタンダード、TCFD 提言、SASB スタンダード、IIRC 国際統合報告フレームワーク、SDGs、国連グローバル・コンパクトといった国際基準・枠組等、評価機関、投資家からの照会、プレスリリース、社会情勢、ステークホルダーとの対話等からサステナビリティ関連のトピックの特定。
- ②ケリングに重要となりそうな課題につき、社内外のステークホルダー等と協力しながら調査・分析。
- ③調査分析結果をまとめ、重要性の優先順位付け、対応。

ケリングによるサステナビリティへの目標や取組状況等が含まれる年次の統合報告書（Universal Registration Document）の非財務情報には外部の監査人によって監査が行われている⁴⁷⁷。また、全ての重要なサプライヤーに対しては、2年に一度監査を実施している⁴⁷⁸。

さらに、ダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・インデックス（Dow Jones Sustainability Index (DJSI)）、MSCI、モーニングスター・サステナビリティクス（Morningstar Sustainalytics）、CDP 等といった外部機関による評価指標も活用しており、例えば、ダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・ワールド・インデックス（Dow Jones Sustainability World Index）において10年連続でアパレル・ラグジュアリーセクターにおいて「リーダー」との評価、MSCI の格付けでは「AAA」、Morningstar Sustainalytics では「低リスク」、CDP では「Score A」といった高評価を受けている⁴⁷⁹。

(6) 独自の取り組み

ケリングは、社内外のあらゆるステークホルダーにとって、サステナビリティは倫理的に必要であるだけでなく、イノベーションと価値創造の原動力と考え、様々な先進的な取り組みを進めている⁴⁸⁰。

例えば、ケリングは、グループの事業活動による環境負荷を測定・定量化するツールとして「環境損益計算（Environmental Profit & Loss: EP&L）」⁴⁸¹を開発し、事業活動に活かしている。EP&L は、全サプライチェーンにおける天然資源の消費量、二酸化炭素排出量、水使用量、大気汚染、水質汚染、土地利用および廃棄物量等を測定し、こうした環境負荷を貨幣価値に換算することで、環境負荷を可視化、定量化、比較検討できるようにする仕組みになっている⁴⁸²。ケリングは EP&L の数値もサステナビリティ戦略に反映しており、2025年までにサプライチェーン全体の EP&L を40%削減といった目標も掲げている⁴⁸³。

⁴⁷⁶ Kering, 2021 Universal Registration Document p.166
<https://www.kering.com/assets/front/documents/Kering_2021_Universal_Registration_Document.pdf>.

⁴⁷⁷ Kering, 2021 Universal Registration Document, p.275-277
<https://www.kering.com/assets/front/documents/Kering_2021_Universal_Registration_Document.pdf>.

⁴⁷⁸ Kering, ESG Presentation November 2022, p. 65 <<https://www.kering.com/assets/front/documents/KERING%20-%20ESG%20Presentation%20November%202022%20vfinal.pdf>>.

⁴⁷⁹ Kering, 2021 Universal Registration Document, p.175
<https://www.kering.com/assets/front/documents/Kering_2021_Universal_Registration_Document.pdf>; Sustainability Ranking <<https://www.kering.com/en/sustainability/measuring-our-impact/ranking/>>.

⁴⁸⁰ Kering, Sustainability Crafting tomorrow's luxury <<https://www.kering.com/en/sustainability/crafting-tomorrow-s-luxury/>>.

⁴⁸¹ Kering, Sustainability, Our EP&L <<https://www.kering.com/en/sustainability/measuring-our-impact/our-ep-l/>>.

⁴⁸² Kering, Sustainability What is an EP&L? <<https://www.kering.com/en/sustainability/measuring-our-impact/our-ep-l/what-is-an-ep-l/>>.

⁴⁸³ Kering, Sustainability Our EP&L <<https://www.kering.com/en/sustainability/measuring-our-impact/our-ep-l/>>.

また、サステナブルな生地や素材の調達に専門的に取り組むマテリアル・イノベーション・ラボ (MIL) を 2013 年にミラノに設立。特に綿、絹、カシミア、ビスコース、ポリエステルといった素材に注力し、ケリングの各ブランドや主要なサプライヤーに、よりサステナブルな選択をするためのデータベースの構築や技術支援を行っている⁴⁸⁴。

(7) 情報開示 (投資家・株主との関係も含む)

ケリングは、次のとおりサステナビリティへの取組みに関する情報開示を行っている。

自社のウェブサイト：「Crafting tomorrow's Luxury」と題するサステナビリティに関するウェブサイト⁴⁸⁵を設けており、英語、フランス語、イタリア語、中国語および日本語で閲覧可能である。

サプライヤー向けウェブサイト：サプライヤー向けに特設ページが開設されているわけではないが、サプライヤーに求める行動規範等 (前述) はウェブサイトでも公開されている。

年次報告書：サステナビリティに関する取組状況を含む統合報告書⁴⁸⁶が公表されており、第三者からの監査を受けている。

開示指標

ケリングの統合報告書の中には、持続可能性関連の開示指標である GRI スタandardとの相互参照表⁴⁸⁷が含まれる。その他、SASB スタandard、TCFD 提言、国連グローバル・コンパクトに基づく相互対照表も別途作成している⁴⁸⁸。

(8) その他

ケリングは、サステナビリティ促進のために複数の外部団体、イニシアチブ等に参加している。例えば、ケリングは、2019 年にフランスのビアリッツで開催された G7 サミットで発表されたファッション協定 (The Fashion Pact) という国際イニシアチブのメンバーである⁴⁸⁹。ファッション協定はファッションおよびテキスタイル業界の企業団体によるイニシアチブで、業界の環境への影響を抑制することを目標とし、地球温暖化防止、生物多様性の回復、海洋保護という 3 つの環境保護分野に取り組んでいる。他にも、ウォッチ&ジュエリーイニシアチブ 2030 (Watch & Jewellery Initiative 2030)⁴⁹⁰、科学的根拠に基づく目標 (Science Based Targets)⁴⁹¹、世界で影響力のある企業が、事

⁴⁸⁴ Kering, Sustainability Innovation Labs <<https://www.kering.com/en/sustainability/innovating-for-tomorrow/innovation-labs/>>.

⁴⁸⁵ Kering, Crafting tomorrow's Luxury <<https://www.kering.com/en/sustainability/crafting-tomorrow-s-luxury/>>.

⁴⁸⁶ Kering, 2021 Universal Registration Document <https://www.kering.com/assets/front/documents/Kering_2021_Universal_Registration_Document.pdf>.

⁴⁸⁷ Kering, 2021 Universal Registration Document, p.272-274 <https://www.kering.com/assets/front/documents/Kering_2021_Universal_Registration_Document.pdf>.

⁴⁸⁸ Kering, Sustainability Reporting and indicators <<https://www.kering.com/en/sustainability/measuring-our-impact/reporting-and-indicators/>>; SASB Content Index 2021 <<https://keringcorporate.dam.kering.com/m/37921c50ed641f41/original/Kering-SASB-Content-Index-2021.pdf>>; TCFD Cross-reference Table <<https://keringcorporate.dam.kering.com/m/2fd05b95a6061486/original/Kering-TCFD-Cross-reference-Table-2021.pdf>>.

⁴⁸⁹ The Fashion Pact <<https://www.thefashionpact.org/?lang=en>>; The Fashion Pact, First Steps to Transform Our Industry <https://keringcorporate.dam.kering.com/m/764345a3a3fcae8d/original/Fashion_Pact_2020_Progress_Report.pdf>.

⁴⁹⁰ Watch & Jewellery Initiative 2030 <<https://www.wjinitiative2030.org/>>.

⁴⁹¹ Science Based Targets <<https://sciencebasedtargets.org/>>.

業で使用する電力の再生可能エネルギー使用率 100%を目指す RE100⁴⁹²といったイニシアチブ等に参加している⁴⁹³。

⁴⁹² RE100 Climate Group <<https://www.there100.org/>>.

⁴⁹³ Kering, Kering ESG Presentation November 2022 p.52
<<https://www.kering.com/assets/front/documents/KERING%20-%20ESG%20Presentation%20November%202022%20vfinal.pdf>>.

[6] インディテックス（スペイン）

1. 企業概要

インディテックス（マドリード証券取引所に上場⁴⁹⁴）は、ザラ（ZARA）、プル&ベアー（PULL&BEAR）等のブランドを展開する、スペインを拠点とするアパレルメーカーで、欧州、北南米、中東、アフリカ、アジア等世界各地で事業を展開する。後述のとおり、循環型経済に関するものを含め、サステナビリティに関して様々な取り組みを行っている。国連グローバル・コンパクトには2001年から参加している⁴⁹⁵。

【図表 18】 インディテックスの企業概要

項目	企業プロフィール
会社名	インディテックス
英文会社名	Industria de Diseño Textil, S.A. (Inditex)
ウェブサイト	トップページ： https://www.inditex.com/itxcomweb/en/home サステナビリティ特集ページ： https://www.inditex.com/itxcomweb/en/sustainability
設立年	1963年
本社所在地	スペイン（ア・コルーニャ）
従業員数	16万5,042人（連結・グローバル） ⁴⁹⁶
売上高（直近過去3年） ⁴⁹⁷	2021年度：277億ユーロ 2020年度：204億ユーロ 2019年度：283億ユーロ
主な事業内容	繊維・アパレル 洋服、履物、アクセサリ等を扱うアパレル事業の運営

（出所）インディテックスのウェブサイトを基に作成

2. 持続可能なサプライチェーンの実装状況

(1) サステナビリティに関する方針・行動規範、環境、人権、社会問題、包摂性、持続可能性など

インディテックスは、国連グローバル・コンパクトに署名した2001年から人々と地球への長期的な取り組みを本格的に開始した。人々に適正な価格で上質で暮らしを豊かにするような洋服を提供することへの情熱を原動力に、社会・経済・環境面にもよい影響を与えるために、サステナビリティを企業戦略の重要な要素とし、その戦略実行のために複数の方針や数値目標を掲げて多様な取り組みを行っている⁴⁹⁸。

⁴⁹⁴ Inditex, History <<https://www.inditex.com/itxcomweb/en/group/history>>.

⁴⁹⁵ United Nations Global Compact, Inditex <<https://www.unglobalcompact.org/what-is-gc/participants/5150-Inditex-Industrias-de-Disenio-Textil-S-A->>.

⁴⁹⁶ Inditex, Annual Report 2021 <https://static.inditex.com/annual_report_2021/en/documents/annual_report_2021.pdf>.

⁴⁹⁷ Inditex, Annual Report 2021 <https://static.inditex.com/annual_report_2021/en/documents/annual_report_2021.pdf>; Annual Report 2020 <https://www.inditex.com/itxcomweb/api/media/abad125c-3964-443f-8fe7-f564d4cada7e/2020_inditex_annual_report.pdf?t=1655306351720>.

⁴⁹⁸ Inditex, Sustainability, <<https://www.inditex.com/itxcomweb/en/sustainability>>; Statement on Non Financial Information 2021 - Collaborating to Transform - <https://www.inditex.com/itxcomweb/api/media/8cae4f70-40ea-4152-9688-732c4fdd8d91/2021_inditex_statement_of_non_financial_information.pdf?t=1655306399672>; Sustainability Roadmap - Our Commitment to Sustainability <https://www.inditex.com/itxcomweb/api/media/c276901a-46ba-4bd6-b19a-a4b368c94138/Inditex_Commitments_Sustainability.pdf?t=1657362979028>.

具体的には、2015年に策定した「サステナビリティ指針 (Sustainability Policy)」⁴⁹⁹ (2022年11月に更新)の中で、自身のビジネスモデルを持続可能なものとするために重要な柱として①持続可能な開発への貢献、②人権、③ダイバーシティ&インクルージョン、④環境、⑤動物福祉、⑥製品の安全衛生、⑦税に関する責任、⑧コンプライアンス並びに汚職および賄賂の防止の8つを掲げる、主要な目標として以下の6つの目標を設定している⁵⁰⁰。

- 2022年：使用電気の100%を再生可能エネルギーにする
- 2023年：全ての顧客に対して、シングルユース・プラスチックを提供しない
- 2023年：よりサステナブルなコットンの比率を100%にする
- 2023年：よりサステナブルな供給源から作られたサステナブルな人工のセルロース系繊維の比率を100%にする
- 2025年：よりサステナブルなリネンおよびリサイクルされたポリエステル⁵⁰¹の比率を100%にする
- 2040年：ネットゼロを達成する

これらのサステナビリティに関する方針を事業活動において実践していくために多くの文書⁵⁰¹が策定されているが、例えば、2012年に定められた「行動規範および責任ある慣行 (Code of Conduct and Responsible Practices)」⁵⁰²では、インディテックスの従業員による法令遵守、人権尊重等について定められている他、全てのサプライヤーが労働者の人権および労働権を尊重しなければならず、ビジネスパートナーにも同原則を伝えなければならないこと等が定められている。

2016年に策定された「人権方針 (Policy on Human Rights)」⁵⁰³においては、インディテックスは特にそのバリューチェーンと直接関連する人権として、労働に関する人権の他、マイノリティおよび地域社会の権利の尊重、健康への権利、思想、情報および表現の自由、安全への権利、汚職の撲滅への貢献、並びに環境および水への権利を挙げ、世界人権宣言、国連指導原則、ILO中核的労働基準、OECD多国籍企業行動指針、国連グローバル・コンパクトをはじめとした国際的枠組等に則した人権の尊重を求めている。

また、当該行動規範の違反等を倫理委員会に通報するための苦情処理・問題解決のための制度として「倫理ヘルプライン (Ethics Line)」⁵⁰⁴を設けており、インディテックスの従業員およびインディテックスと直接の関係がある、または商業上もしくは個人的な正当な利益を有する製造業者、サプライヤー、その他の第三者が利用することができる⁵⁰⁵。

⁴⁹⁹ Inditex, Sustainability Policy, Integrating sustainability in Inditex's business model p.6-8 <https://www.inditex.com/itxcomweb/api/media/db9dc1cf-b01a-47c0-afa0-f66aa33361d8/inditex_sustainability_policy.pdf?t=1667565990404>

⁵⁰⁰ Inditex, Sustainability, <<https://www.inditex.com/itxcomweb/en/sustainability>>.

⁵⁰¹ Inditex, Our Ethical Commitment <<https://www.inditex.com/itxcomweb/en/group/our-ethical-commitment>>.

⁵⁰² Inditex, Code of Conduct and Responsible Practices <https://www.inditex.com/itxcomweb/api/media/41d757f3-7286-43eb-9e64-f9975c4af5f5/inditex_code_of_conduct_and_responsible_practices.pdf?t=1655305508435>.

⁵⁰³ Inditex, Policy on Human Rights <https://www.inditex.com/itxcomweb/api/media/7e50ddce-a4de-4d51-9ab0-f7c248d23656/inditex_policy_on_human_rights.pdf?t=1655306506255>.

⁵⁰⁴ Inditex, Ethics Line Procedure <<https://www.inditex.com/itxcomweb/api/media/d22fb276-365c-4dd9-b4ef-f261a98404fc/Ethics+Line+Procedure.pdf?t=1660061763459>>.

⁵⁰⁵ Inditex, Code of Conduct and Responsible Practices <https://www.inditex.com/itxcomweb/api/media/41d757f3-7286-43eb-9e64-f9975c4af5f5/inditex_code_of_conduct_and_responsible_practices.pdf?t=1655305508435>;

Inditex, Human Rights 2021, p. 25 <<https://www.inditex.com/itxcomweb/api/media/b20d6130-d1e9-4851-b3ba-61932b703cc6/Inditex+Human+Rights+2021.pdf?t=1657364829405>>.

(2) CSR 調達方針（主に国内外の一次サプライヤー向け、グループ企業を含む）とトレーサビリティ（二次、三次サプライヤーを含む）

インディテックスは、上記のサステナビリティに関する目標達成、より持続可能な社会の実現のためには、主要な原材料をオーガニック、再生可能または技術革新的なものにしていく必要があることやサプライチェーン全体での取組みが必要と考え、調達先の選定やサプライチェーンにおける原材料・素材のトレーサビリティ管理・評価を行っている。

具体的には、サプライヤー選定に際してはインディテックスが求める基準に答えられるか審査が行われ、取引関係構築後は、前述のサステナビリティ指針、「行動規範および責任ある慣行」⁵⁰⁶に従って、全てのサプライヤーが労働者の人権および労働権を尊重し、ビジネスパートナーにもかかる原則を伝えることが求められる他、調達にあたっての指標として、水、エネルギー、生物多様性、環境、人権といった分野別に定められた戦略・方針を用意している⁵⁰⁷。

管理と評価から構成されるトレーサビリティ戦略にも力を入れており、国際連合欧州経済委員会（UNECE：United Nations Economic Commission for Europe）が公表した繊維・履物業界向けのバリューチェーンにおけるトレーサビリティに関する46の推奨事項⁵⁰⁸に沿ったトレーサビリティ管理体制を構築している⁵⁰⁹。

(3) サプライヤー行動規範

インディテックスは、サプライチェーンを構成する全ての製造業者およびサプライヤーが遵守すべき「製造業者およびサプライヤー行動規範（Code of Conduct for Manufacturers and Suppliers）」⁵¹⁰を定め、強制労働の禁止、児童労働の禁止、差別禁止、結社の自由および団体交渉の尊重、過酷または非人間的な扱いの禁止、安全で衛生的な労働環境、賃金の支払い、過剰な労働時間の禁止、生産のトレーサビリティ、製品の衛生および安全、環境配慮、秘密保持および行動規範の履行等を含めた労働者の人権および労働権の尊重を求めている。また、インディテックスのサステナビリティ指針に基づき、サプライヤー等は「行動規範および責任ある慣行」⁵¹¹における原則の遵守も求められる。

これらの規範に違反があった場合には、適切な対応をとるために、インディテックスの倫理委員会（Committee of Ethics）への報告が求められている⁵¹²。

(4) 労使対話

インディテックスは、「労働者を中心に（workers at the centre）」という方針のもと、労働者の人権、労働権、結社の自由、団体交渉権を含む労働組合に関する権利を尊

⁵⁰⁶ Inditex, Code of Conduct and Responsible Practices <https://www.inditex.com/itxcomweb/api/media/41d757f3-7286-43eb-9e64-f9975c4af5f5/inditex_code_of_conduct_and_responsible_practices.pdf?t=1655305508435>.

⁵⁰⁷ Inditex, Reporting, Life and ecosystem <<https://www.inditex.com/itxcomweb/en/sustainability#reporting>>.

⁵⁰⁸ UNECE, Traceability for Sustainable Garment and Footwear <<https://unece.org/trade/traceability-sustainable-garment-and-footwear>>; Recommendation No.46: Enhancing traceability and transparency of sustainable value chains in the garment and footwear sector (ECE/TRADE/463) <<https://unece.org/trade/publications/recommendation-no46-enhancing-traceability-and-transparency-sustainable-value>>.

⁵⁰⁹ Inditex, Statement of Non Financial Information 2021 p.204-207 <https://www.inditex.com/itxcomweb/api/media/8cae4f70-40ea-4152-9688-732c4fdd8d91/2021_inditex_statement_of_non_financial_information.pdf?t=1655306399672>.

⁵¹⁰ Inditex, Code of Conduct for Manufacturers and Suppliers <https://www.inditex.com/itxcomweb/api/media/8cd88d29-0571-43d5-a6c3-a6c34671e4c1/inditex_code_of_conduct_for_manufacturers_and_suppliers.pdf?t=1655306501225>.

⁵¹¹ Inditex, Code of Conduct and Responsible Practices <https://www.inditex.com/itxcomweb/api/media/41d757f3-7286-43eb-9e64-f9975c4af5f5/inditex_code_of_conduct_and_responsible_practices.pdf?t=1655305508435>.

⁵¹² Inditex, Code of Conduct for Manufacturers and Suppliers Clause 14.4.

重し、労働者との対話、職場におけるウェルビーイングやエンパワーメントも推進する⁵¹³。労働者とは、労働時間、賃金、健康と安全、職場環境上の要望や懸念を個別に話し合う機会も設定する⁵¹⁴。

また、職場環境改善のために、労働組合の国際組織であるインダストリアル・グローバルユニオン（IndustriALL Global Union）⁵¹⁵やユニ・グローバル・ユニオン（UNI Global Union）⁵¹⁶、国連指導原則に基づく企業の事業活動を支援する非営利組織であるシフト（Shift）⁵¹⁷、企業の低炭素移行戦略のためのイニシアチブである ACT（Act, Collaboration, Transformation）initiative⁵¹⁸等と協力し、労働者を含むステークホルダーとの信頼関係の構築等に関する助言も得ている⁵¹⁹。さらに、インディテックスは、インダストリアル・グローバルユニオンとの間のグローバル枠組み協定（Global Framework Agreement）を通じて、サプライチェーン上の労働者の代表者との対話の実施や労働者の生活賃金の支払いを促進する調達活動にも取り組む⁵²⁰。

何らかの違反や懸念に対処するための苦情処理・問題解決のための制度としては前述の倫理ヘルプライン（Ethics Line）⁵²¹が利用できる。

(5) 監査と評価

グッドガバナンスおよびサステナビリティの実現のため、インディテックスはコンプライアンス体制を確立しており、行動規範の遵守等を管轄する倫理委員会（Ethics Committee）、コンプライアンス体制の運営管理を行う法務部コンプライアンス室（General Counsel's Office - Compliance Office）並びに非財務リスク等のマネジメントの評価等を行う監査およびコンプライアンス委員会（Audit and Compliance Committee）が存在する。倫理委員会は少なくとも半年に1回、その活動について監査およびコンプライアンス委員会に報告し、監査およびコンプライアンス委員会は四半期に一回、行動規範の遵守等について取締役会に報告するものとされている⁵²²。年次の非財務情報報告には外部の監査人による監査が行われている⁵²³。

また、インディテックスは、サプライヤーに対しても監査を実施している。具体的には、「製造業者およびサプライヤー行動規範」の遵守状況についても社内外の専門家の協力を得て定期的に監査を行っている他⁵²⁴、トレーサビリティについても監査を実施しており、2021年には6,119件のトレーサビリティに関する監査実績がある⁵²⁵。

⁵¹³ Inditex, Workers at the Centre 2021 <https://static.inditex.com/annual_report_2021/en/documents/workers-centre-2021.pdf>.

⁵¹⁴ Inditex, Statement on Non-Financial Information 2021, p.136-139 <https://static.inditex.com/annual_report_2021/en/documents/statement-of-non-financial-information-2021.pdf>.

⁵¹⁵ IndustryALL Global Union <<https://www.industrial-union.org/>>.

⁵¹⁶ UNI Global Union <<https://uniglobalunion.org/>>.

⁵¹⁷ Shift <<https://shiftproject.org/>>.

⁵¹⁸ ACT, Who we are <<https://actonlivingwages.com/who-we-are/>>

⁵¹⁹ Inditex, Human Rights 2021, p. 21 <<https://www.inditex.com/itxcomweb/api/media/b20d6130-d1e9-4851-b3ba-61932b703cc6/Inditex+Human+Rights+2021.pdf?t=1657364829405>>.

⁵²⁰ Inditex, Statement on Non-Financial Information 2021, p.231-233 <https://static.inditex.com/annual_report_2021/en/documents/statement-of-non-financial-information-2021.pdf>.

⁵²¹ Inditex, Ethics Line Procedure <<https://www.inditex.com/itxcomweb/api/media/d22fb276-365c-4dd9-b4ef-f261a98404fc/Ethics+Line+Procedure.pdf?t=1660061763459>>.

⁵²² Inditex, Annual Report 2021, p. 427, 436 <https://static.inditex.com/annual_report_2021/en/documents/annual_report_2021.pdf>.

⁵²³ Inditex, Statement on Non-Financial Information 2021, p. 182-184 <https://static.inditex.com/annual_report_2021/en/documents/statement-of-non-financial-information-2021.pdf>

⁵²⁴ Inditex, Sustainability, Production <<https://www.inditex.com/itxcomweb/en/sustainability#production>>

⁵²⁵ Inditex, 2021 Statement on Non Financial Information p.204-207 <https://www.inditex.com/itxcomweb/api/media/8cae4f70-40ea-4152-9688-732c4fdd8d91/2021_inditex_statement_of_non_financial_information.pdf?t=1655306399672>.

さらに、ワールド・ベンチマーク・アライアンス (World Benchmark Alliance)、MSCI、モーニングスター・サステナリティクス (Morningstar Sustainalytics) 等といった外部機関による評価指標も活用しており、例えば、S&P Global の評価では「Silver」⁵²⁶、MSCI の格付けでは「AA」⁵²⁷、Morningstar Sustainalytics からは「中リスク」⁵²⁸といった評価を受けている。

(6) 独自の取り組み

インディテックスは、循環型経済にも力を入れており、再利用やトレーサビリティの面でも優れた新たな素材、生産工程、技術等の開発・促進のためにサステナビリティ・イノベーション・ハブ (Sustainability Innovation Hub) というプラットフォームを立ち上げ、研究を重ねている。このプラットフォームを利用して 2021 年には 145 超のスタートアップ企業と協働し 30 のパイロットテストを実施し、新たな繊維の開発にも成功している。

また、100% 廃棄となった衣類や繊維からの生産と使用後のリサイクルが可能な Infinna と呼ばれる素材への投資⁵²⁹や、マサチューセッツ工科大学 (MIT) との新たなリサイクル方法の共同研究および資金援助等も行っている⁵³⁰。さらに、よりサステナブルな原材料およびより環境に優しい生産工程によって生産されたインディテックスグループの製品については「ジョイン・ライフ (Join Life)」というラベルを付す取り組みを実施している⁵³¹。当該ラベルは、各製品が配慮している環境分野に応じて、①Care for Fiber (繊維への配慮)、②Care for Water (水への配慮) および③Care for Planet (地球への配慮) の 3 種類に分類され、消費者の選択を支援している。

(7) 情報開示 (投資家・株主との関係も含む)

インディテックスは、次のとおりサステナビリティへの取り組みに関する情報開示を行っている。

自社のウェブサイト：サステナビリティに関する取り組みを紹介するウェブサイト⁵³²を設けており、英語およびスペイン語で閲覧可能である。

サプライヤー向けウェブサイト：サプライヤー向けに特設ページが開設されているわけではないが、サプライヤーに求める行動規範等 (前述) はウェブサイトでも公開されている。

⁵²⁶ S&P Global <<https://www.spglobal.com/esg/csa/yearbook/2022/ranking/>>.

⁵²⁷ MSCI <<https://www.msci.com/our-solutions/esg-investing/esg-ratings-climate-search-tool/issuer/industria-de-diseno-textil-sa/IID000000002135288>>.

⁵²⁸ Morningstar Sustainalytics <<https://www.sustainalytics.com/esg-rating/industria-de-dise-o-textil-sa/1012270600>>.

⁵²⁹ Infinited Fiber <<https://infinitedfiber.com/blog/2022/05/12/inditex-signs-a-three-year-commitment-to-buy-infinna-for-over-eur-100-mln/>>.

⁵³⁰ Inditex, Beginning the Cycle <<https://www.inditex.com/itxcomweb/en/sustainability#beginning-the-cycle>>; Our Commitment to Sustainability Sustainability Roadmap - Our Commitment to Sustainability p.9 <https://www.inditex.com/itxcomweb/api/media/c276901a-46ba-4bd6-b19a-a4b368c94138/Inditex_Commitments_Sustainability.pdf?t=1657362979028>.

⁵³¹ Inditex, Statement on Non-Financial Information 2021, p. 409-411. <https://static.inditex.com/annual_report_2021/en/documents/statement-of-non-financial-information-2021.pdf>.

⁵³² Inditex, Sustainability <<https://www.inditex.com/itxcomweb/en/sustainability>>.

年次報告書：サステナビリティに関する取組状況についてまとめた「統合報告書（Statement of Non-Financial information）」⁵³³を含む年次報告書⁵³⁴が公開されており、独立した第三者による監査も受けている。また、これとは別に、人権に関する取組状況をまとめた報告書である「人権 2021 (Human Rights 2021)」⁵³⁵や、インディテックスがそのサプライチェーン上の労働者の労働および社会的条件の向上のために行っている「労働者を中心に (Workers at the Centre)」というプロジェクトに関する報告書が公開されている⁵³⁶。

開示指標

インディテックスの統合報告書は IIRC 国際統合報告フレームワークを基に作成され、GRI スタンダードもベンチマークとして使用している他、SASB スタンダードやTCFD 提言等の枠組にも沿った開示を行っている⁵³⁷。

(8) その他

インディテックスのサステナビリティへの取組みは非常に幅広く、方針や戦略も多岐にわたるため、人権や労働権を含むサステナビリティ関係により深い造詣を持つ外部組織やイニシアチブと協力してサプライチェーンにおける労働者やその家族、地域のコミュニティのニーズの理解を深め、対策に活かしている。具体的には 2000 年代より現在にいたるまで、倫理的貿易イニシアチブ (Ethical Trading Initiative)⁵³⁸、インダストリアル (IndustriAll)、企業の低炭素移行戦略のためのイニシアチブである ACT、持続可能な開発目標達成に向けて現金ではなく責任あるデジタルでの支払いへの移行を促すためのアライアンスである Better Than Cash Alliance⁵³⁹、生地および衣類業界における健康と安全のための国際協定 (International Accord for Health and Safety in the Textile and Garment Industry)⁵⁴⁰をはじめとした様々な外部組織、イニシアチブと協力関係にある⁵⁴¹。

⁵³³ Inditex, Statement on Non-Financial Information 2021 <https://static.inditex.com/annual_report_2021/en/documents/statement-of-non-financial-information-2021.pdf>.

⁵³⁴ Inditex, Annual Report 2021 <https://static.inditex.com/annual_report_2021/en/documents/annual_report_2021.pdf>.

⁵³⁵ Inditex, Human Rights 2021 <<https://www.inditex.com/itxcomweb/api/media/b20d6130-d1e9-4851-b3ba-61932b703cc6/Inditex+Human+Rights+2021.pdf?t=1657364829405>>.

⁵³⁶ Inditex, Workers at the Centre 2021 <<https://www.inditex.com/itxcomweb/api/media/37db60a4-0d6f-46df-b40a-047306925c7b/Inditex+Workers+at+the+Centre+2021.pdf?t=1657364844464>>.

⁵³⁷ Inditex, Annual Report 2021, p. 532-535 <https://static.inditex.com/annual_report_2021/en/documents/annual_report_2021.pdf>.

⁵³⁸ Ethical Trading Initiative <<https://www.ethicaltrade.org/>>.

⁵³⁹ Better Than Cash Alliance <<https://www.betterthancash.org/>>.

⁵⁴⁰ International Accord for Health and Safety in the Textile and Garment Industry <<https://internationalaccord.org/>>.

⁵⁴¹ Inditex, Our Commitment to Sustainability p.9 <https://www.inditex.com/itxcomweb/api/media/e50e640c-8dbf-437d-9021-99a965965575/x_inditex_commitment_to_sustainability.pdf?t=1655306533807>.

[7] ユニリーバ（英国）

1. 企業概要

ユニリーバ（ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所等に上場）は、食品や日用家庭用品を製造・販売する多国籍企業で、世界 190 カ国以上に展開する。2,500 万の小売業者からなるグローバルネットワークを有しており、世界 34 億人が毎日ユニリーバの製品を使用している。サステナビリティ課題へ積極的に取り組んでおり、評価も高い⁵⁴²。国連グローバル・コンパクトには 2000 年から参加している⁵⁴³。

【図表 19】ユニリーバの企業概要

項目	企業プロフィール ⁵⁴⁴
会社名	ユニリーバ
英文会社名	Unilever
ウェブサイト	トップページ： https://www.unilever.com/ サステナビリティ特集ページ： https://www.unilever.com/planet-and-society/
設立年	1929 年
本社所在地	英国（ロンドン）
従業員数	14 万 8,000 人（連結・グローバル）
売上高（直近過去 3 年）	2022 年度：601 億ユーロ 2021 年度：524 億ユーロ 2020 年度：507 億ユーロ
主な事業内容	食品・農林水産 食品、日用家庭用品の製造・販売

（出所）ユニリーバのウェブサイトを基に作成

2. 持続可能なサプライチェーンの実装状況

(1) サステナビリティに関する方針・行動規範、環境、人権、社会問題、包摂性、持続可能性など

1883 年の創業当時、石鹼を発売していたユニリーバの目的は「清潔さを暮らしのあたりまえにする」ことであった。その後、常に社会における存在意義を考えながら 120 年以上にわたって未来をつくるビジネスを創造してきた。世界が社会・環境課題に直面する今は「サステナビリティを暮らしのあたりまえにする」という自社の目的・存在意義に動機づけられて、地球と社会にとって負の影響を与えないだけでなく、よいことをする会社でありたいとの願いのもと、サステナビリティを中心とするユニリーバ・コンパス（Unilever Compass）⁵⁴⁵という継続的な成長、競争力ある成長、利益ある成長、そして責任ある成長を実現するためのビジネス戦略をとっている⁵⁴⁶。具体的には、責任あるビジネスの実行と人権の尊重を基礎として、①地球の健康の改善（気候変動対策、自然保護・再生、ごみのない世界）、②人々の自信、ウェルビーイングの改善（ポジティブな栄養、健康とウェルビーイング）、③より公正で、より社会的にインクルーシブな

⁵⁴² Unilever, Unilever at a glance <<https://www.unilever.com/our-company/at-a-glance/>>.

⁵⁴³ United Nations Global Compact, Unilever <<https://unglobalcompact.org/what-is-gc/participants/9643-Unilever>>.

⁵⁴⁴ Unilever, Annual Report <<https://www.unilever.com/investors/annual-report-and-accounts/>>; 2022 Full Year Results <<https://www.unilever.com/files/91ad891b-a5cd-4a79-823d-83b82b31615a/ir-q4-2022-full-announcement.pdf>>.

⁵⁴⁵ Unilever, The Unilever Compass for Sustainable Growth <<https://www.unilever.com/files/8f9a3825-2101-411f-9a31-7e6f176393a4/the-unilever-compass.pdf>>.

⁵⁴⁶ Unilever, Planet & Society <<https://www.unilever.com/planet-and-society/>> <<https://www.unilever.co.jp/planet-and-society/>>.

世界への貢献（公平、ダイバーシティ、インクルージョン、生活水準の向上、仕事の未来）を目指し、テーマ別に目標を設定して取り組んでいる⁵⁴⁷。

これらの方針を実践するため、ユニリーバは、全世界の全社員に遵守が義務づけられる「企業行動原則（Code of Business Principles）」およびその詳細を定めた24の「原則指針（Code Policies）」⁵⁴⁸を策定し、例えば、気候変動、自然保護、ごみのない世界、ポジティブな栄養、ダイバーシティ、人権、健康と安全、腐敗防止、不正競争防止、責任ある調達、環境保護をはじめとする責任ある企業行動について定めている⁵⁴⁹。特に人権の尊重は全ての事業オペレーションの根底にあるものとし、自社のみならずバリューチェーン全体で国連指導原則に基づいた取組みを行っており、デューディリジェンスも実施する⁵⁵⁰。

ユニリーバは、問題や懸念事項があった場合に、電話、オンライン、メールで相談できる苦情処理・問題解決のための制度（50カ国語以上に対応）⁵⁵¹を設けている。

(2) CSR 調達方針（主に国内外の一次サプライヤー向け、グループ企業を含む）とトレーサビリティ（二次、三次サプライヤーを含む）

ユニリーバは、2022年に「責任あるパートナー方針（Responsible Partner Policy）」⁵⁵²を策定した。これは2017年版の「責任ある調達方針（Responsible Sourcing Policy）」および「責任あるビジネスパートナー方針（Responsible Business Partner Policy）」を統合したもので、①ビジネスインテグリティ⁵⁵³および倫理、②人権、③地球環境という三つの柱から構成されており、国連指導原則、OECD 多国籍企業行動指針、ILO 中核的労働基準、SDGsをはじめとする国際的枠組に沿った内容となっている。この調達方針はユニリーバのみならず、サプライヤー等にも適用される（後述）。

ユニリーバの調達チームは、サステナビリティを中心とする成長戦略であるユニリーバ・コンパスに沿った調達かどうかを評価基準として、食品、材料、包装、コモディティ、マーケティング、ビジネスサービス等多岐にわたる分野でサプライヤーを選定していく。また、サプライヤー選定に際しては、各サプライヤーがユニリーバの求める行動規範に沿った行動ができるかユニリーバサプライヤー適性評価システム（USQS：Unilever Supplier Qualification System）というシステムを使って事前にスクリーニングが行われ、取引開始後も遵守状況についてデューディリジェンスを実施する⁵⁵⁴。

⁵⁴⁷ Unilever, Unilever Compass Strategy <<https://www.unilever.com/files/8f9a3825-2101-411f-9a31-7e6f176393a4/the-unilever-compass.pdf>>; <<https://www.unilever.co.jp/files/f7b40607-2501-433f-9f3f-defcf6be84f5/the-compass-2pager-j-kvbphe.pdf>>.

⁵⁴⁸ Unilever, Code of Business Principles and Code Policies <<https://www.unilever.com/our-company/strategy/>>; Business integrity <<https://www.unilever.com/planet-and-society/responsible-business/business-integrity/>>.

⁵⁴⁹ Unilever, Our policies <<https://www.unilever.com/planet-and-society/sustainability-reporting-centre/our-policies/>>.

⁵⁵⁰ Unilever, Human rights in our operations <<https://www.unilever.com/planet-and-society/respect-human-rights/human-rights-in-our-operations/>>; Human rights in our value chain <<https://www.unilever.com/planet-and-society/respect-human-rights/human-rights-in-our-value-chain/>>; Human Rights Progress Report <<https://www.unilever.com/files/cefed733-4f03-4cc3-b30a-a5bb5242d3c6/unilever-human-rights-progress-report-2021.pdf>>.

⁵⁵¹ Unilever, Business Integrity - It's How We Work <<https://app.convercent.com/en-us/LandingPage/99b958aa-55a1-e611-80d3-000d3ab1117e>>.

⁵⁵² Unilever, Responsible Partner Policy 2022 <<https://www.unilever.com/files/92ui5egz/production/7ee90f260faed25e11e1c4bbad207eec205b42d0.pdf>>.

⁵⁵³ インテグリティとは、「誠実」「真摯」「高潔」などの概念を意味する言葉で、法律や規範の遵守にとどまらず、社会的な責任を積極的に果たしていこうとする姿勢を表現している。

⁵⁵⁴ Unilever, Becoming a Unilever Supplier <<https://www.unilever.com/suppliers/becoming-a-unilever-supplier/>>.

(3) サプライヤー行動規範

サプライヤー行動規範としても、前述の「責任あるパートナー方針」⁵⁵⁵が適用される。同方針の対象は、一次サプライヤーのみならず、二次サプライヤー以降のサプライヤー、ユニリーバのために販売等を行う企業、ユニリーバの製品を消費者に届けるためにユニリーバと直接契約を締結している企業等、ユニリーバから寄付等を受けている慈善団体や社会的企業等も含まれる。

これらの要件への適合・達成の状況は、自己評価、デューディリジェンス、オンライン評価、高リスク地域においては第三者による監査により検証される。また、特に主要な農産物の調達に関しては、持続可能な農業規範（Sustainable Agriculture Code: SAC）⁵⁵⁶および再生農業原則（Regenerative Agriculture Principles: RAPs）⁵⁵⁷への適合も求められる。

違反や懸念がある場合には、前述の苦情処理・問題解決のための制度（50 カ国語以上に対応）が利用できる。

(4) 労使対話

ユニリーバは、労働者の権利、結社の自由は顕著な人権の一つであるとして、「企業行動原則」における方針「尊重、尊厳および公正な取り扱い（Respect, Dignity & Fair Treatment）」⁵⁵⁸においても、従業員が自ら選択した法的に認められた組合または集团的利益を代表するその他の団体を結成し、加入する権利を尊重し、雇用条件、労使関係および相互の関心事について、国内法を考慮した上で実行可能な範囲で、労働組合または代表団体と建設的対話を確立し誠実に交渉しなければならないことを明確にしている。

また、ユニリーバは、労働組合との公式・非公式な対話に加えて、OECD、国際労働機関（ILO）、国連グローバル・コンパクト、国際食品関連産業労働組合連合会（IUF）、IndustriALL 等の、労働者の権利に関するステークホルダーとのエンゲージメントに取り組んでいる。さらに、労働組合が自由・公正ではない、または効果的な団体交渉の仕組みがなく、労働者が自由に選択した組合に加入できない法域における労働は継続的な課題の一つであるとして、そのような場合にユニリーバは独立した組合を常に支援し、結社の自由の権利を尊重しながら、労働者が関与する他の信頼できる手段を確保する必要があることを認識しているとしている⁵⁵⁹。

(5) 監査と評価

ユニリーバでは、サステナビリティに関する最終的な監督者は最高経営責任者（CEO）で、取締役会に企業責任委員会（Corporate Responsibility Committee）を設置し、サステナビリティに関する取組みの進捗状況を確認し、特に、安全性、プラスチック包装、気候戦略、人権等の主要なトピックについて定期的に議論を行う。また、同じく取締役会の監査委員会（Audit Committee）により、特定のサステナビリティ指標の達成状況につき監査を実施している。その主要なサステナビリティレポートと位置付けている年次報告書・財務諸表について、取締役会において審査・承認を行っており、その内容は独立した第三者による監査を受けている。

⁵⁵⁵ Unilever, Responsible Partner Policy 2022

<<https://www.unilever.com/files/92ui5egz/production/7ee90f260faed25e11e1c4bbad207eec205b42d0.pdf>>.

⁵⁵⁶ Unilever, Sustainable and regenerative sourcing <<https://www.unilever.com/planet-and-society/protect-and-regenerate-nature/sustainable-and-regenerative-sourcing/>>.

⁵⁵⁷ Unilever, The Unilever regenerative agriculture principles with implementation Guides 2021 <<https://assets.unilever.com/files/92ui5egz/production/489410442380812907bc3d97be02ccda1a44ab4b.pdf>>.

⁵⁵⁸ Unilever, Code of Business Principles and Code Policies <<https://www.unilever.com/our-company/strategy/>>; Business integrity <<https://www.unilever.com/planet-and-society/responsible-business/business-integrity/>>.

⁵⁵⁹ Unilever, Human rights in our operations <<https://www.unilever.com/planet-and-society/respect-human-rights/human-rights-in-our-operations/>>.

気候変動、自然保護、ごみのない世界、健康とウェルビーイング、ポジティブな栄養、生活水準の向上、エクイティ・ダイバーシティ・インクルージョン、仕事の未来といった取組分野別にサステナビリティへの取組みの進捗状況が可視化できるよう、サステナビリティ進捗指標（Sustainability Progress Index）といった指標も開発している⁵⁶⁰。

さらに、ワールド・ベンチマーク・アライアンス（World Benchmark Alliance）、MSCI、CDP 等といった外部機関による評価指標も活用しており、例えば、World Benchmark Allianceからは食品・農業分野において1位⁵⁶¹、MSCIの格付けでは「AAA」⁵⁶²、CDPからは気候変動および森林保護の分野で A 評価⁵⁶³といった高い評価を受けている⁵⁶⁴。

(6) 独自の取り組み

ユニリーバは、2010年にユニリーバサステナブル暮らし方計画（USLP：Unilever Sustainable Living Plan）⁵⁶⁵というサステナビリティに関する10カ年計画を策定し、自身のサステナビリティに対する取組みをバリューチェーン全体に広げる試みを実施してきた。①健康と衛生、②栄養、③温室効果ガス、④水、⑤廃棄物、⑥持続可能な調達、⑦職場における公平性、⑧女性、⑨包摂的なビジネスという分野別に具体的な目標を設定し、達成状況をデータ化してきた。達成の可否だけでなく、達成できている事項、達成できていない事項それぞれにつき背景を分析し、現在のサステナビリティ戦略にも活かしている。

(7) 情報開示（投資家・株主との関係も含む）

ユニリーバは、次のとおりサステナビリティへの取組みに関する情報開示を行っている。

自社のウェブサイト：サステナビリティに関する取組みを紹介するウェブサイト⁵⁶⁶を設けており、日本語のウェブサイトもある。

サプライヤー向けウェブサイト：サプライヤー向けの特設ページ⁵⁶⁷が開設されており、ネスレのサステナビリティに関する方針、サプライヤーになるための要件等が紹介されている。

年次報告書：サステナビリティに関する取組状況に関する非財務情報を含む年次評価（Annual Review）⁵⁶⁸が公開されており、独立した第三者による監査も受けてい

⁵⁶⁰ Unilever, Sustainability governance <<https://www.unilever.com/planet-and-society/sustainability-reporting-centre/our-sustainability-governance/>>.

⁵⁶¹ World Benchmarking Alliance, Food and Agriculture Benchmark <<https://www.worldbenchmarkingalliance.org/publication/food-agriculture/rankings/>>.

⁵⁶² MSCI, ESG Ratings & Climate Search Tool <<https://www.msci.com/our-solutions/esg-investing/esg-ratings-climate-search-tool>>.

⁵⁶³ CDP, The A List 2022 <<https://www.cdp.net/en/companies/companies-scores>>.

⁵⁶⁴ Unilever, Sustainability ratings and rankings <<https://www.unilever.com/planet-and-society/sustainability-reporting-centre/sustainability-ratings-and-rankings/>>.

⁵⁶⁵ Unilever, Sustainable Living Plan 2010 to 2020 <<https://www.unilever.com/planet-and-society/sustainability-reporting-centre/sustainability-performance-data/>>.

⁵⁶⁶ Unilever, Planet & Society <<https://www.unilever.com/planet-and-society/>>; <<https://www.unilever.co.jp/planet-and-society/>>.

⁵⁶⁷ Unilever, Suppliers <<https://www.unilever.com/suppliers/>>.

⁵⁶⁸ Unilever, Unilever Annual Report and Accounts 2021 <<https://www.unilever.com/files/92ui5egz/production/e582e46a7f7170fd10be32cf65113b738f19f0c2.pdf>>.

る。また、これとは別に、サステナビリティに関する取組みによる結果に関するデータ⁵⁶⁹も公表している。

開示指標

ユニリーバの年次報告書は、GRI スタンダードを基準として作成されているが、SASB スタンダード、世界経済フォーラム、International Business Council による基準、国連グローバル・コンパクトによる開示要請にも沿った内容となっており、開示項目がそれぞれの開示指標のどの項目に該当するかにつき対照表も併せて公表している⁵⁷⁰。

(8) その他

ユニリーバは、世界中の業界団体やイニシアチブに参加し、責任ある企業行動に関するベストプラクティスや社会のトレンド等につき情報交換を行っている⁵⁷¹。

また、自社だけではなく、関心のある人が誰でもユニリーバと共にサステナビリティに対する課題に取り組めるようなプログラムも実施しており、気候変動、教育、ダイバーシティ、健康とウェルビーイング、ポジティブな栄養、自然保護、ごみのない世界、といった分野で、個人として何ができるか活動の具体例やプロジェクトを紹介している⁵⁷²。

⁵⁶⁹ Unilever, Sustainability performance data <<https://www.unilever.com/planet-and-society/sustainability-reporting-centre/sustainability-performance-data/>>.

⁵⁷⁰ Unilever, Sustainability reporting standards <<https://www.unilever.com/planet-and-society/sustainability-reporting-centre/reporting-standards/>>.

⁵⁷¹ Unilever, Trade association memberships <<https://www.unilever.com/planet-and-society/responsible-business/engaging-with-stakeholders/>>.

⁵⁷² Unilever, Take Action! <<https://www.unilever.com/planet-and-society/take-action/>>.

[8] ネスレ（スイス）

1. 企業概要

ネスレ（スイス証券取引所に上場⁵⁷³）は、ネスカフェ、キットカット、マギー、ハーゲンダッツをはじめ 2,000 以上のブランドを擁するスイスを拠点とする食品事業会社で、世界 188 カ国で食品・飲料を中心とした製品を販売する。環境再生型の食料システムの推進、持続可能な方法で調達された原材料の使用を含めて、サステナビリティに関してグローバルで多様な取り組みを行っている。国連グローバル・コンパクトには 2001 年から参加している⁵⁷⁴。

【図表 20】 ネスレの企業概要

項目	企業プロフィール ⁵⁷⁵
会社名	ネスレ
英文会社名	Nestlé S.A.
ウェブサイト	トップページ： https://www.nestle.com/ サステナビリティ特集ページ： https://www.nestle.com/sustainability
設立年	1866 年
本社所在地	スイス（ヴヴェイ）
従業員数	27 万 6,000 人（連結・グローバル）
売上高（直近過去 3 年）	2022 年度：944 億スイスフラン 2021 年度：871 億スイスフラン 2020 年度：843 億スイスフラン
主な事業内容	食品・農林水産 ・ 飲料、食料品、ペットフード等の製造・販売 ・ 食品、飲料ブランドの運営

（出所）ネスレのウェブサイトを基に作成

2. 持続可能なサプライチェーンの実装状況

(1) サステナビリティに関する方針・行動規範、環境、人権、社会問題、包摂性、持続可能性など

ネスレは、「食の持つ力で、現在そしてこれからの世代の全ての人々の生活の質を高める」という自社の存在意義に動機づけられて、自社や株主だけでなく、社会や地球にとっても有益となるような意思決定に基づいて事業戦略を構築することを目指している。栄養価が高く持続可能な食生活への貢献、天然資源の保護・再生・回復の支援、コミュニティ強化支援、再生農業、農業従事者の生活、児童労働のリスクの考慮等、責任ある事業展開を心がけている⁵⁷⁶。現在特に力を入れていることとして、①栄養と健康の推進、②気候変動対策、③廃棄物削減、④自然保護、⑤水の保護、⑥人権、⑦持続可能な原材料の調達、⑧人々とコミュニティへの配慮、⑨倫理的で責任ある事業遂行等が挙げられる。

⁵⁷³ Nestlé, Shares & ADRs <<https://www.nestle.com/investors/shares-adrs>>.

⁵⁷⁴ United Nations Global Compact <<https://unglobalcompact.org/what-is-gc/participants/6882-Nestle-S-A>>.

⁵⁷⁵ Nestlé, Annual Report 2021 <<https://www.nestle.com/investors/annual-report>>; Nestlé reports full-year results for 2022 <<https://www.nestle.com/media/pressreleases/allpressreleases/full-year-results-2022>>.

⁵⁷⁶ Nestlé, Sustainability at Nestlé <<https://www.nestle.com/sustainability>>; <<https://www.nestle.co.jp/csv/>>; Nestlé, Creating Shared Value and Sustainability Report 2021 <<https://www.nestle.com/sites/default/files/2022-03/creating-shared-value-sustainability-report-2021-en.pdf>>.

これらの方針をグループ全体で実行するための行動規範として、2007年に「ビジネス行動規範 (Nestlé Code of Business Conduct)」⁵⁷⁷を策定 (6カ国語に対応) し、法令遵守、不正競争防止、腐敗・贈収賄防止、差別禁止等を定めている他、2020年に「企業ビジネス原則 (Corporate Business Principles)」⁵⁷⁸を策定し、消費者、人権、バリューチェーン (責任ある調達、取引先、環境)、企業倫理、透明性、コンプライアンスに関する行動指針を示している。また、人権については別途 2020年から2021年に「人権に関する枠組とロードマップ (Nestlé's human rights framework and roadmap)」⁵⁷⁹を策定してサプライチェーン全体において、法令遵守、国連指導原則、OECD 多国籍企業行動指針、ILO 中核的労働基準、国連グローバル・コンパクト、SDGsをはじめとする国際的枠組に沿った行動を促すことを明記している。最も顕著な課題として児童労働、強制労働、賃金、男女平等、差別・ハラスメント禁止、職場における健康と安全、結社の自由・団体交渉権、水へのアクセス、先住民の権利、データ保護、食糧へのアクセス権を挙げており、また、サプライチェーンにおけるデューディリジェンスも実施する⁵⁸⁰。

ネスレは、問題や懸念事項があった場合に利用できるスピークアップ (Speak Up)⁵⁸¹という苦情処理・問題解決のための制度を設計し、各国別に窓口が設けられている。2021年には2,475件の通知があった。

(2) CSR 調達方針 (主に国内外の一次サプライヤー向け、グループ企業を含む) とトレーサビリティ (二次、三次サプライヤーを含む)

ネスレは、持続可能な調達方針として、環境、人権、動物福祉、森林・生態系保護・回復、透明性等の要件を定めた「責任ある調達基準 (Nestlé Responsible Sourcing Standard)」⁵⁸²を策定している。この調達基準は、OECD 多国籍企業行動指針、ILO 中核的労働基準、SDGs の内容に沿ったものとなっており、従来分けて策定されていた「サプライヤー行動規範 (Nestlé Supplier Code)」、「責任ある調達ガイドライン (Nestlé Commitment on the Responsible Sourcing Guideline)」、「農産物を原料とする材料の責任ある使用 (Nestlé Commitment on the Responsible Use of Materials from Agricultural Origin)」の3つの基準をまとめた内容になっている。

この基準は、ネスレグループおよびサプライチェーン (上流の一次および二次サプライヤー以降) に適用されるもので、「調達を通じて人々、地域、地球によい影響を与えること」「共通価値の実現のために支え、貢献しあうこと」「継続的に改善していくこと」を基本理念とし、実践のために研修の機会やデューディリジェンスも実施するとされる。また、より高い環境または社会的リスクのある原材料を特定し、これらの原材料については一次サプライヤーやそのパートナーと密接に連携してサプライチェーンマッピングを行い、パートナー組織とともにサプライチェーンの上流にある農園の評価を実施している。ネスレがより高い関心をもって対応している原材料の例としては、ココア、コーヒー、乳製品、パーム油、食肉、卵、香辛料、紙、野菜、砂糖、穀類、ヘーゼルナッツ、大豆、ココナッツが挙げられている。

⁵⁷⁷ Nestlé, Code of business conduct <<https://www.nestle.com/investors/corporate-governance/codeofbusinessconduct>>.

⁵⁷⁸ Nestlé, Corporate Business Principles <https://www.nestle.com/sites/default/files/asset-library/documents/library/documents/corporate_governance/corporate-business-principles-en.pdf>.

⁵⁷⁹ Nestlé, Nestlé's human rights framework and roadmap <<https://www.nestle.com/sites/default/files/2021-12/nestle-human-rights-framework-roadmap.pdf>>.

⁵⁸⁰ Nestlé, Our approach to identifying and addressing human rights risks <<https://www.nestle.com/sustainability/human-rights/approach>>.

⁵⁸¹ Nestlé, Speak Up, Report a non-compliance concern <<https://www.nestle.com/about/how-we-do-business/report-compliance-concerns>>.

⁵⁸² Nestlé, our approach to sustainably produced raw materials <<https://www.nestle.com/sustainability/sustainable-sourcing/farming-communities-ecosystems>>.

(3) サプライヤー行動規範

サプライヤー行動規範としても、前述の「責任ある調達基準」⁵⁸³が適用される。ネスレの上流に位置する直接サプライヤーのみならず、二次、三次を含む間接サプライヤーにも適用されるもので、ネスレグループ、直接サプライヤー、仲介業者、間接サプライヤーといった対象者別に取組事項の重要度が分類され、緊急度の高いものについては6カ月以内、重要なものについては36カ月以内の対応が求められている。

一次サプライヤーには世界人権宣言、国連指導原則、ILO 中核的労働基準をはじめとした国際的枠組を参照して、人権の尊重、良好な労働条件の提供、自然保護、責任ある企業行動が求められており、仲介業者にも同様の価値観、透明性等をもち、サプライヤーや顧客に敬意をもって行動することが求められる。また、農家や漁師等の原材料生産者には、保全農業、土地・保護地域の保存、合理性のある化学肥料使用、労働者、動物、土地、水、森林などへの配慮が求められる。サプライヤー選定にあたっては、これらの基準を満たせるかスクリーニングが行われる⁵⁸⁴。

サプライチェーン全体を通して、法令や本調達基準の遵守、モニタリング、開示、改善することも定められており、遵守状況に関するデューディリジェンスの実施も想定されている。サプライヤー等は、本基準を遵守するための制度を設計することが求められ、そのような制度がない場合には、外部の専門家等を使った支援を推奨している。違反があった場合には、前述のスピークアップを通じた報告を求めている。

(4) 労使対話

ネスレは、「人権に関する枠組とロードマップ」⁵⁸⁵において、労働者の結社の自由および団体交渉権を尊重し、ILO の定める基準に基づいて、労働時間、賃金、労働条件等につき労働者側との透明性のある公平な交渉を行うことを表明しており、労働組合や労働者代表と定期的に協議の場を持つ等、良好な信頼関係を築いている。2013 年からは、国際食品関連産業労働組合連合会⁵⁸⁶と2年ごとに健康と安全、労働条件、結社の自由といった課題について意見交換を実施している⁵⁸⁷。また、懸念がある場合には、前述のスピークアップを通して相談が可能である。

(5) 監査と評価

ネスレは、取締役会にサステナビリティ委員会を設置している他、2021年に執行委員会の傘下にサステナビリティを管轄する ESG サステナビリティ協議会 (ESG and Sustainability Council) を設置し、サステナビリティに関する取組状況の監査や評価を担当している⁵⁸⁸。動き続ける世界の中でステークホルダーの優先課題は絶えず変化することから、ネスレは2年ごとにステークホルダーとの対話に基づく重要課題評価を実施し、ネスレの事業およびステークホルダーにとって最も重要となる経済、社会、環境への影響を特定して優先順位を設定する等の工夫もしている。

人権に関しては、ネスレの従業員と現場労働者が法令や前述の行動規範を遵守した行動をとっているかにつき、第三者機関を使った監査 (CARE Audit) を実施している⁵⁸⁹。

⁵⁸³ Ibid.

⁵⁸⁴ Nestlé, How can my business work with Nestlé? <<https://www.nestle.com/ask-nestle/our-company/answers/how-can-my-business-work-with-nestle>>.

⁵⁸⁵ Nestlé, Nestlé's human rights framework and roadmap <<https://www.nestle.com/sites/default/files/2021-12/nestle-human-rights-framework-roadmap.pdf>>.

⁵⁸⁶ IUF <<https://www.iuf.org/>>.

⁵⁸⁷ Nestlé, Freedom of association and collective bargaining <<https://www.nestle.com/sustainability/human-rights/freedom-association>>.

⁵⁸⁸ Nestlé, Sustainability governance <<https://www.nestle.com/sustainability/responsible-business/governance>>.

⁵⁸⁹ Nestlé, Creating Shared Value and Sustainability Report 2021 <<https://www.nestle.com/sites/default/files/2022-03/creating-shared-value-sustainability-report-2021-en.pdf>>.

また、パートナーと協力して調達チームが定期的に生産者を訪問して、ネスレの行動基準が遵守できているか監査を実施しており、必要に応じて第三者による監査も取り入れている。

さらに、ワールド・ベンチマーク・アライアンス (World Benchmark Alliance)、MSCI、モーニングスター・サステナビリティクス (Morningstar Sustainalytics) 等といった外部機関による評価指標も活用しており、例えば、World Benchmark Alliance からは食品・農業分野において 2 位⁵⁹⁰、MSCI の格付けでは「AA」⁵⁹¹、Morningstar Sustainalytics からは「中リスク」⁵⁹² (食品事業会社の中では最も低リスク) といった高い評価を受けている。

(6) 独自の取り組み

ネスレは、「良い食、良い生活 (Good food, Good life)」を標語として、生活を豊かにする食の力を信じて地球や人々のさらに健康な未来作り貢献するという信念のもと、企業、サプライチェーン、ステークホルダー、地球社会全体に利益をもたらす環境再生型の食料システムを大規模に推進している。

例えば、長年積み重ねてきた経験をもとに、環境の保護、再生、回復を支援し、農業従事者の生活を向上させることを目指して、2025 年までに 12 億スイスフランを投資して、①最先端の科学技術、②投資支援、③再生農業で栽培された作物への割増金といった支援を行っている。また、森林保護による影響を与える戦略として、①肉、パーム油、パルプ・紙、大豆、砂糖につき森林破壊ゼロの一次サプライチェーンの実現・維持、②先住民の権利を尊重しながら、荒廃した森林や生態系の回復を支援するため、サプライチェーン内で年間 2,000 万本の植樹、③調達先の重要な景観を改善するために、政府、サプライヤーと協力して大規模なプロジェクトへの参画、といった取り組みを実施している⁵⁹³。

(7) 情報開示 (投資家・株主との関係も含む)

ネスレは、次のとおりサステナビリティへの取り組みに関する情報開示を行っている。

自社のウェブサイト: サステナビリティに関する取り組みを紹介するウェブサイト⁵⁹⁴を設けており、日本語のウェブサイトもある。

サプライヤー向けウェブサイト: サプライヤー向けの特設ページ⁵⁹⁵が開設されており、ネスレのサステナビリティに関する方針、監査等をはじめ、多くの情報がわかりやすく紹介されている。

年次報告書: サステナビリティに関する取組状況に関する非財務情報を含む年次レビュー⁵⁹⁶が公開されており、独立した第三者による監査も受けている。また、これ

⁵⁹⁰ World Benchmarking Alliance, Food and Agriculture Benchmark

<<https://www.worldbenchmarkingalliance.org/publication/food-agriculture/rankings/>>.

⁵⁹¹ MSCI, ESG Ratings & Climate Search Tool <<https://www.msci.com/our-solutions/esg-investing/esg-ratings-climate-search-tool>>.

⁵⁹² Morninstar Sustainalytics, Company ESG Risk Ratings <<https://www.sustainalytics.com/esg-rating/nestle-sa/1007910219>>.

⁵⁹³ Nestlé 環境再生型の食料システムを大規模に推進 <<https://www.nestle.co.jp/csv/impact/regenerative-food-system>>.

⁵⁹⁴ Nestlé, Sustainability at Nestlé <<https://www.nestle.com/sustainability>>; <<https://www.nestle.co.jp/>>; <<https://www.nestle.com/sustainability/performance-reporting>>.

⁵⁹⁵ Nestlé, Supplier Portal <<https://supplier.nestle.com/>>.

⁵⁹⁶ Nestlé, Annual Report <<https://www.nestle.com/investors/annual-report>>.

とは別に、サステナビリティに関する取組状況に特化したサステナビリティ報告書⁵⁹⁷、人権への取組状況に特化した報告書⁵⁹⁸も発行している。

開示指標

ネスレのサステナビリティ報告書は、GRI スタンダードを基準として作成されているが、SASB スタンダードの加工食品業者向けの開示基準にも沿った内容になっており、各開示項目がどの基準の開示要請項目に該当するかも明確にしている⁵⁹⁹。また、TCFD 提言等の枠組に沿った開示も別途行っている⁶⁰⁰。

(8) その他

ネスレは、サステナビリティに関する取組促進のため、地域社会、サプライヤー、消費者、NGO、市民社会、学界、多国籍企業、政府、顧客、従業員およびステークホルダーと協働している。例えば、2021 年には国際ココアイニシアチブ (International Cocoa Initiative)⁶⁰¹と協力して 9 万 4,748 人の児童労働リスクに直面している児童をモニタリングし、児童労働を阻止、2019 年にはプラスチック削減のためにエレン・マッカーサー財団イニシアチブ (Ellen MacArthur Foundation Initiative)⁶⁰²に参加、その他、森林保護、人権、栄養、気候変動、水、環境保護等の活動分野において多くの業界団体やプラットフォーム、イニシアチブに参画している⁶⁰³。

⁵⁹⁷ Nestlé, Creating Shared Value and Sustainability Report 2021 <<https://www.nestle.com/sites/default/files/2022-03/creating-shared-value-sustainability-report-2021-en.pdf>>.

⁵⁹⁸ Nestlé, Human Rights Progress Report <<https://www.unilever.com/files/cefcd733-4f03-4cc3-b30a-a5bb5242d3c6/unilever-human-rights-progress-report-2021.pdf>>.

⁵⁹⁹ Nestlé, Global Reporting Initiative and Sustainability Accounting Standards Board Indexes 2021 <<https://www.nestle.com/sites/default/files/2022-03/gri-sasb-index-2021.pdf>>.

⁶⁰⁰ Nestlé, Nestlé's 2021 Climate Risk and Impact Report <<https://www.nestle.com/sites/default/files/2022-03/2021-tcdf-report.pdf>>.

⁶⁰¹ International Cocoa Initiative <<https://www.cocoainitiative.org/>>.

⁶⁰² Ellen MacArthur Foundation <<https://ellenmacarthurfoundation.org/global-commitment-2022/overview>>.

⁶⁰³ Nestlé, Partnerships and collective action <<https://www.nestle.com/sustainability/responsible-business/partnership-action>>.

[9] グレンコア（英国）

1. 企業概要

グレンコア（ロンドン証券取引所およびヨハネスブルク証券取引所に上場⁶⁰⁴）は、世界最大級の天然資源を扱う企業で、金属・鉱物事業、エネルギー事業、マーケティング事業、リサイクル事業等、多角的に事業を展開しており⁶⁰⁵、欧州、中東、北南米、アジア、オセアニア等世界各地で活動する。産業の構造上、環境、人権、労働、贈収賄等のリスクが高く、課題も多いがサステナビリティへの取組みには注力している⁶⁰⁶。国連グローバル・コンパクトには2014年から参加している⁶⁰⁷。

【図表 21】 グレンコアの企業概要

項目	企業プロフィール ⁶⁰⁸
会社名	グレンコア
英文会社名	Glencore plc
ウェブサイト	トップページ： https://www.glencore.com/ サステナビリティ特集ページ： https://www.glencore.com/sustainability
設立年	1974年
本社所在地	スイス（バール）
従業員数	8万1,284人（請負労働者+5万3,630人）（連結・グローバル）
売上高（直近過去3年）	2022年度：2,560億米ドル 2021年度：2,038億米ドル 2020年度：1,423億米ドル
主な事業内容	鉱業関連 ・ 金属、鉱物、鉄鉱石等の生産・販売 ・ 石炭の生産・販売 ・ 原油、精製製品、天然ガスの販売

（出所）グレンコアのウェブサイトを基に作成

2. 持続可能なサプライチェーンの実装状況

(1) サステナビリティに関する方針・行動規範、環境、人権、社会問題、包摂性、持続可能性など

グレンコアは、日常生活で必要とされる金属の継続的需要に応えるという使命を、国際基準で求められる人々、社会、環境への責任を事業活動に組み込みながら果たしていくことが重要との考えのもと、サステナビリティに関する方針を策定している。具体的には、エネルギー利用における脱炭素化対策の他、サステナビリティ戦略として、①健

⁶⁰⁴ Glencore, Annual Report 2021, p.258
<<https://www.glencore.com/rest/api/v1/documents/ce4fec31fc81d6049d076b15db35d45d/GLEN-2021-annual-report.pdf>>.

⁶⁰⁵ Glencore, our purpose <<https://www.glencore.com/>>; What we do <<https://www.glencore.com/what-we-do>>.

⁶⁰⁶ Glencore, Group entities <<https://www.glencore.com/who-we-are/transparency/group-entities>>.

⁶⁰⁷ United Nations Global Compact, Glencore, <<https://www.unglobalcompact.org/what-is-gc/participants/37731>>.

⁶⁰⁸ Glencore, Preliminary Results 2022
<<https://www.glencore.com/rest/api/v1/documents/7ce9527cb786528b7016cd495780a4af/GLEN-2022-Preliminary-Results.pdf>>; Annual Report 2021
<<https://www.glencore.com/rest/api/v1/documents/ce4fec31fc81d6049d076b15db35d45d/GLEN-2021-annual-report.pdf>>.

康、②安全、③環境、④コミュニティと人権という 4 つの柱を設定し⁶⁰⁹、下記のとおり 9 つの優先取組分野、具体的目標、方針を掲げている⁶¹⁰。

(i) 壊滅的な危険に対するマネジメント

天然資源セクターにおける壊滅的な大惨事が労働者、地域社会、環境、レピュテーション等に深刻な負の影響を与えることに鑑み、事業におけるこれらの危険を積極的に特定し、監視し、緩和する。

(ii) 水資源の利用

自身の活動地が、水資源が希少な地域にも位置していることや、周辺地域の住民等が同じ水資源を利用していることを踏まえ、水資源の適切な管理のために、地域の環境条件の詳細な評価を実施する。

(iii) 責任ある社会参加

鉱業活動が、雇用、納税、現地調達、社会開発などを通じて、活動地域における地域経済に大きく貢献できることを踏まえ、事業活動から生じる負の影響を最小限にし、持続可能な開発と成長のための地域社会との協力関係を構築する。

(iv) 健康と安全

従業員と請負労働者の安全と健康を優先し、予防的アプローチで健康と安全に取り組み、積極的な安全文化を確立する。

(v) 土地に関する責任ある計画・管理

土地に対する直接的・間接的影響を軽減するために適切な土地利用計画・土地管理を立案・実施し、事業終了後も持続可能な土地利用を可能にする方法を模索する。

(vi) 責任ある調達と供給

サプライヤーや顧客との関係構築において、社会的・倫理的・環境的な配慮を取り入れるよう努める。特に、サプライチェーン上の人権侵害のリスクを理解し、対処することに尽力する。

(vii) 気候変動

世界最大級の天然資源を扱う企業として、低炭素経済への移行を可能にする役割を担っていることを認識し、自らの事業の二酸化炭素排出量を削減し、パリ協定の目標を達成するための国家プログラムを支援する。

(viii) 人権

事業活動を通じて直接的に、また合弁会社、請負業者、サプライヤーとの関係を通じて間接的に、人権に影響を与える可能性があることを認識し、人権を尊重することを約束し、従業員、ビジネスパートナー、サプライヤーがこの約束を理解し、達成できるよう積極的に支援する。

(ix) 人材

起業家的行動力にあふれた熱意ある人材は、新しいアイデアやイノベーションをもたらす原動力となることを認識し、様々な経歴、文化、信条をもつ従業員の多様性を尊重する。

上記サステナビリティ戦略を実践するため、グレンコアは、自社の行動基準として、「グレンコア行動規範 (Code of Conduct)」⁶¹¹を定め、各種課題に弾力的に取り組み、自社の目標である日常生活を豊かにする商品の責任ある調達を目指す。人権については、

⁶⁰⁹ Glencore, Annual Report 2021, p.27
<<https://www.glencore.com/rest/api/v1/documents/ce4fec31fc81d6049d076b15db35d45d/GLEN-2021-annual-report.pdf>>.

⁶¹⁰ Glencore, Sustainability Report 2021, p.20-68
<https://www.glencore.com/rest/api/v1/documents/59122a94d9c86731923614217b1ce1dc/GLEN_2021_sustainability_report.pdf>.

⁶¹¹ Glencore, Code of Conduct
<<https://www.glencore.com/rest/api/v1/documents/f7fc3b5bf5b0b4b7256e2d952d29e142/Glencore+Code+of+Conduct++ENGLISH+120721.pdf>>.

人権方針（Human Rights Policy）」（12カ国語）⁶¹²を定め、世界人権宣言、ILO 中核的労働基準、国連グローバル・コンパクト、国連指導原則をはじめとする国際的枠組に沿って人権尊重の取り組みを行っていくことを明記しており⁶¹³、OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデューデリジェンス・ガイダンスに沿ったデューデリジェンスを実施している⁶¹⁴。また、環境についても国連グローバル・コンパクトや鉱業・金属産業を安全で公平かつ持続可能なものにするために設立された国際鉱業・金属評議会（ICMM：International Council on Mining & Metals）が定めた国際的枠組に沿った管理体制を構築している⁶¹⁵。

違反等に対処するため、各地域レベルで苦情処理・問題解決のための制度（15カ国語に対応）⁶¹⁶も設けており、2021年には1,159件の申し立てがあった⁶¹⁷。

② CSR 調達方針（主に国内外の一次サプライヤー向け、グループ企業を含む）とトレーサビリティ（二次、三次サプライヤーを含む）

グレンコアは、「日常生活を向上させる商品を責任を持って提供すること」を企業の目的と位置づけ、サプライチェーン全体において社会的、倫理的、環境的課題を考慮した「責任ある調達と供給（Responsible sourcing and supply）」⁶¹⁸の実現のため、上記行動規範や「責任ある調達方針（Responsible Sourcing Policy）」⁶¹⁹を定めている。

この調達方針では、世界人権宣言、ILO 中核的労働基準、国連指導原則、国連グローバル・コンパクトに沿った人権の尊重や責任あるビジネスをサプライチェーン全体で促しており、サプライヤーにもサプライヤー行動規範（後述）に沿った行動を求めている。

グレンコアは鉱山事業における高い人権リスクを認識しており、非人道的扱い、強制労働、奴隷、最低賃金以下の労働、戦争犯罪、武装勢力への直接的・間接的支援、違法な警備、贈収賄等の禁止を定めている。

また、サプライヤー選定の段階で、サプライヤー候補がグレンコアの求める行動規範を遵守できるか審査し、高リスク地域で活動するサプライヤーについては、グレンコアが定める自己評価を実施することを求めている。

なお、トレーサビリティについては、ブロックチェーンを使った追跡方法の開発を試みている⁶²⁰。

③ サプライヤー行動規範

グレンコアは、サプライヤーに対してもグレンコアの倫理的で安全で責任ある企業慣行を支持し⁶²¹、社会的、倫理的、環境的課題を考慮した行動を促すため、「サプライ

⁶¹² Glencore, Human Rights Policy <<https://www.glencore.com/who-we-are/policies/human-rights-policy>>.

⁶¹³ Glencore, Human Rights Policy, p.2 <<https://www.glencore.com/who-we-are/policies/human-rights-policy>>; Sustainability, Human rights <<https://www.glencore.com/sustainability/esg-a-z/human-rights>>.

⁶¹⁴ Glencore, Human Rights Policy, p.5 <<https://www.glencore.com/who-we-are/policies/human-rights-policy>>.

⁶¹⁵ Glencore, Sustainability, Environment <<https://www.glencore.com/sustainability/esg-a-z/environment>>.

⁶¹⁶ Glencore, Raising Concerns <<https://glencore.raisingconcerns.org/>>.

⁶¹⁷ Glencore, Sustainability Report 2021, p.46. <https://www.glencore.com/rest/api/v1/documents/59122a94d9c86731923614217b1ce1dc/GLEN_2021_sustainability_report.pdf>.

⁶¹⁸ Glencore, Responsible sourcing and supply <<https://www.glencore.com/sustainability/esg-a-z/responsible-sourcing-and-supply>>.

⁶¹⁹ Glencore, Responsible Sourcing Policy <<https://www.glencore.com/rest/api/v1/documents/41a8551e1e31e9cfcb1847b411ac2055/Responsible+Sourcing+Policy+-+ENG.pdf>>.

⁶²⁰ Glencore, Glencore to join The Responsible Sourcing Blockchain Network <<https://www.glencore.com/media-and-insights/news/glencore-joins-responsible-sourcing-blockchain-network>>.

⁶²¹ Glencore, Suppliers <<https://www.glencore.com/suppliers>>.

ヤー行動規範（Supplier Code of Conduct）」⁶²²を策定し、自社の直接サプライヤーに対しては同行動規範の遵守、間接サプライヤーに対しても児童労働・奴隷については同等の要請、またそれ以外の分野については同行動規範の尊重を推奨することを求めている⁶²³。

同行動規範は、「OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデューディリジェンス・ガイダンス」⁶²⁴の附属書 I（鉱物サプライチェーンにおけるリスクに基づいたデューディリジェンスのための 5 段階の枠組）に沿ってグレンコアからサプライヤーへの要望事項を明示している。具体的には、法の遵守、現代奴隷労働や児童労働の禁止、公平性と尊厳の確保、環境保護、気候変動対策、人権保護などが要望事項となっている⁶²⁵。

グレンコアはサプライヤーに対し、サプライヤー行動規範に違反した場合やそのおそれがある状況を特定した場合、グレンコアに対して合理的な時間内に報告し、調査に協力することを求めている⁶²⁶。また、上記事象が生じた場合、グレンコアは、サプライヤーとともに、負の影響の軽減に努めるものの、サプライヤーが合意された期間内に適切な措置を講じることができない、または行わないことが判明した場合、契約終了等の措置等を含め関係を見直す可能性があることも表明している⁶²⁷。

(4) 労使対話

グレンコアは、従業員と請負労働者は、成功の基盤であり、全ての活動の中心にあると位置づけている⁶²⁸。グレンコアは、地域による法律の差を意識しながら、活動する全ての地域において、結社の自由、集団代表権、団体交渉権を支持し、労働環境、賃金、成長の機会についての協議を含め労働組合と誠実に交渉に取り組むことを宣言している⁶²⁹。また、買収、合併、閉鎖等の大きな組織変更等がある際にも、労働者側に照会し、必要な支援を行う。

何らかの違反や懸念事項がある場合に個別に相談できる窓口として、従業員や請負業者だけでなく、外部のステークホルダーも利用できるプラットフォーム（Raising Concerns Programme）（12 カ国語に対応）⁶³⁰を提供している⁶³¹。

(5) 監査と評価

グレンコアは、サステナビリティに関する取組みを監査・評価する機関として、取締役会の下に、最高経営責任者（CEO）、最高財務責任者（CFO）、産業資産部長、法律顧問、コンプライアンス部長、人事部長、健康・安全・環境・市民社会（HSEC：Health, Safety, Environment and Communities）・人権部門部長、サステナビリティ部長で構成される ESG 委員会を設置し、グループ全体で実施されている様々な ESG プログラムやプロジェクトに関して検討を行うとともに、方針、基準、手順、システム等

⁶²² Glencore, Supplier Code of Conduct <<https://www.glencore.com/dam/jcr:1702e23d-dd5c-4cd9-b0a7-955bd5fd5e9f/supplier-code-of-conduct-202206-.pdf>>.

⁶²³ Glencore, Suppliers <<https://www.glencore.com/suppliers>>.

⁶²⁴ OECD, OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High-Risk Areas <<https://doi.org/10.1787/9789264111110-en>>.

⁶²⁵ Glencore, Supplier Code of Conduct, pp. 10-22 <<https://www.glencore.com/dam/jcr:1702e23d-dd5c-4cd9-b0a7-955bd5fd5e9f/supplier-code-of-conduct-202206-.pdf>>.

⁶²⁶ Ibid.

⁶²⁷ Ibid.

⁶²⁸ Glencore, Our people, Labour relations <<https://www.glencore.com/sustainability/esg-a-z/our-people>>.

⁶²⁹ Glencore, Sustainability Report 2021 p.15 <https://www.glencore.com/.rest/api/v1/documents/59122a94d9c86731923614217b1ce1dc/GLEN_2021_sustainability_report.pdf>.

⁶³⁰ Glencore Welcome to the Raising Concerns Programme <<https://glencore.raisingconcerns.org/>>.

⁶³¹ Glencore, Sustainability Report 2021 p.15 <https://www.glencore.com/.rest/api/v1/documents/59122a94d9c86731923614217b1ce1dc/GLEN_2021_sustainability_report.pdf>.

の見直しと承認を行っている⁶³²。グレンコアは、活動分野の人権や環境関連のリスクの高さに鑑み、事業における予防的リスク管理にも力を入れており、2013年にグループ全体に適用されるリスク管理フレームワーク⁶³³を策定、それに基づき自己評価を行い、結果を事業計画や意思決定に反映している⁶³⁴。

サプライヤーに関しては、デスクトップ上での調査、現地監査、予告なしでの非公式訪問等複数の手段をもって監査を実施しており、多くの場合、第三者機関により補充的な監査を行っている⁶³⁵。監査結果や是正のための行動事項のグループ全体での一元管理は行っておらず、調達チーム等がリスク管理フレームワークに従って各現場の需要や課題を特定し、グレンコアが求める行動基準を満たした事業活動ができるように支援を行っている⁶³⁶。

また、MSCI、モーニングスター・サステイナリティクス（Morningstar Sustainalytics）等といった外部機関による評価指標も活用しており、例えば、MSCIの格付けでは「BBB（Average）」⁶³⁷、Morningstar Sustainalyticsからは「高リスク」⁶³⁸といった評価を受けている。この評価は、鉱業セクターが採掘を伴う事業の性質上、紛争鉱物や児童労働が課題となるリスクの高いセクターとなっていることの現れでもある。

(6) 独自の取り組み

グレンコアは、気候変動対策に特に力を入れており、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）およびパリ協定に基づく今世紀後半までに世界の気温上昇を2度未満に抑えるという地球規模の気候変動目標を支持、2026年までに15%、2035年までに50%、2050年までに実質排出量ゼロの目標を掲げ、3年ごとに気候計画を発表している。当該計画進捗状況の監督のため、CEO、CFO、最高執行責任者（COO）、グループリーガルカウンセル Group Legal Counsel といった企業幹部が含まれる気候変動タスクフォース（Climate Change Taskforce）という機関を設置し、目標実現に向けて対応している⁶³⁹。

また、土地の開発が問題となる業種であることもあり、先住民と協力し、文化遺産を尊重することを表明している。具体的には、土地の開発を最小限に抑え、重要な遺産を特定、保存、保護するために、遺産に影響を与える可能性のある人々を含む関係者と協力するといった対策をとっている⁶⁴⁰。

グレンコアは、サステナビリティに関して様々な取り組みを行っている一方、産業の構造上、人権、労働、気候変動、土地開発、贈収賄等のリスクが高い事業活動を行っている。例えば、直近では2022年5月に米国の海外腐敗行為防止法（FCPA）違反があったとして、不正を認めて罰金の支払いに同意しており⁶⁴¹、2023年1月に一般鉱山開発事

⁶³² Glencore, Board oversight and governance <https://www.glencore.com/sustainability/ethics-and-compliance/board-oversight?_x_tr_sl=en&_x_tr_tl=ja&_x_tr_hl=ja&_x_tr_pto=wapp#esg>.

⁶³³ Glencore, Enterprise Risk Management Policy for Industrial Assets <<https://www.glencore.com/who-we-are/policies>>.

⁶³⁴ Glencore, Our approach to sustainability, p.9 <<https://www.glencore.com/dam/jcr:afc474ef-62c3-4f03-af14-0884b96fcae4/Our-approach-to-sustainability.pdf>>.

⁶³⁵ Glencore, Our approach to sustainability, p.38 <<https://www.glencore.com/dam/jcr:afc474ef-62c3-4f03-af14-0884b96fcae4/Our-approach-to-sustainability.pdf>>.

⁶³⁶ Ibid.

⁶³⁷ MSCI <<https://www.msci.com/our-solutions/esg-investing/esg-ratings-climate-search-tool>>.

⁶³⁸ Morningstar Sustainalytics <<https://www.sustainalytics.com/esg-rating/glencore-plc/1008582920>>.

⁶³⁹ Ibid.

⁶⁴⁰ Glencore, Communities <<https://www.glencore.com/sustainability/esg-a-z/communities>>.

⁶⁴¹ Glencore, Glencore Reaches Coordinated Resolutions with US, UK and Brazilian Authorities (24 May 2022) <<https://www.glencore.com/media-and-insights/news/glencore-reaches-coordinated-resolutions-with-us-uk-and-brazilian-authorities>>.

業が気候変動対策にどう合致しているか、投資家が説明要求する見通しであることが報道⁶⁴²されている。このような状況の中、グレンコアは、自身の活動の透明性を高めようと自社ウェブサイトの特設ページ「監査 (Investigations)」⁶⁴³を設定し、政府等による行政監査が入った案件につき結果報告やFAQによる説明、倫理・コンプライアンス体制の説明等を提供している。

(7) 情報開示 (投資家・株主との関係も含む)

グレンコアは、次のとおりサステナビリティへの取組みに関する情報開示を行っている。

自社のウェブサイト: 「サステナビリティ (Sustainability)」と題する持続可能性に関する特設サイト⁶⁴⁴を設けている。また、「環境・社会・ガバナンス (ESG)」と題するグレンコアの 9 つの重点事項 (前述) に関する取組状況を報告するウェブサイト⁶⁴⁵を設けている。

サプライヤー向けウェブサイト: サプライヤー向けのウェブサイト⁶⁴⁶も開設し、取引関係のあるサプライヤーに向けて自社の持続可能性に関する取組みの紹介をし、サプライヤーに求める事項および Q&A を掲載している。

年次報告書: アニュアルレポート、サステナビリティレポート、気候変動報告書、倫理・コンプライアンス報告書等サステナビリティへの取組みを開示する多くの報告書⁶⁴⁷を作成している。財務情報については第三者による監査報告が添付されているが、サステナビリティレポートでは内部監査のみ言及されている。

開示指標

グレンコアのサステナビリティレポートは、GRI スタandardを基準に作成されており、同レポートの附属書として、GRI Standardに対応する各開示情報項目および SASB Standard、国連グローバル・コンパクト、国際金属・鉱業評議会 (ICMM) が定める ICMM 原則⁶⁴⁸等で推奨される開示事項との対照表⁶⁴⁹を作成している他、TCFD 提言にも沿った開示内容となっている⁶⁵⁰。

(8) その他

グレンコアは、外部機関とも協力し、鉱業における責任ある事業の推進に努めている。例えば、①持続可能な開発への鉱業・金属分野の貢献を強化することを目的とした国際機関である国際金属・鉱業評議会 (ICMM) に加入し⁶⁵¹、「先住民族と鉱業に関する ICMM のポジション声明」⁶⁵²に沿った包括的な社会経済影響を考慮した事業活動の遂行

⁶⁴² Reuters, Big investors ask Glencore to justify thermal coal development (5 January 2023) <<https://www.reuters.com/business/sustainable-business/big-investors-ask-glencore-justify-thermal-coal-development-2023-01-05/>>.

⁶⁴³ Glencore, Investigations <<https://www.glencore.com/investigations>>.

⁶⁴⁴ Glencore, Sustainability <<https://www.glencore.com/sustainability>>.

⁶⁴⁵ Glencore, Investors, Environmental Social and Governance (ESG) <<https://www.glencore.com/investors/esg>>.

⁶⁴⁶ Glencore, Suppliers <<https://www.glencore.com/suppliers>>.

⁶⁴⁷ Glencore, Publications <<https://www.glencore.com/publications>>.

⁶⁴⁸ ICMM, Our Principles <<https://www.icmm.com/en-gb/our-principles>>.

⁶⁴⁹ Glencore, Sustainability Report 2021, p.18, pp.77-123 <https://www.glencore.com/rest/api/v1/documents/59122a94d9c86731923614217b1ce1dc/GLEN_2021_sustainability_report.pdf>.

⁶⁵⁰ Glencore, Annual Report 2021 p.24 <<https://www.glencore.com/rest/api/v1/documents/ce4fec31fc81d6049d076b15db35d45d/GLEN-2021-annual-report.pdf>>.

⁶⁵¹ ICMM, Our Members <<https://www.icmm.com/en-gb/our-story/our-members>>.

⁶⁵² ICMM, Indigenous Peoples and Mining: Position Statement <<https://www.icmm.com/en-gb/our-principles/position-statements/indigenous-peoples>>.

653、②サプライチェーンにおける責任ある鉱物の調達を実現させるためのイニシアチブである「責任ある鉱物イニシアチブ (RMI : Responsible Minerals Initiative)」⁶⁵⁴に参加し、オーストラリアおよびコンゴのコバルトに特化したデューデリジェンスシステムの共同開発や合同現地視察の実施⁶⁵⁵、③コンゴにおける公正なコバルトの調達を目指す「公正なコバルトアライアンス (FCA : Fair Cobalt Alliance)」⁶⁵⁶に参加し、小規模な採掘場における児童労働・強制労働の撲滅に向けての協働、④トレーサビリティ向上のためにブロックチェーンを活用することを目指す世界経済フォーラムの鉱山・金属ブロックチェーン・イニシアチブ (Mining and Metals Blockchain Initiative)⁶⁵⁷に参加し、原料の透明性、追跡可能性等に貢献するプラットフォーム構築に関与する⁶⁵⁸等、様々な取り組みを行っている。

その他、ビジネス遂行にあたっての反贈収賄、法令遵守、コンプライアンスの状況の評価・認証を行う TRACE International⁶⁵⁹、高水準の倫理価値に基づくビジネス慣行を促進する Institute of Business Ethics (IBE)⁶⁶⁰といった団体に関与している。

653 Glencore, Human rights <<https://www.glencore.com/sustainability/esg-a-z/human-rights>>.

654 Responsible Minerals Initiative <<https://www.responsiblemineralsinitiative.org/>>.

655 Glencore, Responsible sourcing and supply, Site audits with the Responsible Minerals Initiative <<https://www.glencore.com/sustainability/esg-a-z/responsible-sourcing-and-supply>>.

656 The Impact Facility, Fair Cobalt Alliance (FCA) <<https://www.theimpactfacility.com/commodities/cobalt/fair-cobalt-alliance/>>.

657 World Economic Forum, The Mining and Metals Blockchain Consortium <<https://www.weforum.org/communities/mining-and-metals>>.

658 Glencore, Sustainability, Responsible sourcing and supply <<https://www.glencore.com/sustainability/esg-a-z/responsible-sourcing-and-supply>>.

659 Trace International <<https://www.traceinternational.org/>>.

660 IBE <<https://www.ibe.org.uk/>>.

[10] ノルスク・ハイドロ（ノルウェー）

1. 企業概要

ノルスク・ハイドロ（オスロ証券取引所に上場⁶⁶¹）は、アルミニウム、金属関連のリサイクル、エネルギー、バッテリー事業等を行う会社で、天然資源を革新的かつ効率的な方法で製品に発展させることを通じて、より持続可能な社会を実現することを目指す⁶⁶²。活動地域は欧州、アジア・オセアニア、北米、南米で、40 カ国を超える⁶⁶³。ノルスク・ハイドロは、国連グローバル・コンパクト創設時である 2000 年から参加している⁶⁶⁴。

【図表 22】ノルスク・ハイドロの企業概要

項目	企業プロフィール ⁶⁶⁵
会社名	ノルスク・ハイドロ
英文会社名	Norsk Hydro ASA
ウェブサイト	トップページ： https://www.hydro.com/en/ サステナビリティ特集ページ： https://www.hydro.com/en/sustainability/
設立年	1905 年
本社所在地	ノルウェー（オスロ）
従業員数	3 万 2,000 人（連結・グローバル）
売上高（直近過去 3 年）	2022 年度：2,079 億ノルウェー・クローネ 2021 年度：1,497 億ノルウェー・クローネ 2020 年度：1,143 億ノルウェー・クローネ
主な事業内容	鉱業関連 ・アルミニウム事業 ・金属のリサイクル事業 ・バッテリー事業 ・エネルギー（再生可能エネルギーを含む）事業

（出所）ノルスク・ハイドロのウェブサイトに基づき作成

2. 持続可能なサプライチェーンの実装状況（個社の状況）

(1) サステナビリティに関する方針・行動規範、環境、人権、社会問題、包摂性、持続可能性など

ノルスク・ハイドロは、「配慮、勇気、協働（Care, Courage and Collaboration）」という企業価値に基づき、地域社会への貢献を念頭に責任あるビジネスを行ってきており、サステナビリティを事業戦略の根幹であり、自身の長期的立場と収益性の基礎となるものと考えている。サステナビリティへの具体的取組みのため、2030 年および 2050 年に向けての数量化した目標を気候変動、環境および社会的責任の分野で設定しており⁶⁶⁶、9 つの重点課題について、次のような取組みを行っている⁶⁶⁷。

⁶⁶¹ Norsk Hydro, Share data <<https://www.hydro.com/en/investors/the-hydro-share/share-data/>>.

⁶⁶² Norsk Hydro, Key facts <<https://www.hydro.com/en/about-hydro/this-is-hydro/facts/>>.

⁶⁶³ Norsk Hydro, hydro locations worldwide <<https://www.hydro.com/en/about-hydro/hydro-worldwide/-worldwide/>>.

⁶⁶⁴ United Nations Global Compact, Norsk Hydro ASA, <<https://unglobalcompact.org/what-is-gc/participants/6985-Norsk-Hydro-ASA>>.

⁶⁶⁵ Norsk Hydro, Annual Report 2022, p.5<<https://www.hydro.com/Document/Doc/Annual%20Report%202022%20ENG.pdf?docId=589830>>.

⁶⁶⁶ Norsk Hydro, Annual Report 2022, p.79 <<https://www.hydro.com/Document/Doc/Annual%20Report%202022%20ENG.pdf?docId=589830>>.

⁶⁶⁷ Norsk Hydro, Annual Report 2022, p.60 <<https://www.hydro.com/Document/Doc/Annual%20Report%202022%20ENG.pdf?docId=589830>>.

(i) 倫理・コンプライアンス

適用法令およびノルスク・ハイドロのガバナンス文書の遵守を促し、特に、財務報告、汚職防止、公正な競争、データ保護、経済制裁、人権、安全保障、保健衛生等のコンプライアンス違反のリスク低減に重点を置く^{668 669}。

(ii) 気候変動

アルミニウム生産プロセスの脱炭素化、アルミニウムスクラップの再利用等の促進、水力発電、再生可能エネルギー、天然ガスの利用を進め、二酸化炭素排出量の削減に努める⁶⁷⁰。

(iii) 環境

地域の動植物をモニタリングし、操業停止後の採掘地域を段階的に修復するためのプログラムを通じて生物多様性に貢献する。また、廃棄物の最小化等の形で事業活動全体における環境負荷を最小限に抑える取組みを進める⁶⁷¹。

(iv) 閉鎖施設・尾鉱等の管理

工場跡地の修復、汚染浄化、森林再生等、国際基準に沿った尾鉱等の管理により、環境や人への影響を最小限にする取組みを進める⁶⁷²。

(v) イノベーションおよび技術の移行

温室効果ガス排出量の削減、ゼロエミッション、循環型経済につながる最先端の技術の開発を進める。また、自社製品が環境に与える影響につき、ステークホルダーとの対話やライフサイクルアセスメントを通して改善の可能性を特定する⁶⁷³。

(vi) 人権

主要人権課題を見極め、人権デューディリジェンスの実施やグリーンバンスメカニズムの設置を進めると共に、特定した特に深刻な人権への負の影響に対処する⁶⁷⁴。

(vii) 責任あるサプライチェーン

サプライチェーンにおける透明性とトレーサビリティのデータ化、サプライチェーンにおけるリスクマッピング、国際基準に基づくサプライヤー行動規範の遵守促進、サプライヤーへの研修の機会提供等を通して責任あるサプライチェーンを構築する⁶⁷⁵。

(viii) コミュニティと価値の創造

2030年までに50万人の人々に、将来の経済に不可欠なスキルを身に付けてもらうための教育関連支援、地域支援を実施する⁶⁷⁶。

⁶⁶⁸ Norsk Hydro, Annual Report 2022, p.82-83 <<https://www.hydro.com/Document/Doc/Annual%20Report%202022%20ENG.pdf?docId=589830>>.

⁶⁶⁹ ノルスク・ハイドロの完全子会社でない会社については、当該会社取締役会を通じてノルスク・ハイドロの行動規範およびガバナンス文書の利用を促進している。

⁶⁷⁰ Norsk Hydro, Annual Report 2022, p.86-91 <<https://www.hydro.com/Document/Doc/Annual%20Report%202022%20ENG.pdf?docId=589830>>.

⁶⁷¹ Norsk Hydro, Environmental <<https://www.hydro.com/en/sustainability/our-approach/environmental/environment>>; Annual Report 2022, p.92-96 <<https://www.hydro.com/Document/Doc/Annual%20Report%202022%20ENG.pdf?docId=589830>>.

⁶⁷² Norsk Hydro, Annual Report 2022, p.97-98 <<https://www.hydro.com/Document/Doc/Annual%20Report%202022%20ENG.pdf?docId=589830>>.

⁶⁷³ Norsk Hydro, Annual Report 2022, p.99-102 <<https://www.hydro.com/Document/Doc/Annual%20Report%202022%20ENG.pdf?docId=589830>>.

⁶⁷⁴ Norsk Hydro, Human rights <<https://www.hydro.com/en/sustainability/our-approach/social/human-rights/>>; Annual Report 2022, p.103-108 <<https://www.hydro.com/Document/Doc/Annual%20Report%202022%20ENG.pdf?docId=589830>>.

⁶⁷⁵ Norsk Hydro, Annual Report 2022, p.109-112 <<https://www.hydro.com/Document/Doc/Annual%20Report%202022%20ENG.pdf?docId=589830>>.

⁶⁷⁶ Norsk Hydro, Annual Report 2022, p.113-115 <<https://www.hydro.com/Document/Doc/Annual%20Report%202022%20ENG.pdf?docId=589830>>.

(ix) 人材と労働環境

安全で健康的な職場環境の実現、DI&Eの実現、サプライチェーンを含めた生活賃金の保障に関する分析の実施、障がい者雇用の創出、同一労働同一賃金の実現等を行う⁶⁷⁷。

ノルスク・ハイドロは、上記のサステナビリティ戦略を実践するため、自社の行動基準として、ノルスク・ハイドロ行動規範⁶⁷⁸を定め、グループ全体に倫理的な事業慣行とコンプライアンスを推進する。人権については、人権方針（Human Rights Policy）⁶⁷⁹を定め、国際人権章典およびILO中核的労働基準の遵守と、国連指導原則、OECD多国籍企業行動指針、責任ある企業行動のためのOECDデューデリジェンス・ガイダンス、国連グローバル・コンパクト等の枠組に沿った人権尊重の取組みを行っている⁶⁸⁰。

違法行為、非倫理的行為に関する苦情処理・問題解決のための制度としては、ハイドロ・アラートライン（Hydro AlertLine、22カ国語に対応）⁶⁸¹を設置する他、地域住民とは、地域別の苦情処理受付制度を利用して苦情等の各種申し立てを受け付けている⁶⁸²。

(2) CSR 調達方針（主に国内外の一次サプライヤー向け、グループ企業を含む）とトレーサビリティ（二次、三次サプライヤーを含む）

バリューチェーン上の3万社を超えるサプライヤーはノルスク・ハイドロの事業継続にとって非常に重要な存在であり、前述の行動規範⁶⁸³の中でも「責任あるサプライチェーン（Responsible supply chain）」を構築することが求められている。サプライヤー選定にあたっては、①質、②健康、③安全と環境、④財政上の持続可能性、⑤人権、不正腐敗防止、労働条件を含む企業の社会的責任といった観点からノルスク・ハイドロが求める基準を満たすかが審査される⁶⁸⁴。

より具体的な基準はサプライヤー行動規範（後述）を含め、倫理、人権、サステナビリティ、健康と安全、不正腐敗防止といったテーマ別に複数の方針書に分けて定められており、直接サプライヤーはこれらの方針等に従うことが求められ、間接サプライヤーにも遵守を促すことが期待されている。これらの方針は全ての事業で共通して遵守されるべきものであるが、地域によって異なるビジネス慣行や法律等にも追加的に対応するため、調達は本社で一元化するのではなく、各地域別で対応している⁶⁸⁵。

トレーサビリティについては、『Tag（識別）、Trace（追跡）、Trust（信頼）』というブロックチェーンを使った追跡システムを企業のリスク管理システム構築を手がける企業であるDNV GL⁶⁸⁶の協力を得て開発中である。

⁶⁷⁷ Norsk Hydro, Annual Report 2022, p.116-122 <<https://www.hydro.com/Document/Doc/Annual%20Report%202022%20ENG.pdf?docId=589830>>.

⁶⁷⁸ Norsk Hydro, Code of Conduct <<https://www.hydro.com/Document/Doc/Hydro%20Code%20of%20Conduct%20EN.pdf?docId=550695>>.

⁶⁷⁹ Norsk Hydro, Human Rights Policy <<https://www.hydro.com/globalassets/08-about-hydro/corporate-governance/hydros-human-rights-policy.pdf>>.

⁶⁸⁰ Norsk Hydro, Human Rights Policy, p.1 <<https://www.hydro.com/globalassets/08-about-hydro/corporate-governance/hydros-human-rights-policy.pdf>>.

⁶⁸¹ Norsk Hydro, Hydro AlertLine <<https://secure.ethicspoint.eu/domain/media/en/gui/107963/index.html>>.

⁶⁸² Norsk Hydro, Annual Report 2022, p.106. <<https://www.hydro.com/Document/Doc/Annual%20Report%202022%20ENG.pdf?docId=589830>>.

⁶⁸³ Norsk Hydro, Code of conduct <<https://www.hydro.com/Document/Doc/Hydro%20Code%20of%20Conduct%20EN.pdf?docId=550695>>

⁶⁸⁴ Norsk Hydro, About Hydro, Procurement <<https://www.hydro.com/en/about-hydro/procurement/>>.

⁶⁸⁵ Norsk Hydro, Policies and tools <<https://www.hydro.com/en/about-hydro/corporate-governance/policies-and-tools/>>.

⁶⁸⁶ DNV GL <<https://www.dnv.com/>>.

(3) サプライヤー行動規範

ノルスク・ハイドロは、サプライチェーンを通じた人々や地球への影響を考慮し、革新的で持続可能な事業遂行のため、サプライヤーが遵守すべき「サプライヤー行動規範 (Hydro Supplier Code of Conduct)」⁶⁸⁷を策定している。

同行動規範は、世界人権宣言、国連指導原則、ILO 中核的労働基準、OECD 多国籍企業行動指針をはじめとする国際的に認められた基準およびノルスク・ハイドロのサステナビリティ方針に基づくもので、直接サプライヤーは同行動規範を遵守し、間接サプライヤーを含めサプライチェーン全体に適用される。具体的には、法令遵守の他、①商慣行 (不正腐敗防止、競争法、資金浄化等)、②人権と労働環境 (人権の尊重、労働時間、児童労働、強制労働、結社の自由、労働条件、差別禁止、紛争鉱物等)、③健康と安全 (健康的で安全な職場環境)、④環境と気候変動等に関する要請が定められている。

ノルスク・ハイドロの標準的な契約条件⁶⁸⁸には、同行動規範の遵守が定められており、違反がある場合には、その違反内容によっては契約が解除される可能性もある⁶⁸⁹。遵守状況確認のため、サプライヤーについては遵守状況の文書化を求める他、サプライチェーンのデューデリジェンスを実施しており、違反等があった場合には即契約解除ではなく、まずは協力して是正措置を模索する方針をとっている⁶⁹⁰。

(4) 労使対話

ノルスク・ハイドロは、労働者を最も貴重な財産とし、その健康、安全とウェルビーイングは、企業文化と成長戦略に直結するものと考え、ステークホルダー・エンゲージメントの対象として労働組合との協働を重要視する⁶⁹¹。例えば、ILO 条約第 100 号 (同一報酬条約) および第 111 号 (差別待遇条約) で保障されている機会均等と待遇均等、男女平等、多様性の尊重等についてマネジメントと労働組合代表の間で継続して協議しており、また、人権方針策定の際も労働組合と意見交換の機会を設け、従業員に影響を及ぼすような変更を行う場合は必ず労使対話を行う等、協力関係を築いている⁶⁹²。

個人レベルでは、違反や懸念がある場合には、前述のハイドロ・アラートライン (22 カ国語に対応)⁶⁹³制度を利用して相談することが可能である。

(5) 監査と評価

サステナビリティに関する取組状況の監査は、監査委員会 (Board Audit Committee) が担当し⁶⁹⁴、四半期ごとに進捗状況や違反に関する情報が CEO および取締役会に報告・評価され、事業戦略に反映される。また、年次のサステナビリティに関する報告は外部の監査人による監査が行われている。

⁶⁸⁷ Norsk Hydro, Hydro Supplier Code of Conduct <<https://www.hydro.com/globalassets/download-center/supplier-code-of-conduct/hydro-supplier-code-of-conduct2.pdf>>.

⁶⁸⁸ Norsk, Hydro Extruded Solutions - Standard Purchasing Terms <<https://www.hydro.com/globalassets/08-about-hydro/hydro-worldwide/denmark/tonder-pt/standard-purchasing-terms-and-conditions.pdf>>.

⁶⁸⁹ Norsk Hydro, Responsible supply chain <<https://www.hydro.com/en/sustainability/our-approach/governance/responsible-supply-chain/>>.

⁶⁹⁰ Norsk Hydro, Human Rights Policy, p.2 <<https://www.hydro.com/globalassets/08-about-hydro/corporate-governance/hydros-human-rights-policy.pdf>>; Norsk Hydro, Annual Report 2022, p.109-112. <<https://www.hydro.com/Document/Doc/Annual%20Report%202022%20ENG.pdf?docId=589830>>.

⁶⁹¹ Norsk Hydro, Annual Report 2022, p.85. <<https://www.hydro.com/Document/Doc/Annual%20Report%202022%20ENG.pdf?docId=589830>>.

⁶⁹² Norsk Hydro, Annual Report 2022, p.105 <<https://www.hydro.com/Document/Doc/Annual%20Report%202022%20ENG.pdf?docId=589830>>.

⁶⁹³ Norsk Hydro, Hydro AlertLine <<https://secure.ethicspoint.eu/domain/media/en/gui/107963/index.html>>.

⁶⁹⁴ Norsk Hydro, Board Audit Committee Mandate <<https://www.hydro.com/globalassets/08-about-hydro/corporate-governance/board-audit-committee-mandate.pdf>>.

サプライヤーについては、リスクベースのアプローチにより、社内外の専門家が人権、労働条件、健康、安全、環境面における遵守状況の監査を実施しており、2022年には200件の環境衛生と安全、人権、労働条件等に関するサプライヤー監査が実施されている⁶⁹⁵。

また、MSCI、モーニングスター・サステイナリティクス（Morningstar Sustainalytics）等といった外部機関による評価指標も活用しており、例えば、MSCIの格付けでは「AA」⁶⁹⁶、Morningstar Sustainalyticsからは「低リスク」⁶⁹⁷といった高い評価を受けている⁶⁹⁸。

(6) 独自の取り組み

ノルスク・ハイドロは、エネルギー利用の効率化、再生可能エネルギー事業への注力、リサイクル技術を活用した環境に優しいアルミニウム製品の製造等を通して環境への負荷低減に貢献している⁶⁹⁹。例えば、ハイドロ・サーカル（Hydro CIRCAL）という低炭素アルミニウム製品は少なくとも75%がリサイクルされたアルミニウムで構成された製品で、高品質を保ちつつも排出量を大幅に削減することに成功している。また、ハイドロ・レデュサ（Hydro REDUXA）という低炭素アルミニウム製品は、製造過程において再生可能エネルギーを使用することで、世界平均の4分の1程度の低炭素化に成功している⁷⁰⁰。

また、ノルスク・ハイドロは、自身の活動地域への社会貢献活動も行っており、例えば、ブラジルのパラ県内にある貧困地域バルカレナでは、持続可能なバルカレナ・イニシアチブ（Sustainable Barcarena Initiative（SBI））を立ち上げ、現地の教育、健康、環境の改善につながる活動を続けてきており、2022年には当地で新しい技術学校を開設し、人材育成に努めている⁷⁰¹。

(7) 情報開示（投資家・株主との関係も含む）

ノルスク・ハイドロは、次のとおりサステナビリティへの取組みに関する情報開示を行っている。

自社のウェブサイト：「サステナビリティ（Sustainability）」と題する持続可能性に関する特設サイト⁷⁰²を設けている。

サプライヤー向けウェブサイト：サプライヤー向けに特化しているわけではないが、ウェブサイト上に調達（Procurement）に関するページ⁷⁰³があり、サプライヤー選定方針やサプライヤー行動規範（前述）が公開されている。

⁶⁹⁵ Norsk Hydro, Annual Report 2022, pp.40-55, pp.82-83, p.111, p.252

<<https://www.hydro.com/Document/Doc/Annual%20Report%202022%20ENG.pdf?docId=589830>>.

⁶⁹⁶ MSCI <<https://www.msci.com/our-solutions/esg-investing/esg-ratings-climate-search-tool>>.

⁶⁹⁷ Morningstar Sustainalytics <<https://www.sustainalytics.com/esg-rating/norsk-hydro-asa/1008170633>>.

⁶⁹⁸ Norsk Hydro, Annual Report 2022, p.59 <<https://www.hydro.com/Document/Doc/Annual%20Report%202022%20ENG.pdf?docId=589830>>.

⁶⁹⁹ Norsk Hydro, Annual Report 2022, p.6-8. <<https://www.hydro.com/Document/Doc/Annual%20Report%202022%20ENG.pdf?docId=589830>>.

⁷⁰⁰ Norsk Hydro, Low-carbon aluminium: Hydro REDUXA and Hydro CIRCAL <<https://www.hydro.com/en/aluminium/products/low-carbon-and-recycled-aluminium/low-carbon-aluminium/>>.

⁷⁰¹ Norsk Hydro, Letter to stakeholders: Unique position in new reality <<https://www.hydro.com/en/investors/reports-and-presentations/annual-reports/annual-report-2022/letter-to-stakeholders/>>.

⁷⁰² Norsk Hydro, Sustainability <<https://www.hydro.com/en/sustainability/>>.

⁷⁰³ Norsk Hydro, About Hydro, Procurement <<https://www.hydro.com/en/about-hydro/procurement/>>

年次報告書：年次報告書⁷⁰⁴を毎年作成し、サステナビリティに関する取組状況を開示する。

開示指標

ノルスク・ハイドロのサステナビリティレポートは、GRI スタンダードに準拠して作成されている⁷⁰⁵。また、国連グローバル・コンパクト、ICMM による採鉱 10 原則⁷⁰⁶、国連指導原則、SASB スタンダード、TCFD 提言、アルミニウム・スチュワードシップ・イニシアチブ（ASI：The Aluminium Stewardship Initiative）といった国際的枠組による開示要請も満たしている。また、自身の事業活動を EU タクソノミーに沿って分類して紹介している⁷⁰⁷。

(8) その他

ノルスク・ハイドロは、業界における ESG への取組水準を高めるために、業界団体や NGO 等と協力体制を構築している。例えば、持続可能な開発への鉱業・金属分野の貢献を強化することを目的とした業界団体である国際金属・鉱業評議会（ICMM）⁷⁰⁸や、アルミニウムのバリューチェーンにおけるサステナビリティを促進するイニシアチブであるアルミニウム・スチュワードシップ・イニシアチブ⁷⁰⁹等をはじめとする複数の団体に加入し、業界における ESG 関連実務の向上に寄与している。その他、ビジネスと人権の分野が抱える課題について理解を深めるため、アムネスティ・インターナショナル・ノルウェー、デンマーク人権研究所、ユニセフ・ノルウェーとも協力関係を構築している⁷¹⁰。

さらに、鉱業は土地の開発と先住民の権利が問題となりやすい業種でもあるため、先住民族と伝統的なコミュニティの権利を尊重し、「先住民族の権利に関する国連宣言」および ILO169 号条約（1989 年原住民及び種族民条約）に沿って行動すること、先住民の自決権、伝統的に占有している土地に対する権利、伝統的なコミュニティに対する権利を認めること、自由意志に基づき、事前に十分な情報を与えられた上での同意（FPIC）を得ることを表明している。ノルスク・ハイドロは、先住民族の土地に採掘権や採鉱権を所有していないとしており、先住民族の土地の周辺で展開している事業を年次報告書上で公開している⁷¹¹。

⁷⁰⁴ Norsk Hydro, Annual Report <<https://www.hydro.com/en/investors/reports-and-presentations/annual-reports/annual-report-2022/>>.

⁷⁰⁵ Norsk Hydro, Global Reporting Initiative (GRI index) <<https://www.hydro.com/en/sustainability/sustainability-reporting/global-reporting-initiative-gri-index/>>.

⁷⁰⁶ ICMM, Mining Principles: Performance Expectations <<https://www.icmm.com/en-gb/our-principles/mining-principles/mining-principles>>.

⁷⁰⁷ Norsk Hydro, Annual Report 2022, Appendices <<https://www.hydro.com/globalassets/06-investors/reports-and-presentations/annual-report/jenincharge22/annual-report-2022eng.pdf>>.

⁷⁰⁸ International Compliance Management Model, Who We Are <<https://www.icmm.com/en-gb/our-story/who-we-are>>.

⁷⁰⁹ European Aluminium, Our Policy Work for a More Sustainable Industry <<https://european-aluminium.eu/our-work/policy-matters/>>.

⁷¹⁰ Norsk Hydro, Sustainability-partnerships <<https://www.hydro.com/en/sustainability/our-approach/governance/sustainability-partnerships/>>; Norsk Hydro, Annual Report 2022, p.83-84 <<https://www.hydro.com/Document/Doc/Annual%20Report%202022%20ENG.pdf?docId=589830>>.

⁷¹¹ Norsk Hydro, Annual Report 2022, p.105. <<https://www.hydro.com/Document/Doc/Annual%20Report%202022%20ENG.pdf?docId=589830>>.

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。
<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20220081>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 欧州ロシア CIS 課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5569
E-mail：ORD@jetro.go.jp